

奥州市議会全員協議会 会議録

【日 時】 令和3年4月16日（金） 10:00～16:19

【場 所】 7階 委員会室

【出席議員】 (25名)

小野寺隆夫 佐藤郁夫 小野優 及川春樹 千葉和彦 高橋晋 小野寺満 高橋浩
千葉康弘 瀬川貞清 千葉敦 廣野富男(オンライン) 及川佐 菅原由和 飯坂一也
高橋政一 加藤清 阿部加代子 中西秀俊 菅原明 小野寺重 藤田慶則 今野裕文
渡辺忠 及川善男

【欠席議員】 なし

【出席者】 小沢市長 及川副市長 新田副市長 高橋教育長 千葉総務企画部長
松戸総務課長 折笠総務課課長補佐 佐藤総務課課長補佐
佐藤健康こども部長 千田財務部長 小野寺市民環境部長
浦川協働まちづくり部長 佐賀商工観光部長 菊地農林部長 高橋福祉部長
千葉教育部長 朝日田医療局経営管理部長 二階堂政策企画課長 羽藤財政課長
佐藤学校教育課長
千葉保育こども園課長 菊池学校教育課主幹
及川観光施設対策室主幹
阿部政策企画課課長補佐
瀬川議会事務局長 高橋議会事務局次長 千田議会事務局議事調査係長

【次 第】

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 協 議

(1) 説明事項

職員の懲戒処分について
新型コロナウイルス感染症の対応状況について
胆沢地域の認定こども園整備に係る民間市場調査の結果について
奥州市立教育・保育施設再編のロードマップについて
衣川荘の修繕工事の取扱いについて
総合計画後期計画策定方針案について

(2) 報告事項

議会改革検討委員会検討結果について

- 4 そ の 他
- 5 閉 会

【概 要】

- 1 開会 (略)

- 2 挨拶

(小野寺議長) おはようございます。桜の花は、まさに今見頃と満開、或いは、ちらほらと散り

始めのときかと思いますが、この散り始めの辺りが一番美しいと言われております。

桜の花は満開ですが、奥州市からもコロナが発生して、なかなか止まるところがないようでございます。今日はそういう新型コロナウイルス感染症の対応等についても協議いたしますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは市長からご挨拶をよろしくお願いいたします。

(小沢市長) 私からも皆さん、改めておはようございます。議長の言葉を借りると、本当に花の咲くシーズンというふうな部分で、心が躍るような時期でなければならないのですが、奥州市内においては、ミニクラスターのような形で、実際クラスターと言われている部分もあるわけがありますけれども、なかなか陽性患者が連鎖的に発生するという状況の中で、これから高齢者に向けてのワクチン接種というようなこと、それからその体制をさらに強化していくというような部分においては、大変悩ましい状況が続いているということでございますけれども、令和3年度にも入ったということでございまして、しっかりと気を引き締めて、よりよきまちづくりのために努力をしていかなければならないというふうに思っているところでございます。

本日は、6件の説明というか、発表事項がありますが、後ほど1件目でお話をさせていただくわけがありますけれども、職員において不祥事が発生したということで、この項目を立てておりますので、その場でご説明を申し上げますが、お聞き取りをいただきながら、様々なご意見を寄せいただき、さらに、綱紀粛正をしながら、しっかりと臨んで参りたいと考えているところでございます。

いずれ、様々なご意見を頂戴できますことを、まずは冒頭の挨拶として皆様をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(小野寺議長) 協議に入ります前に、きょう12番の廣野富男議員は、リモートで参加するということになっておりますのでご報告いたします。

3 協議

(1) 説明事項

職員の懲戒処分について (略)

新型コロナウイルス感染症の対応状況について

(小野寺議長) 次に、の新型コロナウイルス感染症の対応状況について、当局から説明をお願いいたします。佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 新型コロナウイルス数感染症対策の対応状況について説明をいたします。ここ数日間というか、3月末から4月にかけて相当の陽性者が出ておりますが、保健所と我々もいろいろ接触者のPCR検査等をしながら、今対応している状況であります。押さえ込みに努力しているところであります。

今日は、3月16日に開催した全員協議会以降の部分について説明をいたします。健康増進課長から説明いたします。

(小野寺議長) 菅野健康増進課長。

(菅野健康増進課長) 健康増進課の菅野でございます。私から、新型コロナウイルス感染症対策の対応状況についてご説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。1の経過報告でございます。前回の全員協議会以降についての報告になります。

(1)の対策本部会議等の開催状況であります。4月1日に第27回の対策本部会議、4月7日に第28回の対策本部会議、4月8日に臨時の対策本部会議、それから、4月9日に第29回の対策本部会議を開催しております。

(2)の奥州国民健康保険臨時診療所の診療状況についてでございます。令和2年度につきましては、昨年6月に開設し、先月、3月までの10か月間の診療状況を申し上げます。

開設日数は80日で、そのうち予約が入り、診療実績があった日が54日。PCR検査の結果は、すべて陰性でございました。また、11月からインフルエンザの検査にも対応しまして、8件の

検査を実施し、すべて陰性でございました。令和3年4月からは、毎週木曜日、午後1時から3時までの2時間の診療とし、昨日までの診療実績でございますが、4月1日、4月8日の2日間、行ってございます。昨日15日は、予約がありませんので休診となりました。

(3)県内の陽性患者の状況でございます。お手元の資料は、4月12日現在の県が公表した数値でございます。昨日15日の公表数値を口頭で申し上げます。括弧内の数値は、前日の増減の数字の比較となります。括弧内の数値につきましては割愛させていただきます。累計患者数が771人、入院中が50人、重症患者数が0人、宿泊療養中が15人、入院調整中が1人、退院、療養解除が674人、死亡者が31人となっております。

(4)奥州保健所管内の陽性者に関する情報でございます。資料は、1ページから2ページに跨ります。

令和3年1月1日から4月12日までの陽性者の一覧となります。資料作成後に、4月13日に70代の男性が1人、4月4日に60代の女性が1人、4月15日、昨日であります、60代の女性3人の陽性患者が確認されておりますので、5人の陽性者が追加となります。昨年の12月21日公表の陽性者1人の確認から約3か月間、感染者の発生はありませんでしたが、3月28日から昨日までの20日間の間で、32人の陽性者が確認されております。

感染拡大の原因を見ますと、春休み中に家族で感染拡大地域への移動があったこと、それからスポーツ活動とその後の飲食によるクラスター、職場関連でのマスクを外しての会話などによるクラスターが発生しております。いずれも換気の悪い状態での飲食や会話などが原因とされております。

2の対策本部会議等の開催内容でございます。

(1)、4月1日開催の第27回の対策本部会議では、1月以降、陽性者の発生がなかったところですが、3月28日から3月31日までの5日間の短期間で、6人もの感染者が確認されたことから、感染状況を情報共有し、今後の感染拡大を防ぐための対応について確認を行いました。

(2)の4月7日開催の第28回の対策本部会議では、報告事項として、国内・県内の陽性者の確認数や行事イベント等の開催状況、市への寄附、発熱外来の診療状況等について報告いたしました。また、情報共有として、各部局、各部会からの情報提供があり、健康こども部からは、4月8日に65歳以上の高齢者を対象にワクチン接種の接種券を発送したこと。ただし、接種日、接種会場等の詳細については、現在、関係機関との協議を進めており、決定次第、改めて今回送付した接種券とは別に、郵送することを情報共有いたしました。

教育委員会事務局からは、小中学校の学校長宛に不要不急の外出を控えるよう通知し、また、始業式、入学式について、学校規模の感染状況に鑑み、各学校で対応するよう通知いたしております。また、思いやりのある行動の喚起、憶測や噂話の注意喚起についても通知してございます。

生活支援部会からは、生活福祉資金、住宅確保給付金、生活保護世帯の状況についての報告を、経済支援部会からは、各種支援策の進捗状況、農林漁業セーフティネットに係る融資等の状況について報告がございました。

協議事項につきましては、県内において3月下旬から4月6日までの短期間に16人の感染者が確認されたことを受けまして、5ページになりますけれども、市長メッセージを発信してございます。今回のメッセージにつきましては、短期間で多数の感染者が確認され、中には、10代や10代未満の子供への感染も確認されていることを受け、感染者やその家族への偏見や誹謗中傷などしないよう、強くお願いするメッセージを発信し、市長みずからの声でラジオを通じて市民に呼びかけるなど、感染拡大の防止に取り組んでおります。

臨時の対策本部会議を4月8日に開催してございます。これにつきましては、市職員が抗原検査の結果、陽性疑いであったことを受け、臨時に対策本部会議を開催し、庁内において情報共有と庁内連携、接触者への対応、業務継続等の確認を行いました。

(4)、第29回の対策本部会議を4月9日に開催してございます。この本部会議では、前日に情報共有を行いました市職員のPCR検査の結果が判明し、陽性が確認されたことから、対策本部会議を開催し、下記の資料により、情報共有を図り、前日の対策本部で確認した事項につ

いて再確認を行いました。本部会議の資料は、下記の資料となります。お目通しをお願いいたします。なお、この職員の感染による他の職員への感染や、同居の家族、また接触者等への感染の広がりはございませんでした。

資料の4ページ、3、奥州金ケ崎休日診療所・夜間診療所・日曜歯科当番医の休診についてでございます。奥州金ケ崎管内で感染者が確認されたことに伴い、院内感染防止の観点から、当面の間、休診となります。診療の再開につきましては、資料には、新規感染者ゼロが7日間続いた場合に、関係機関との協議の上、翌々日以降の診療日から再開するとしておりましたが、4月3日の医師会理事会におきまして再開の判断が協議されまして、その結果、管内において新型コロナウイルス感染者の拡大傾向が弱まり、蔓延状況が改善されたと判断した場合には、関係団体との協議の上、決定次第、再開することに改められてございます。

4の今後のスケジュールでございます。次回の対策本部会議につきましては、国・県の動向や市、胆江管内での感染状況などを踏まえ、開催することとしております。

以上で対策本部事務局から報告を終わります。

(小野寺議長) 高橋福祉部長。

(高橋福祉部長) 福祉部長の高橋です。生活支援部会からは、生活福祉資金関係、それから、生活保護の状況についてご説明をいたします。

資料6ページをご覧くださいと思います。緊急小口資金、総合支援資金の特例貸付につきましては、申請期間が令和3年6月末日まで延長となっております。

(1)の緊急小口資金ですが、3月の貸付件数が36件で、貸付合計は338件、5,801万7,000円となっております。

(2)、総合支援資金ですが、3月の延長貸付を含めた貸付件数は24件、再貸付が18件で、3月までの貸付合計としまして、延長含めた貸付件数が102件、再貸付件数が19件で、合計7,967万5,000円となっております。相談件数、貸付件数とも、2月、3月と増加の傾向が見られ、年度末、年度始めに向けて、生活資金が必要になり、利用者が増えていると考えられます。引き続き注視して参ります。

次に、住居確保給付金ですが、3月の新規決定が2件、延長が1件となっております。支給合計は、初回支給が31件、延長、再延長支給が13件で、374万2,100円となっております。少し落ち着いた状況になっておりますが、暮らし安心応援室の相談件数も増加しており、これらが生活福祉資金や住居確保給付金の利用に繋がっているものと思います。

次に、生活保護の状況ですが、3月の相談のうち、コロナの影響と考えられるものが7件で、申請に至ったものではありませんでしたが、相談に占める割合は減少していない状況があります。コロナの影響と考えられる申請件数の合計は、12件となっております。今後とも、暮らし安心応援室と連携し、生活困窮者の支援に当たって参りたいと考えております。

以上でございます。

(小野寺議長) 千葉総務企画部長。

(千葉総務企画部長) それでは、経営支援部会に係る支援策、融資等の状況について、政策企画課長から説明いたします。

(小野寺議長) 二階堂政策企画課長。

(二階堂政策企画課長) それでは、私の方から7ページ以降についてご説明いたします。

7ページ。まず、商工観光部でございますが、掲げている事業の大半は、令和2年度で事業が終了しておりまして、その実績について説明をしているものでございます。

この中で、経済の下支えとして令和3年度も継続して事業を行うこととしているものがございまして、表で言いますと8ページ、10番は宿泊促進事業でございまして、これにつきましては、宿泊業を営む事業者の事業継続を支援するものでございます。

それから12番、観光関連事業者緊急支援事業。これについては、観光物産協会が行う宿泊、飲食、温泉等の事業に対する補助金の交付でございます。

それから13番、タクシー利用促進支援事業。これは、市内タクシー事業者を支援するため、プレミアムタクシー券販売に係る支援を行うと。

それから14番の観光バス利用促進事業。これにつきましては、観光バスの利用促進を行い、事業者を支援するという内容になっております。

また、ページは11ページ、最後、23番でございますけれども、中小企業事業継続補助金につきましては、2月議会で令和3年度予算として議決をいただいたものでございまして、内容は、中小企業の事業継続を下支えするため、売上高減少率50%以上の事業者を対象として最大15万円、それから、減少率30%以上の事業者を対象として最大7万5,000円を給付するという制度でございまして、2年度中に各種準備を進めておりましたが、この新年度4月1日から事業を進めているところでございます。詳細については、資料をご確認いただきたいと思います。

ページ進みまして、12ページ、農林部関係でございますけれども、こちらも2年度に終了した事業の概況を掲げているものでございます。詳細については、各自ご確認をいただきたいと思いますというふうに思います。

ここには書いておりませんが、地方創生臨時交付金の活用についても少し触れておきたいと思います。さきの全員協議会でご説明しましたとおり、令和2年度に、国の地方創生臨時交付金が、奥州市に27億5,000万円ほど配分されております。このうち、国の第3次補正で配分された奥州市への交付金が7億5,000万円ほどございまして、これは、全額令和3年度に活用するという方針でご説明した経過でございます。

そのうち、既に6億8,000万円ほどの事業を組み立てておりますが、具体的には、先ほど商工観光部の事業としてご説明した宿泊、或いは観光物産タクシー、バスなどの支援、同じく説明いたしました中小企業者への最大15万円給付、或いはこれからスタートいたします農林部所管の水稲作付農家次期作支援事業、これらとなっております。いずれ、この交付金につきましては、まだ活用できる枠が残っておりまして、現在、各課に対して対象事業の照会をしているところでございます。今後また、庁内の選定会議を経まして、新しい事業を構築した折には、皆様の方にご説明したいというふうに考えております。

次に15ページ、農林漁業セーフティネットに係る融資等の状況についてでございますが、合計のところだけお話ししますが、32件、1億7,050万円の貸付決定という実績になっております。

それから、進みまして16ページ、17ページは、商工業セーフティネットに係る資料でございまして、一番下の計をご覧くださいと思いますが、信用保証の認定件数が、4月5日現在で1,533件、実質無利子の制度融資の決定実行件数は、無利子の融資制度、市中企が110件、約14.3億円、県・対応資金が1,488件、約223億円となっております。

以下、表には詳細を記しておりますので、後ほど、各自ご確認をいただきたいと思います。

以上でございます。

(小野寺議長) 千葉教育部長。

(千葉教育部長) それでは、教育委員会の対応についてご説明いたします。

資料の18ページをご覧ください。年度末から、市内で感染者が確認されたわけですが、保健所から、感染拡大の懸念があることの情報提供を受けまして、児童生徒の安全確保のため、小中学校長に各種の通知をしております。その主なものを説明いたします。

2番目の始業式、入学式についてでございますけれども、基本的には開催する方向で準備をしていただきたいと思います。状況によっては、さらに規模を縮小するなど、学校の規模や状況によって対応をお願いしております。この後、伊手小学校及び岩谷堂小学校につきましては、当初の4月6日始業式と7日入学式の延期について、それぞれの学校長及び保護者に通知しております。最終的には、伊手小学校は13日の始業式、14日入学式、岩谷堂小学校は4月16日、本日ですが、始業式、19日入学式と、1週間から10日以上延期ということになります。

次、4の部活動についてですが、当初は春休みの期間中、停止といたします。その後の感染拡大を受けまして、活動停止期間を11日まで延長しましたが、その後、拡大は見られないため、12日から解除としております。なお、スポーツ少年団活動につきましても、同様に、本部を通じて各スポーツ少年団に自粛要請を行っております。

6の健康診断、歯科健診についてですが、医師会の方から、感染者が発生した場合は

延期とすることという要望が出されまして、取り急ぎ4月中に実施予定でありました健康診断については、一時延期とする旨を、これは4月6日に通知をしております。なお、5月以降の分につきましては、現時点では予定どおり行うこととしております。

次に19ページをご覧ください。新型コロナウイルス感染症に係る小中学校の対応についてです。これは、13日に開催いたしました校長会議において通知したものであります。昨年度もこの部分につきましては、臨時休業等の判断基準や、その後の再開基準を示していたところでしたけども、この間、国の判断基準も変わってきております。例えば学校で感染者が発生した場合でも、臨時休業を直ちに行うのではなくて、保健所と相談の上、臨時休業の要否を判断することとありまして、このような国基準と整合性を図ったというものであります。

最初に1番のwithコロナ対応についてですけれども、臨時休業等の判断基準でございます。段階をレベル1からレベル4までの4段階、これは従来と変わりありません。レベル1については市民が罹患した場合。レベル2は児童生徒・教職員の家族が罹患した場合で、感染予防対策を講じながら、通常の活動を行うと。ただし、部活動については、対外練習や対外試合の場合に、相手校に感染がある場合には、の個別ケースとしております。感染状況によって判断するというものです。レベル3は、児童生徒又は教職員が罹患した場合で、当該学校、学年が臨時休業の対象となりますけれども、規模や期間については、保健所の助言によるしております。部活動は、対外試合は不可とし、自校練習や大会参加は個別ケースとしております。レベル4は、集団感染クラスターの場合ですけれども、当該学校が休業となりますけれども、この場合でも、期間等については、保健所の助言を仰ぎながら判断していくというものであります。

以下、学校への復帰や部活の留意事項、次のページには、スクールバスの取扱いについて、そして、2のafterコロナ対応については、臨時休業を行った場合、その後の学習面での対応策を記載してありますので、ご確認をお願いいたします。

以上、今回の感染者の発生に伴っての教育委員会の対応について説明をいたしました。学校関係の感染については、現段階では収束したものと捉えておりまして、引き続き学校現場及び関係機関、関係部局と連携を図りながら、感染防止対策に努めて参ります。

以上でございます。

(小野寺議長) ただいま説明がありました点につきまして、皆さんの方からご質問等ありましたらお願いいたします。22番、菅原明議員。

(菅原明議員) ワクチンの接種の件についても伺っていてよろしいでしょうか。奥州市は、4月19日以降に高齢者施設の入居者と職員を対象にして、スタートさせる予定であるということが地元紙でも報道されたわけでありまして、それで、衣川にあります羽衣荘の方からちょっとお話しされたんですけれども、健康増進課の方から4月20日にワクチン接種が始まる旨の通知が、連絡があったというお話があった。その間もなく後に、今度は5月18日に変更されたと、そう言われ、いや施設ではそのつもりで対策をしていたのに、何で1か月ぐらい遅れるのかなと。そういう心配と不信感のようなものを感じたと言われております。

それはどういうことで、そういうふうになったのかということの、その理由について伺いたしたいと思います。

(小野寺議長) 菅野健康増進課長。

(菅野健康増進課長) 羽衣荘の接種予定でございますけれども、当初は4月、来週接種予定というふうに、こちらでも計画し、先生の日程とあわせて調整していただいているというふうにしてございました。

それで、5月以降になるということで変更になったということの内容ですけれども、後ほどその詳細につきまして、ご報告させていただきます。申し訳ございません。

(小野寺議長) 菅原明議員。

(菅原明議員) 私も聞かれましたので、説明できるように教えていただきたいと思いますし、今、課長さんの説明では、多分、羽衣荘のかかりつけ医といいますが、見てくれるのは、衣川診療所だと思っておりますけれども、その先生の日程等とあわせて調整したというようなお話をされたけれども、よくその辺もわかりませんけれども、やっぱり幾らかでもワクチンがあるのであ

れば、奥州市には羽衣荘だけでなく相当の施設があるわけなんですけれども、早め早めに進められるようにするべきだと思いますので、その辺もあわせて、後で教えていただきたいと思います。

(小野寺議長) 菅野健康増進課長。

(菅野健康増進課長) ご意見のとおり、現在、4月の接種できる部分、それから5月に入りますと、ある程度の量が確保されたワクチンが入ってくる見込みとなつてございます。高齢者施設の要望と嘱託医の先生の日程とあわせて、現在、5月の分につきましても日程調整を行つてございますので、施設に負担のないように早め早めの調整を進めたいと思います。

(小野寺議長) 他に、25番、今野裕文議員。

(今野裕文議員) 25番、今野です。私どもの手元には、奥州市には4月12日の週に1個分届くというふうに情報をもらっているんですが、開始が5月になるっていう話で伝わっていますけれども、まず、事実関係を確認したい。もうすでに他市では始まっている中で、どういう事情があるのか。今の話だとわからないということなのかもしれませんけど、わからないで済むのかわないという思いもありますので、お尋ねをします。

(小野寺議長) 菅野健康増進課長。

(菅野健康増進課長) 県内のワクチンにつきましては、一関市と盛岡市が、県内で最初に2箱届いておりまして、それが私たち奥州市に12日の週に、今週、1箱入るという予定になってございますけれども、それより一週前に一関市と盛岡市につきましては入荷されてございます。そのうち、一関市では、もう先行して始めているという状況にございます。

今週、12日の週に、1箱は奥州市に入るということで現在、進めておりますけれども、本日入荷予定でございます。実際打てると思いますか、準備をする、できるのは、来週以降という形になりますので、4月の接種につきましては、12日の週の1箱入った分につきましては、来週から接種が始まるということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(小野寺議長) 今野裕文議員。

(今野裕文議員) そうしますと、高齢者向けに関しては来週から始まると、お医者さん関係はどうなんですか。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 奥州市においてはまず、あまりワクチンがいっぱい来ないというところがありまして、最初は介護施設を予定しております。で、今後各病院においても、集団接種というか、一般の方も接種できるような体制もとりたいということで今、考えておりますし、そのほかに、集団接種会場ということで、市内に2か所ほど集団接種会場を設置して、そこで土日だけの集団接種会場ということで、奥州医師会からお医者さんの派遣をいただいて実施することを、今のところ計画してございます。

医療関係者の接種につきましては、病院関係が5月中に終わる予定になっておりますし、あと、医院と個人医院等については、6月中に接種完了するという見込みでなつてございます。

以上です。

(小野寺議長) 他に、13番、及川佐議員。

(及川佐議員) PCR検査に関して、何点かお伺ひいたします。

今日いただいた資料によると、PCR検査、調べるために、発熱外来をやっているわけなんですけれども、4月1日、8日、2日間やったと、陰性だったとなると、今、陽性になっている方は、どこで調べたのか。少なくとも奥州地域では、患者がいっぱい出ているわけです。いっぱいって言っちゃあれですが、それはどこで、こういう診療所でやったんじゃないってことだとすると、それは意味が違って、かなり今出ていますので、今1週間に1回しか発熱外来診療所はやらなくなって、ところが現実に出ているわけですよ。ということは、発熱外来で捕まってないということになりますよね。これ、どうしようにも陰性だったんです。全部検査するんですかね。1週間に1回ですから。3月までは1週に2回ありました。結論から言うと、週に2回にまた戻すべきじゃないかと思うんですね。やっぱりかなり不安になっている方が多いので。

少なくとも、件数はもっと頻繁にやって欲しいということがあるので、今の週一に減らして、

1 回に減らしたんでは少ないと思うし、他でやっているのであれば、これまず 1 つ。

で、それに週二でまたできないかどうかっていうのが 2 点目。

それから 3 点目は、先般の予算、水沢病院の予算の中で、P C R 検査機器を買うという話になっていましたけれど、これはどうなさるのか、これに関係するのか。新たに P C R 検査を増やすためにやるのかやらないのか。これに関して伺いたい。

それから、さらに 4 点目。入院の方が、特に順位の基準は非常に難しいんですけれども、おそらく胆江医療圏だけで、今の患者が増えた場合は対応できるのかどうか。ご存知のように、感染症病床は総合水沢病院では、4 床若しくは 7 床、このレンジでとてもこれは間に合わないと思うんです。これは保健所の管轄だからわからないかもしれませんが、今の実態と今後どうしたらどうするのかね、入院に関して。この 4 点について伺います。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) まず P C R 検査についてですが、今回、去年から設置しました奥州金ヶ崎発熱外来につきましては、比較的どちらかというと、こういう件数なんですけど、保健所の方で陽性者ではないかな、発熱しているなというところで、疑いが弱い方がこちらに回されているということになります。疑いの強い方については、今までどおり病院の発熱外来ということで、奥州金ヶ崎発熱外来じゃない行政検査をしている。そういった検査機関で検査しているという状況でございますので、今回、クラスターの可能性があるもあって、相当の接触者がありまして、そういった場合には、その 100 人ほどの P C R 検査も実施したんですけれども、そういった部分については、臨時にそういった検査場所を設けて実施したというのが今のところの状況でございます。

あと、奥州金ヶ崎発熱外来診療所を 2 回にすべきではないかというご質問については、医師会さんと運営委員会を設置しておりますが、当面は 1 回で行って、相当ひどくなった場合は、回数を増やすことも検討するという話になっておりますので、その部分については、今後検討して参りたいということになります。

(小野寺議長) 菅野健康増進課長。

(菅野健康増進課長) それでは、私からは 4 点目の胆江管内での陽性者がかなり出ているということで、医療圏内で入院病棟が大丈夫なのかというご質問でございます。

これにつきましては、奥州保健所さんにも確認いたしまして、管内での医療機関で間に合っている、回っているという状況だと伺っております。今後、奥州金ヶ崎以外でもコロナが増えてくると、また違う状況にはなるとは言っておりましたけれども、現時点では、陽性者すべて、胆江管内の医療機関で治療をされているということでございます。

(小野寺議長) 朝日田医療局経営管理部長。

(朝日田医療局経営管理部長) お尋ねいただきました総合水沢病院での検査の件でございます。

検査といいますか、P C R 検査機器云々のことでございますが、まず一つ目、ちょっと前提としてお話ししておかなければならないことでございますが、検査をする医療機関がどこだということは公表されていないという前提がございましたところ、前回の議会の場では、私の方から、予算に絡めてちょっとお話をさせていただいてしまいましたが、事情的になかなかその辺、今ご説明しづらいところはございます。後で詳細についてお伝えさせていただければというふうに思います。

以上でございます。

(小野寺議長) 及川佐議員。

(及川佐議員) 最初の P C R 検査、臨時のところがあるという話。これは、ちょっと私は知りませんでしたけど、これ、随時作るんですね。それちょっと今言った臨時と奥州金ヶ崎外来診療所の関係、これちょっと教えていただけますか。

(小野寺議長) 小沢市長。

(小沢市長) 奥州金ヶ崎管内には、どこということを控えさせられておりますので、否定されるような言い方はできないですけど、基本的には、公立病院のところで常設の P C R 検査をできる体制がすでにできているということです。

それは、もう皆さん知っている話ですけれども、公にはできないですけれども、それとは別に、奥州市と金ケ崎町で臨時のPCR検査をするということで、週2回、3月まではやっていたのが、臨時のPCR検査所ってということで、ドライブスルーでやっているのが、そのことでございます。

そこですべて見ているのかということではなく、かかりつけ医とか、本人が調子悪いとか、様々な症状が、比較的ライトな症状、軽い方々がご相談いただいた際には、そのドライブスルー型のところに行ってやってくださいねということになります。それとは別に、明らかにこれは早急な部分って言ったらかわいいですけど、確実に潰していきたいと、検査して潰していきたいと。これ言うと、前の人とこっちの人がどのぐらいの重みがあるのかって、言われるちょっと誤解を招くのであれですけど、その判断は保健所がするわけですけども、後段の方々に対しては、公立の病院であるPCR検査所というか、臨時でない常設の場所で、そこをしているということでもありますから。言えば、これ、ちょっと調子悪いが見てくださってということとは話していませんけれども、疑わしい程度によって、しっかり検査できる体制が整っているということですので、まずは、今の1点の質問については、そういうふうな選り分けになっておりますということに私の方から説明をさせていただきました。

(小野寺議長) 及川佐議員。

(及川佐議員) その話はあまり聞いたことがなかったもんですから、何となくわかりましたが。

そしたら、あえてこの奥州金ケ崎外来、1週間に1回なんか必要あるんですか。奥州金ケ崎の発熱外来をやるなんていうのは、だって、むしろそこが中心であるならばね、大きな病院じゃないでしょうから、相当キャパがあると思うんですよ。これは、おそらく医師会に頼んで、1週間に1回に減らしてもらったんでしょうけれども、それだったら、もうそこにも、だって今、皆さん非常に不安があるんですよ、検査して欲しいとかね、或いは、もしかしたら濃厚接触じゃないかっていう不安があるのですね、やっぱり今の時期はですよ、これでなくなったのはまた、どうか知りませんが、今のところは、むしろ臨時で開いたり、或いはこれがさっきの発熱外来も増やすとかね、そういう時期だと思うんですよ。今の時期はですよ。これから検討しますなんて、終わった頃はやってもしようがないんで、今の不安はそういう市民が多いので、やはり窓口をもっと広げたり、或いは市の方も奥州金ケ崎の外来診療所も2回やるとか、タイアップしながら努力、増やすということをやすべきだと思うんですが、この見解についてお伺いします。

それから、総合水沢病院に機器を入れたということは、たまたま言ったのかもしれませんが。聞いていますので、別にそれをすぐ活用できると思いませんけれども、それはやはり一つの大きな資産ですからね。これは、稼働できるような状態、誰が出すかは、保健所経由で来るとか、どこで来るかわかりませんが、稼働するような状態にしてあるということなんでしょうか。或いはその技師も必要ですしね、使い使わなきゃ駄目なので、そういうこと環境は、使うかどうか別ですけど、これはどうなっているのか。予算だけで、買ったんですかもう、買ってどう使うか別なんですけれども、使い方の問題じゃなくて、それはもう機能するような状態にあるのかとか、これ、お伺いします。

それから、入院の患者の考えですと、今言った臨時診療所の考えも含めて、患者も総合水沢病院にこだわらないと、これ、保健所の管轄なんだろうかな。あまりそこを言うと、総合水沢病院も4床若しくは7床が最大ですからね。今の人数ですと、もっとオーバーしている可能性があるんですよ、奥州地域における入院患者数はということなので、それも不安な材料なんですけれども、これも今の発熱外来を含めて、大きな病院でも受け付けるか、そこんとこでできるんだということが、メッセージが伝われば、ちょっとだけでも不安が解消すると思うんですが、入院に関してもお伺いします。

(小野寺議長) 菅野健康増進課長。

(菅野健康増進課長) それでは私からは、1点目の胆江管内でのPCR検査、発熱外来の持ち方と言いますか、そちらの件についてご報告、お答え申し上げます。

県内では、例えば一関市では、市で設置しております発熱外来を閉鎖してございます。それ

は、やはり一関管内の民間のクリニックの先生も含めて、検査体制が整ったと。検査の体制と
いいますか、検査に対応する医療機関が増えてきて、行政側であえて設置する必要がなくなっ
たということで、閉鎖を進めてございます。或いは、他の設置している市町村でも、診療日数
を見直して、休診という形で、廃止はしないけれども、休診扱いということもしてございます。

この胆江管内におきましては、設置してあることによって、やはり住民の皆さんの安心にも
繋がるというふうにも思っておりますし、この状況に応じて、検査日数、現在は2日から1
日は、休診扱いということで当面、状況を見ながらということでスタートしてございます。こ
の状況を見て、医師会の先生方も含めて、診療回数を週2日に戻す必要があるかということも
含めて、医師会の先生方とご相談して参りたいと思います。

それから、3点目の入院の状況でございます。この入院、退院の基準でございますけれども、
以前は一度入院しますと2週間ほど、入院期間が10日から2週間で、なおかつ症状が改善され
ても、3日間は2回ほど検査を受けて、陰性が出ないと退院できなかったんですけれども、そ
の日数が見直されまして、その入院期間中10日間で検査をして、2回の検査で陰性だったとい
うことであれば退院できるというような形に見直されております。そうしたことから、その
1人の方の入院のサイクルが短くなってきている、或いは軽症の方もおりますので、そのサイ
クルが短くなっているというふうにも思っております。この管内での入院患者は、今の状況
では回っているというふうに保健所さんでもお話ししておりましたので、そういうふうに捉えて
ございます。以上です。

(小野寺議長) 朝日田医療局経営管理部長。

(朝日田医療局経営管理部長) 2点目にお尋ねいただきました総合水沢病院に関するご質問につ
きましては、先ほどお話した事情によりまして、この場での答弁は差し控えさせていただきます
して、後刻、説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

(小野寺議長) それではここで、午前11時15分まで休憩いたします。

再開いたします。

先ほど、22番議員の質問に対する答弁保留からお願いいたします。菅野健康増進課長。

(菅野健康増進課長) それでは、先ほどご質問いただきました菅原明議員のご質問にお答えいた
します。羽衣荘での接種の予定が5月にずれ込んだということの理由でございますけれども、
衣川診療所の先生と接種に関して施設等を調整しておりました。その中で、先生と施設の中で、
施設等の準備をする、進める中で、来週からというのは難しいんじゃないかということで、調
整していく中で5月にずれずれ込んだといいますが、延期したというふうに伺ってございます。

こちらでは、来週接種できるものと施設側で報告がありましたので、そういう形で準備は進
めてございましたけれども、施設側から、先生との調整によって5月に延期されたというふう
に伺ってございます。

以上でございます。

(小野寺議長) 菅原明議員。

(菅原明議員) ワクチンの接種が遅れたということは、診療所の先生若しくは看護師さんたちの
そういう施設の都合だというご答弁でございますけれども、そうであれば、診療所も医療局の
管轄の中でありますので。やっぱり医療局全体の中で、診療所の状況がそういう状況であるの
であれば、一般外来の患者さんは午前中に見られているようですけども、1日中、患者さん
が午後まで満杯になって、接種する時間がないというような状況には、私から見るとそのよう
な感じはしないような気がします。

それで、やっぱり医療局の方でも、診療所の先生が確かに1人でございます。ですので、そ
の接種するときに、何とか応援をして、限られる施設の人数ですので、そうやって進めるとい
うことも、当局としては考えて進めるべきではないのかなと私は思いますけれども、それにつ
いて伺いたいと思います。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) ワクチン接種に関して、個々の集団接種もありますし、あとそれぞれの
病院での接種もあります。医療局の方でもいろいろ検討しながら、体制について詰めているよ

うな状況でございますし、前沢診療所とか衣川診療所の部分については、先生が1人という部分もありますので、そういった部分については、接種体制について、医療局といろいろ検討して参りたいというふうに考えております。

(小野寺議長) 菅原明議員。

(菅原明議員) やっぱりワクチンがあって、もう日程も当初のお話を、もう20日からできる状況、打てる状況ですという通知をしておきながら、約1か月も遅れる状況で、もう5月18日頃にしか打てないと、接種できないと、そういうのはやっぱり、私はおかしいと思います。ぜひ、先ほども羽衣荘でもそういう同意書をもらったりして準備をどんどん進めている中で、1か月近くも遅れるというようなことは、大変おかしいことだと思います。それは、やっぱり前向きに考えて、早く対応できるようにしてください。後でもいいですから、答弁をお願いしたいと思います。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 今回は1箱分ということで、975回分のワクチンがきておりまして、その部分について、介護施設を優先して今やっている状況でございます。

例えば、人的体制とか、あとは接種するその技量というのもございまして、そういった部分のいろいろ調整があるということでございましたので、我々としては、ワクチンはすぐ出せるよう、配分できるような体制をとっておきますし、接種する体制について、きちっと体制ができた段階での接種ということで、それがなかなかできないままやるというのも、施設で不安な部分もありますので、いずれそういったようにできるように、医療局の方にもお願いして参りたいというふうに考えています。

(小野寺議長) 菅原明議員。

(菅原明議員) やっぱり計画していることが、そうやって先生の都合とか、そのような状況が起きて、ずれていくってということになると、市全体が回らなくなるような状況もあると思います。ですので、やっぱり計画したように事が実施されていくように、担当課、担当部の方で進めて欲しいなと思いますので、よろしくお願いします。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) ワクチンの実施に対して、実施計画を今策定中というか、市全体のワクチン接種の実施計画については、医師会さん、病院と協議しながら、今決定する状況でございますので、それに基づいて遅れなく進めて参りたいと考えております。

(小野寺議長) 11番、千葉敦議員。

(千葉敦議員) 11番、千葉です。今のことについてですけれども、健康こども部長は、いわゆる医療側の技量とか、体制とかということをお話をされましたけれども、4月20日というはっきりした日にちでやる予定でもう決めていたのに、5月にずれているということですので、体制とか、医療側の準備が十分できないまま4月20日という日程を決めたんじゃないかと私は思ってしまうんですが、そういうのではないんですか。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 医療機関、医療従事者のワクチン接種については、もう今実施している最中でございます。病院の方についても各病院等、公的病院についてはほぼ終わりつつあるんですが、各病院についても5月、連休明けには、5月中には終わることができるという状況にありますし、あと6月中にはその個人院の先生方も医療機関全部、ワクチン接種できるという状況にあります。先生方からよく言われるのは、なかなか自分たちも接種していないのに、高齢者に接種するという、まずそれが言われておりますけれども、何とかその部分について、先生方と、あと看護師スタッフとワクチン接種が十分ちゃんとできるような体制をとってやっていくということで、4月20日の部分につきましても、先生方と介護施設の部分がマッチングできた部分について接種していこうということで、そういった施設についてこれからやっていくという状況でございます。

(小野寺議長) 千葉敦議員。

(千葉敦議員) 今の説明、ちょっとよくわかったようでわからないのですけれども。とにかく、

4月20日で一旦決めたというのは、もうできる体制にあるから決めたと私は今、22番議員とのやりとりで思ったんですけれども、きちっと決まっていなくて4月20日が、日程が決まってしまったのではないかと、どうしてもそう思うと思います。やっぱりそういった、本当にきちっとできる準備を整えた上で、そして迅速な対応が必要かと思っておりますので、今後本当に丁寧な対応と迅速な対応を求めたいと思いますが、改めて伺います。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) ワクチン接種をする担当部として、いずれ4月20日という部分で、今回の1箱分がマッチングできるところにワクチンを配給して、そこでワクチン接種をしてもらおうということで考えておりました。先生方の、又は診療所の関係、その調整の関係について配慮が足りなかったのではないかとこの部分はそのとおりかもしれませんが、今後については、いずれその医療機関と介護施設がきちっと先生方とあったところ、マッチングしてきちんとした体制ができるかどうかについても、いろいろ相談を受けながら丁寧に対応していきたいというふうに考えております。

(小野寺議長) 11番、千葉敦議員。

(千葉敦議員) 今の件は、とりあえずといいますか、了解をいたしましたけれども、よろしくお願いしたいと思います。

別件で1件だけ質問いたします。新型コロナウイルス感染症に係る支援策の中の9ページの14番の観光バス利用促進事業の支援について、1件だけ伺いますが、令和3年度まで事業が延長されたということですが、いつまでの期間で延長されるのかということと、奥州市以外の業者で、奥州市内にも観光バスについて営業している他市町村の業者があるわけですが、そういった影響を受ける他の業者への説明と伺いますが、そういった聞き取りとか、そのようなことはやられているのかどうか伺います。

(小野寺議長) 佐賀商工観光部長。

(佐賀商工観光部長) それでは、経営支援事業のうちの観光バス支援事業の内容についてということにお答えをしたいと思います。基本的に今回、観光バスの利用促進事業ということで、令和2年度に取り組んできたところでございますけれども、その部分につきましては、3月の臨時議会の際に繰越というようなことで、引き続き取り組むということで議会の方には一度ご説明をさせていただきます。実際に、その令和2年度事業の繰越分ということで現在、令和2年度と同じ仕様の中で、まずは継続して取り組むということで今、業者さんの方とやりとりをさせていただいているという状況でございます。なお、この時期につきましては、ちょっとその辺、これから契約を結ぶという部分で手元に資料ございませんので、いつまでという部分については、お答えはできませんけれども、いずれ6月、或いは7月の末日ぐらいをめどに、令和2年度分の事業については、一旦それでつなぐというようなことで進めてまいります。なお、観光バス事業については、令和3年度の予算としても確保させていただいてございまして、令和2年度事業が終了次第、間を置かないような形で令和3年度事業として新規にまた取り組む形を今、想定して進めているという状況です。なお、令和3年度事業分からの部分につきましては、議員からご指摘のありました市外に本社等のある事業所とか、現在、令和2年度事業については、市内に本社のある観光バス事業者2社のみ対象ということでやらせていただいておりますので、市外の本社所在の事業所の方からも対象に加えて欲しい旨の要望等も実際にございまして、令和3年度事業分以降の対象事業者につきましては、その部分も含めて検討した上で決定して進めて参りたいというふうに考えているところでございます。以上です。

(小野寺議長) 6番、高橋浩議員。

(高橋浩議員) 6番、高橋浩です。大きく2点について質問いたします。

まず一つ目は、ワクチン接種の関係でございますけれども、都市部の方では、お医者さん等にも医療機関の方にもワクチン接種が行き届いていないというような苦情も出ている報道も見ております。私自身も母親を病院に連れて行く時に、駐車場の方で看護師さんが、何となくパタパタしながら、運転手さんとお話して、別な方向に案内したりするってというような光景も何度となく見ております。それだけそういう発熱が、全部コロナとは限りませんけれども、発

熱の現状もあるのだなというのを身近に感じている昨今でございます。

そして、配布されるワクチンの数は限りがある。そういうところで、医療機関の皆様にもまずワクチンを早めに打ってもらって、体制を、基盤をきちんと整えていただきたいと私は思うのであります。そこでお尋ねいたします。ワクチン接種の先ほどの他の同僚議員の方からの質問の中では、答弁の中でも、公的病院については大分終わりつつあるのだと。そして、5月若しくは6月中には、個人病院までワクチン接種が終了しそうだというようなご説明がございました。そこでですが、これをもっと早く私はやるべきではないかと、前倒してでもやるべきではないかと思えます。先ほど他の同僚議員からも一般の方へのワクチン接種が遅れたことで、予定も、当局の方も大変ご苦労されているところだと思います。このワクチン接種するお医者さん達の関係も含めて、やはり今後のことを考えると、そういうスタッフ、第一線で働いていただくスタッフの安全確保も含めて、しっかりした地盤固めが必要ではないかと思うところで、その辺の医療機関の方の体制をなるべく早くやってもらえるかどうかというご所見。

あともう1点ですが、新聞報道でもありますように、いろいろ奥州市内で非常にコロナの感染者が出ているというような状況を見ております。野外のスポーツ活動であったりとか、いろんなそういうところで出ているっていうのは、県のコロナ感染の状況を見ても出ているところでもあります。

ただ、ここ2、3日ぐらい前から、その接触者との関係、あまり接触の接点をはっきりしないような感染というようなところも出ているようでございます。そういうことを鑑みますと、実はいろんな噂であったり、いろんな話が実際に出ております。そうしますと、その対象と思われる地域と対象ではなさそうな地域との温度差が非常にあるように私は考えるところでございます。どこそこと、そのクラスターになればある程度の事業者名とかそういうことは出るかもしれませんがけれども、あまりそう特定できないような状況で、ある程度公表できるところ、注意喚起も含めて、例えば地域名、こっちの方とか江刺地域であったりとか前沢地域であったり、胆沢地域であったり、この辺でのなところできなところでこの際発表することも、非常に重要な、非常に微妙なところがあると思いますけれども、今の状況を見ますとそういうところも含めて、この対応を、やはり平時の時の計画とこういうふうになってきたときの状況の切り換えを柔軟にされていくべきではないかと思えます。その大きく2点について所見を伺いたいと思えます。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) ワクチン接種について、医療機関の方、従事者を早くやるべきではないかというのは、我々もそう思っております。実は、医療機関のワクチン接種については、県が実施主体ということでやっております。高齢者と一般の方々、市民の方々のワクチン接種は、各自治体ということで、事業実施主体が変わってございます。国に対しても、市長会から先にまず高齢者よりも医療従事者をやって欲しいということを何度も言っているんですが、国でもなかなかそういった部分がありまして、県の方でも医療機関のワクチン接種を急いでいるとは言っておりますけれども、今のこういった状況でございます。いずれ、県に対しても何かあるたびに医療機関のワクチン接種を早めに早めにということをお願いしたいっていうことは伝えていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

(小野寺議長) 小沢市長。

(小沢市長) 直接その自治体から聞いたわけではないんですけども、テレビの報道の中で、今部長がお話したとおり、医療関係者は都道府県が主体で、それで地元の自治体は住民に向けてということで、その順番は高齢者からって話だったんですけど、わかりやすく言うと、高齢者が1,000人なら1,000人って形にしましょう。予約して、1,000人分だと思って用意したら、7人とか6人のキャンセルがあって来なかったと。そうすると、1,000人分打たずに6アンプルとか6ワクチンが余るわけでありまして。それを来なかったし、日持ちしないので捨てたっていうところもありました。

一方で、主体はともかくとして、医療関係者がやっていないのだから、これはその同意を受けて、自治体の判断で、本当は違法なのかもしれませんが、ルール破りなのかもしれないけども、

医療関係者に接種したっていう自治体もあったと。そのコメントは、それぞれ自治体の裁量に任せる、対応しますっていうことを言っているんですけども、ここで問題なんですよ。我々の方の裁量に任せられているのは、医療関係者の接種の分のワクチンではなく、住民主体のワクチンであるとすれば、少し余ったから何々荘の隣にある何々荘のところに行って、早速同意書を書かせて、パッと打てるかっていうふうな部分は、これ、かなり難しい。とすると、事前に余ることも予想して、余った際にはここでいきますよっていうふうな順番を取り決めておくという必要があるんですけど、一番いいのは、やっぱり医療関係者とか従事している方々に接種させてもらうのがいいはずなんですけれども、その仕切りが、県も国もなかなか。なんとか大臣クラスがやっていいみたいな話をしているんですけど、全く県の方では、ルールを破っては困るみたいな話になっていて。高橋議員の言っていることは全くそのとおりなんですけど、何遍言ってもなかなかそうはならないっていうのがちょっと困ったことだなということで、これは、この間の県の市長会でも、その部分のそこはつきりちゃんとしましょうねと。

その他にやらなければならないことは、例えば高齢者の方の同意書を取るのについても、どんな形で同意書を取ればいいのか、本人の同意確認ができない人にどうやって取ればいいのかっていう、いろんな問題があると。ここら辺のところを一つ一つ取り決めをしながら、全国に対して先行するところの情報などを取りながら、しっかりここは対応していきたいと思うんですけども。今のお話についても同様な悩みを持っておりますので、再度、県に向けさらに柔軟な対応ができるようにということで、そこは要望していきたいと思います。

2点目の部分なんです。これ非常に難しい。実は、最初に奥州市で出たときに、もう前期工事が全部終わった後、塗装だけになった衛生センターの分で、4人発生したわけなんですけれども、これ、すぐに仄聞されて、実は江刺の工業団地の何とか工事をしているところの人だっけとか、小谷木橋の工事をしている人の関係者だっけとかっていう、よくそういう柔軟な発想ができるんだっていうほどびっくりするぐらい、実はちょっと噂が出たんですよ。だから、これは市の管轄でやっている組合という、市の管轄でやっているものだから、ここは全部明らかにしようということで、こういう人たちがこういうことでこうなりましたっていうことを発表しました。かなり丁寧に。そうしたら、風評はその瞬間にパッと収まった。でないと、工業団地の人から、工業団地の人と話してうつるかもわかんないぞみたいな話になる可能性もあったのですが、そんなことなくなりました。ところが、一方であんまり丁寧にやられると、そのエリアの人たちだけいろいろ支障があるので、あんまりはつきり言ってもらうと困ることもあるんだよねっていうふうなご意見もあるんですけども。基本的な話をすると、風評被害というのは、個人名までは出さないまでも、できるだけ詳しく包み隠さずに出すことの方が、実は多少は出るでしょうけども、収まるスピードは圧倒的に早いんですよ。タカハシさんって言っているんですけど、ヒロシさんなんだとかね。いや、違うタカハシさんらしいぞとか、ススムちゃんらしいぞとか。そういう話になってしまうよりは、タカハシタロウさんだと言った方が本当にいいんですけども、そこら辺のところは、今の話についても十分に検討させていただきながら適切に、そしてできるだけ隠さずに公表するということで頑張ってください。

ただし、行政の届く範囲であれば、これは行政の責任で出しますけども、民間の皆さんの部分になりますと、つまびらかにできる部分というのはかなり制約されますので、個人の権利、或いはいろんなものを邪魔にしない範囲の中がどの辺なのかと、全国的な例も見ながらですと、なおかつ大きな風評被害にならないような配慮については、毎回のようには検討しながら対応していきたいと、できるだけよい対応になるように努力をしていきたいと思っております。

(小野寺議長) 1番、小野優議員。

(小野優議員) 1番、小野です。3点お伺いいたします。1点目が部活動に関しましてと、それから2点目が信用保証について、3点目が庁舎職員の感染症対策についてお伺いいたします。

1点目の部活動に関して、学校の活動基準というのが今、レベルを分けた資料でご説明がありましたけれども、その部活の制限に関して、さらにこれを上回るような感じで学校長の判断をもって、その学校だけ独自に制限しているということがあるのかどうか、ちょっと確認させてください。それから信用保証に関してですけれども、今、数字も出て参りましたが、1年以

上長期にわたってこういう状況が続いている中で、去年は借りなくて済んだけども、やっぱりこの先借りたいたいというところが出てくるまで、そういう話も聞いておりますので、改めてその部分に関して今、担当課で支援策を紹介しているということでしたけども、信用保証、金融に関する部分で、改めて今後どう捉えていくのかというところをお伺いいたします。

それから職員、庁舎の感染対策に関して、1人出てしまったというところがありますけれども、ただ、そこから感染が拡大していなかったのも、もう今は通常とおりですよ、ご本人を除き通常とおりですよというご説明がありましたので、まず基本的にはうまくいっているのではないかなとは私思っております。その中で、どうしても職員のプライベートに関する部分も、少し強いメッセージ等も出ているようですけれども、現状、しっかりなさっていると思いますので、そこはもちろん職員から出たということで、おそらく相当数な電話も来たんじゃないかなとは思いますが、折を見て今のメッセージを緩めるタイミングといえますか、少しプライベートにあまり制限をかけなくてもいいんじゃないかなというふうに思うところもあるんですけれども、この辺についてお伺いいたします。

(小野寺議長) 佐藤学校教育課長。

(佐藤学校教育課長) 今年度からお世話になります佐藤です。どうぞよろしくお願いいたします。今の1点目のご質問について、部活動についてですけれども、学校長が独自に判断することがあるかということですが、あります場合には、基本的には、やはり児童生徒の安全安心を守るということを第一の基準判断にさせていただいて、その場で迷った時には、教育委員会との相談の下ということに話はしておりますけれども、即効性がある場合っていうのもありますので、そういったときには、学校長の判断で、まず安心安全を第一に考えてということをお願いしておるところでございます。

(小野寺議長) 佐賀商工観光部長。

(佐賀商工観光部長) それでは、私の方から信用保証、資金需要等、今後の対応の内容についてお答えさせていただきたいと思います。コロナの終息が見えない中で、今また第4波というような状況が来ている中で、今までの資金需要の分は、今までの制度或いは利子補給等で対応してきたという部分はあります。今後、また新たにそのような形での需要が来る可能性も、我々としても認識をしているところでございますので、現在、継続してやっているそういう信用保証或いは資金関係の支援制度、その辺は、まずは継続して取り組むということでございますし、状況によって国或いは県の方でもいろいろ動きが出てくる可能性もありますから、そのような部分については、その辺の情報を注視しながら、遅れないような形で市としても独自の部分で、対応できる内容で制度設計等も含めて検討して参りたいというふうに考えているところでございます。

(小野寺議長) 小沢市長。

(小沢市長) 30回にも及びコロナ対策会議を庁内向けにやってきて、私はその度に、少なくとも市長メッセージを毎回のように発出する、市役所として市長はもちろんであるけれども、部長、課長の管理職の皆様、職員もやっぱり市長の下、一丸となってそういう対応をしているんだよっていうことをもって、市民の皆様にもご協力をしていただきましょうというメッセージの背景があるのですよっていうお話をしました。なので、市長メッセージをしている足元から、注意すれば防げたかもしれないが、注意しても防げなかったのかもしれないかわかりませんが、やっぱり自らの意識を持って、職員には強い自覚を持って対応して欲しいと。やっぱり俺たちも行きたいけれども我慢するかなと、行くんであってももっとより徹底した感染対策、防止対策しなきゃならないなっていうふうな部分を、率先して示して欲しいということを4月30日までには続けて欲しいと指示したところです。命令ではなく、そうあって欲しいという強いお願いをしたということでございます。

やはり、この部分については、たまたま出ていなかったのか、対策が功を奏したのかはともかく、何とかまずこの辺りはやっぱり対応していただかないと、市民の皆さんが、なあと市役所の職員も出て歩いて、こんなことしているんだったらばって話にならないように、どうしてもということはいいいんですけれども、どうしてもっていうのはしょうがないですけれども。そ

ういうふうな部分については、致し方ない場合には、最大のリスク管理をしながらやっていただくということで、防止月間、防止期間というふうな形でお願いしているのも、せっかく何とか沈静化しつつあるので、あと10日ほど、みんなで協力しながら対応したいなというふうに思っているところなので、ご理解をいただくっていうか、議員さんにもですけれども、職員の皆さんにもご理解をいただきたいなというふうに改めて思うところでございます。

(小野寺議長) 小野優議員。

(小野優議員) 学校の部活動に関してはわかりました。

それから信用保証に関しても注視なさっているということですので、そういったところを今後、随時検討していただければと思います。

それから最後の部分ですけれども、本当に1,000人のスタッフを率いるトップとして、もう当然のご判断で、その思いがこもった話なのかなとは思っておりました。もう職員に関してはそこでわかりましたけれども、国とか首都圏なんかもそうなんですけれども、今まで各事業所に対して感染症対策の補助をして、各会社で感染対策をしてもらった中でも、こうして出てきているっていうところが、現場での検証がなかなか進んでないっていうふうな解説もなされるときがあるんですけれども、奥州市内でも市からも感染対策の補助、県からもありましたけれども、例えば、先ほどの公表の話ではないんですけども、そういったこの店舗はちゃんと対策をしている店舗ですよみたいなのところをリストアップすることによって、市民の方々も安心して行動できるのかなと思うんですけれども、その対策済みの箇所の照会といったものが可能なかどうか、ご見解をお聞かせいただければと思います。

(小野寺議長) 小沢市長。

(小沢市長) 私の知っている飲食店の経営者の方から、もう本当にどうしたらよいのっていうふうな悲鳴のような話をお聞きしています。頑張るにも限界あるよねっていう話なんだろうと思います。それにあわせて職員から出たっていうことで、職員は1人でも飲んで歩くなっていう話になれば、誰が飲みに来てくれるのかって、言えばそのとおりなんですけれども。結果的には、やはりどこかでぐーっと抑え込んで、抑え込んだ時間を長くしつつワクチンを打って、そして抑え込まなくても、あとは自然に活動ができる状況まで頑張るといふしかないのだろうと思います。たまたま重篤な方がおらず、軽症或いは短期間で快方に向かっている方が多いので、この部分については、その意味では幸いとは言えるんでしょうけれども、緩めてしまえば、これはなかなか我慢できないような状況になってしまうと。

それともう1年以上ですから、一方で我慢も限界でっていうところもあって、すごい苦慮はしております。できれば飲食店等々、飲食店だけに限らずですけれども、そういうふうな方々に対してもう少し辛抱していただけるような支援策を考えるということになるのでしょうか、今のお話、感染症対策が万全の店とかって市が与えたステッカーを貼ることが本当によいことなのかってちょっと考えてしまいます。市が推奨の店に行ったって感染したなんて話になったら、ちょっと。いや、わからないですからね。その人が入ってくるまでは完璧だったけど、その人が入ってきたって調子悪くなったってこともあるので、少しこの辺のところは、前段の部分のところでは何かお手伝いする方法がないかというようなことなども含めて検討しながら、できることから対応していきたいと思います。

(小野寺議長) 及川春樹議員。

(及川春樹議員) 2番、及川春樹です。ワクチン接種の考え方について、1点お聞きしたいと思います。接種自体は2回必要だと思うんですけれども、今後、ワクチンの供給量が必要数入って来ればよいとは思いますが、その供給時期や量によっては、その1回目と2回目に受ける方が時期的に重なる場合があると思うんですけれども、その場合、例えば2回目の方を優先するのか、それともどのような調整の仕方を今後考えているのかというのを1点お聞きしたいと思います。

(小野寺議長) 菅野健康増進課長。

(菅野健康増進課長) それでは、ワクチン接種の1回目、2回目の申し込み方、予約の仕方になりますけれども、1回目に申し込む際に、2回目の分もあわせてセットで申し込まれるという

ことになります。その2回目の接種の際に、2回目を受ける方の人数を調整した上で予約を受け付けるという仕組みをとってございますので、人数がオーバーフローするとか、そういったことは、コールセンターでの予約等によって予約人数をしっかりとコントロールしておりますので、受けられなくなる、或いは2回目を受けられなくなったというようなことはないようになってございます。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 課長が言っているのは、まず2回とも予約を受け付けるという形でやっていくということで予約していくと。1回目だけでもバーツとこうできるかっていう話なんですけれども、やっぱり2回を受けていただくっていうのは国の方針でして、それが一番ワクチンが効果があるということです、基本的には2回でやっていくと。ただ、人によっては1回目の副反応がひどくて、2回目をやらないっていう方は、それはそれで仕方がないということも国の方では言っていますので、1回目だけでも85%の効力があるというふうに言われておりますので、答えになっているかあれですが、いずれ2回を予約いただくと。そして次、新しい人が1回目の予約するときは、その2回目の方が優先されるという考え方です。

(小野寺議長) 小沢市長。

(小沢市長) 私は、どちらかというと及川春樹議員の考え方に賛成です。やっぱりその方が効率的だと思うんですよ。まずは8割の効果あるんだったら、2回打つ分があれば、例えば20人いて10人に2回やれば、残り10人には後からしか打てないって話だけど、20人1発で打てば、20人に全部打てますよねっていう考え方なんですけど、今、国が示しているのは、とにかく期間があるから、1発目を打ったら1か月以内とか3週間以内に2回目も打ってくださいと、そういう接種の仕方を必ずするようにということを国の方が言っているし、それに従って県もそのような状況でワクチンを手配したり何なりっていうことなので。

イギリスなんかはあれだそうですね。1回目の接種をとにかく幅広くすることっていうことで、その1回でも打った人たちが国民の半分ぐらいとかっていうふうな数まで盛り上がっているっていうことのようなので、この辺のところは、ちょっと自治体が勝手にもらったものを医療関係者にも打つし、2回目打たないでまず1回目の人達だけっていうようなことがちょっとこれ、国や県の指導からすると、今はできにくいっていうことなので、私が立って長々としゃべって申し訳ありませんが、そういうふうな意見も議会から強くあったということを含めて、国に向け、県に向け要望して参りたいというふうに思います。

(小野寺議長) 及川善男議員。

(及川善男議員) ワクチン接種の問題でちょっと関連してお伺いしますが、県の情報がどれだけ入っているのかっていうことを感じるんです。今までの答弁聞いて、例えば私も、県議会でも出された資料を見ますと、医療関係者だと思うんですが、奥州市の医師会が接種するのが5月6日からっていうことになっているんですよね。ところが他の市町村の医師会を見れば、4月からかなり始まって、6月までずれ込むことはほとんどないという状況ですよね。

先ほどのご答弁の中に衣川の羽衣荘の話があって、今、お医者さんの中には当然自分が打っていないので、行くのが不安だっていう、そういうのが出てくると思うんで、そうしますと、なぜ奥州市の医療関係者への接種が遅れているのか、その辺がきちっと捉えられて担当課の方でワクチン接種の計画が、それぞれの高齢者施設なり市民に周知をされているのかっていう、そういう関係は大事じゃないかなと思うんですけども。その辺の情報はどのように入って、市との調整がどのように図られているのか、その辺どうなんですか。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 医療機関の従事者の接種については、実は、うち方には情報がほとんど入ってきておりません。なぜ奥州市医師会のここの部分のワクチン接種が遅れているのかというのも、ちょっと噂話でしか聞いていないので、この部分についてもよくわかっておりませんという答えになります。なので、早く接種が終わることを、それが終わらないとこっちもいろいろ高齢者、一般の方々の接種の方の計画が立てられないものですから、いずれそういったことで医師会とも調整しながらやっていきたいというふうに考えています。

(小野寺議長) 及川善男議員。

(及川善男議員) 医師会の関係もあるんでしょうけれども、管轄しているのは保健所だとすれば、その辺のところの連携を密にしてやっていかないと、特に今、奥州市でコロナの感染が増えている状況です。市民の中にかなり関心が高まっているときに、なぜ奥州市が遅れているんだっということにならないようにしなきゃいけないと思います。その時に、今部長がお答えいただいたように、県の情報があんまりわからないっていうことは、これ、あってはならないことなので、ぜひその辺のところは、情報収集も含めて県との協議をきちっとやって、市の計画を市民に明らかにすると。そうすれば、さっきの羽衣荘のような問題起きないと思うんで、ぜひそういう対応して欲しいと思いますが、どなたがお答えになるのでしょうか。

(小野寺議長) 小沢市長。

(小沢市長) そのようにします。忙しくて行けないんだったら、私が行ってでも聞いてきますし、もう少し頻繁に県医師会とのやりとりもちょっとパイプを作っておかなきゃならないっていうこともあるのかなと思います。奥州市医師会とはパイプが完全にできていますので、いずれ遅れるなら遅れるっていう説明がきちとなされれば、ご理解される方もたくさんいらっしゃると思いますが、ずらっとして今日来るか明日来るかって思っていたっけ、来るのは来月だとやっていったら、やっぱりお怒りになるでしょうし、そういうふうなことがないように、できる期間がいつ、なぜそうなるかというふうな丁寧な説明ができるような情報収集にさらに力を入れて参ります。

(小野寺議長) あと何人ぐらい。それでは、ここで午後1時5分まで休憩いたします。

再開いたします。引き続き新型コロナウイルス感染症の対応状況について質問をお願いします。千葉康弘議員。

(千葉康弘議員) 7番、千葉康弘です。1点だけ質問いたします。先ほど小中学校の部活の自粛というのが出ていました。今現在は、もう解除されていますけれども、一つ気になった部分がありまして、例えば、小中学校の部活を自粛した場合、家族がいて、弟、妹もいるという場合が考えられますけれども、部活だけ自粛した場合でも、そこに小さい子供さんいて、放課後児童クラブとかに通っている子供さんがいらっしゃるとした場合ですと、その対応はどのようにお考えになっているのか。今回はどのような形にされたのか。担当部が違うものですから、連携はどのようにになっているのか。また、今後ですけれども、例えば、また同じような形があっては困るんですけれども、新型コロナが出た場合ですと、どのような形で対応しようとされているのかについて質問いたします。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 今回の教育委員会の小中学校のいろいろなフェーズの段階でのその対応状況の表からの質問だと思いますけれども、学校が休校という形になった場合は、放課後児童クラブがその受け皿となって子供たちをお預かりするという体制を取りとりたいたいというふうに考えております。ただし、感染者の状況にもよりますけれども、感染者がいなければお預かりして、その放課後児童クラブを朝から開いていくような形で、昨年の2月、3月の辺りにもそういった体制をとったこともありますけれども、そういったことで教育委員会と連携しながらやっていきたいというふうに考えています。

(小野寺議長) 千葉康弘議員。

(千葉康弘議員) 子供さんを預かる放課後児童クラブに勤めている方々にしましても、やはり不安だということを聞きますので、その辺の対応もしっかりやっていただいて、不安なく子供さんをお預かりできるような形にさせていただくことが一番かなと思いますので、それについても注意いただく、また、ご指導いただくのが一番かなと思いますが、それについて質問して終わります。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 放課後児童クラブに全員受けるっていうことよりも、どうしても自宅で面倒が見られない子供さんについては他の児童クラブで受けるという形で、できれば親御さんがいるところについてはおうちに帰っていただくということで考えておりますので、いずれそ

の保護者の方が不安にならないような体制は、丁寧に考えていきたいと考えております。

(小野寺議長) 19番、阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) 阿部です。生活福祉資金について伺いをしたいというふうに思います。6ページでございますけれども、緊急小口資金ですが、3月になって相談より貸付の方が多いですけれども、また、その後資金の方も3月に入って増えております。それから、暮らし安心応援室の3月の状況ですけれども、相談も増えておりますので、今後、さらに奥州市でも感染者が出ておりますので、さらに生活にお困りの方々が出てくるのではないかというふうに考えられます。

それで、先ほどこの生活福祉資金のご説明の時に、申込みが6月まで延長になったということの口頭でのお話もありまして、ホームページ上にも載っているということでありましたけれども、辿りつかないですね。ホームページを開きます。やってみました。新型コロナ感染情報からいきます、各種支援にいきます、市民向けの方の各種支援に入ります、新型コロナ関連の主な生活支援に入って、そこから福祉が出てきて、緊急小口資金で出てきます。そこをさらに入って行って県の方にいきます。資金貸付の詳細はこちらまでにいかないと、6月まで延長になりましたというお知らせに辿り着きません。何か市民に教えたくないのかなって思われてもしょうがないような感じがいたします。やはり資金、生活に困っていらっしゃる方々がすぐに相談に来ていただくのが一番早いというふうに思いますけれども、今スマホで何でも調べる時代ですので、検索もしやすい形にして、特にも3月末から6月に延長になっているんだよというようなことを、情報をしっかり市民に周知をすべきだというふうに思いますけれども、その点お伺いします。

それから、返済免除の要件もやっと明確になりましたので、こういうこともしっかり市民に周知をしていかなければならない情報ではないかというふうに思いますけれども、こういう市民周知についてどうお考えなのか、お伺いをしたいというふうに思います。

それから、市長と教育長の方に、3月の末に要望書を提出させていただきましたけれども、特にコロナ禍におきまして、飲食業、接待に関するものもそうですけれども、宿泊業が大変厳しい状況になっております。そこで働く女性の方々、パートで女性の失業が全国で90万人に及ぶというふうにも言われておりまして、相談を受けた女性の方も大変厳しい状況でありました。女性の貧困に対する要望書を提出させていただきましたけれども、この度、昨日の県議会臨時議会が開催をされましたけれども、その中で、地域女性活躍推進交付金、県の方では1,700万円が予算化されました。そのうち、特に今問題になっています生理の貧困ということがありまして、3,000人もの生理用品に対応できる、そういう予算を確保されております。これが市の方に下りてくるんだというふうに思いますけれども、その詳細がわかればお伺いしたいというふうに思います。女性を支援する団体の方から、生理用品の配布等も行っていたというふうになっているようですけれども、相談窓口をぜひ広げていただきながら、相談対応していただければというふうに思いますが、お伺いをいたします。

(小野寺議長) 高橋福祉部長。

(高橋福祉部長) 生活福祉資金の周知のことでお答えいたします。確かににお困りの方については、直接窓口にお出でになる方もいらっしゃいますが、やはり初めにホームページ等で先に窓口等確認されて、その上で、お出でになる方がやはりいらっしゃると思います。ですので、やはりホームページでなかなか辿りつかないとやはりこれは非常に不都合だと思いますので、ぜひいろいろ制度も時期によって変わったりもしますので、内容もその都度行使しないといけないうわけなんです、できるだけ、わかりやすくだり着けるような、ホームページの方に繋がるように、少し再度改めて検討をしたいというふうに思います。それから、返済免除の要件について、具体的に緊急小口資金、それから総合支援資金の免除の要件、住民税非課税ということで前に示しておりましたが、さらに、年度での非課税の状況についても示されておりましたので、この辺についてもホームページですとか、あとは、相談にお見えになった際に、市の方、あとは、社会福祉協議会さんそれから、暮らし安心応援室さんの方に相談に行った際にも、いろいろ周知して、免除についても、今後、周知をしていきたいというふうに考えております。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 女性の貧困の関係のお話をさせていただきます。県の方の議会でそういった予算が通ったというのは今日、一報が入りましてこども家庭課の方で今、対応しているところですけども、まだ内容については全く来ていませんので、どういった方に給付するのかとか、どういった方法でやるのかとか、そういった部分について、県から制度の部分が出来たら、早速、市の方でも対応していきたいというふうに考えております。

(小野寺議長) 阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) ありがとうございます。それと生活保護の関係ですけども、コロナの関係で、就労できる年代の方々でも生活にお困りになって、生活保護ということになる方もいらっしゃるようですけども、その際に車を持っている、自動車を持っているというところで、本来は生活保護車持っていれば、受けられませんよというところもあるんですけども、今は、条件が若干緩和されておりまして、半年ぐらいですかね、車を持っていて、お仕事を探しながらであればOKですよというようなところもあります。そういうことが、担当者ちゃんとわかってますでしょうか。生活保護の相談に行った際に、若干分からないような雰囲気の方々もいたかなというふうに思います。それから、社協さんの方で暮らし安心応援室、様々対応していただいておりますけれども、結局さっきの情報、6月まで延びましたとか、そういうお知らせ、社協のホームページは一切載っていませんので、そういうことも社協さんとしっかり連携しながら、対応していただければというふうに思いますが、その点伺いして終わります。

(小野寺議長) 高橋福祉部長。

(高橋福祉部長) 生活保護の車の所有についてですが、原則的に車の所有は認められないというふうなことでございます。ただ状況によりましては、就業のために必要な場合、或いは通院のために必要な場合っていうことは、やはりありますのでそこは個別に相談をいただいて、お聞き取りをした上で、対応になるかと思えます。職員はその辺は充分わかっているとは思いますが、改めてそこは確認をして参りたいと思えます。それから、社会福祉協議会の方でもなかなかホームページの方が十分でないということもありますが、あとは県の社会福祉協議会の方に繋がるようにだったりとか、やはり作り方はいろいろなようなんです、市のホームページの方とも合わせまして、市の社会福祉協議会さんの方のホームページについても、できるだけわかりやすい作りになるようなことで、ちょっと相談してみようと思えます。以上です。

(小野寺議長) 他にございませんか。佐藤郁夫議員。

(佐藤郁夫議員) はい、佐藤郁夫です。きつく言うことをお許し願いたいと思えます。1つは、羽衣荘の関係。これはおそらく、皆さんは、やむを得ず納得したということだと思うんです。私からすればね。私はやむを得ず納得した。本来はこういうことは起きないはずで。大体決まってから通知を出すと。それが筋だと思いますので、これは過ぎてしまったことです。今後このようなことが無いようにしていただきたいと思えます。無いようにすると思えますが、基本ですから、そのことをまず1つは申し上げておきたいと思えます。

ここで質問に入ります。PCR検査ね。我々はある程度情報が入っています。それから説明もされます。しかし、一般の方々は、広報或いはお知らせ版、そんな場面でしか見られません。そうすると、奥州の、江刺地域が多いんですが、非常に不安になっているわけです。従ってその方々を、まず安心をさせなければならぬと、そこをまず、第一に考えなければ私はならないと思えます。それでちょっと確認ですが、PCR検査は、ちょっと私発熱あるとか、いわゆる発熱外来ですが、発熱あるとか、調子が悪いとか、それで、もしかして、かかっているのではないかと思う人もありますが、その場合はかかりつけ医に行って、私の場合は、K病院ですが、そこで検査を受けるか受けないか、先生の判断だと思いますが、そして、次に保健所に連絡が行くということだと思いますが、そういう内容でよろしいのですか、確認です。何よりも皆さんが不安に思っているから、こういうことだから安心してやりなさいと。もちろん経費がかかりますとかいろいろあると思えますが、私はそういうことが重要だと思いますので、確認ですがそういう流れでよろしいでしょうか。

それから3つ目ですが、先ほど出しましたが、奥州市で重篤か軽症化は別として、入院してい

る方は何名いるのでしょうか。これは公表できないと聞きますが、県では、1ページにあります。入院中69名。これなぜ各市町村で出せないのでしょうか。私は、出していいのではないかと、私はそう思うんですが。それが、第2点目になります。それから、病院名。公立病院でまわしますと、十分ですと言っていますが、公立病院名は公表できないのですか。公立病院というのは、例えば水沢病院とか胆沢病院とか、江刺病院だと思いますが、或いはまごころ病院も入るのかな。これ出すの、なぜ駄目なんでしょうか。それが私ちょっと疑問に思いましたので、質問しました。ただ、市長が、答弁した内容で、こういう縦分けですよ。それは理解しますが、全国放送の中で、例えば大都会で、ここで重篤者が何人入ってくるから、ある病院はそこを空けるために、確保しましたと、病院名まで出していますよ。それは、なぜ岩手県ではできないのかと。他の市町村も、他の県を聞いてみたことはありません。どうしても公表できないのは理解しますが、私、何回も言いますが、市民に安全感を持たせるためにやるのが私は第一番だと思いますので、この辺について、順を追ってお答えを願いたいと思います。それによって、また質問するかもしれません。以上4点、お願いします。

(小野寺議長) 菅野健康増進課長。

(菅野健康増進課長) それではご質問いただきました点についてお答え申し上げます。まず1点目の羽衣荘のようなことが今後ないようにということでございます。これにつきましては、各施設さんの方で手挙げしていただいている、或いは調整していただいているものでございます。それでその際に、ワクチン接種に当たって、様々な情報が、国からの情報が、施設によって入手している施設、それから一部しか入手していないところも確認するとあるようです。これについては、市側から丁寧に情報を提供しながら進めないと、嘱託医の先生と、或いは施設の中で詰めていく段階で行き違いがあったりということも可能性ありますので、今後、市側から丁寧に情報提供しながら、延期するということのないように確認を取りながら進めたいと思います。

それから2点目のPCR検査についてでございます。議員さんご指摘のとおり、まずはかかりつけ医のある方につきましては、かかりつけ医の先生に、まずは電話で、発熱のある、そういった症状、ご相談して、そのかかりつけの先生が診ますよという、かかりつけ医であれば、そちらで検査といいますが、受診していただくということになると思いますし、そのかかりつけ医の先生が、いやいや熱あるようだ、ちょっとうちでは対応難しいので、どちらかの病院を紹介するのでそちらに行きたくらいとか、そういった紹介があれば、そちらで受診をお願いしたいというふうに思います。また、そういったこともなければ、保健所に相談して、症状等の相談をしながら、そうしますと保健所側で、症状に合わせて、あと住んでいる地域も含めて、病院の紹介をしていただけないというふうに聞いておりますので、保健所の方に相談していただきたいというふうに思います。

それから、入院患者の内訳といいますが、市内の方で入院患者がどちらの病院に入院しているのかということにつきましてはでございます。この資料では、県内の総数で表示されてございます。各市町村に流れてくる情報も、県からの情報も、こういった県の総数で、示されておりまして、内訳の市町村の内訳とか、或いは、保健所管内っていいですか医療圏ごとの内訳というものは、県の方で市町村の方には情報は提供されてございませんので、私どもの方では、ここまでの情報しか知り得てございません。

病院名の公表についてでございますけれども、病院名の公表をすることによって、様々な...、県の方で、ルールとしてこの公表はしないということにしております。もし公表することによって、そこに勤められている方へのいろんなそういった変な、違う目で見られたりということもあるかと思っておりますので、そういったことから県の方では公表していないという状況でございます。

(小野寺議長) 佐藤郁夫議員。

(佐藤郁夫議員) 再質問からは少しおとなしくしますから。なぜ、例えば入院の場合ね、69名でしたか、これは、言っている意味はわかりますよ。ここの病院に入院している、仮に胆沢病院に入院しているということになると、看護師さんたちも大変だろうとか、いろいろあると思い

ます、両面あると思いますが、私は何もその、そこを隠す必要ないんじゃないかなと。分かるんですよ、なんでもね。回せますと。さっきの答弁は回していますと。公立病院で回しています。そうすると私立病院には入っていないんだと。そうすると限られますよ。ですから私はね、保健所で言うからできませんというふうにしか聞かえないんです。私はね、もっと連携をとって、前段に申し上げるべきでしたが、もっと連携をとって、私はやらなければ、毎回同じ答弁になります。私はずっと感じましたから、そういうことですのでこれはあえて、これまで、これに対しての答弁は酷でしょうから求めません。それで、16日に1回目のワクチンが来まして、先ほど市長が言いましたが、これは私、提案したいと思いますが、例えば羽衣荘で、このくらい打つ予定だったが打たなかったと、簡単に言えば余ったと。そのためにね、最初に計画として、次の段階を用意してすぐ回せばいいですよ。捨てたところあるようですね、テレビで、2つだけ捨てたところがあるようですが、国では、十分連携とってやりなさいと、もう言っているわけですから。そこは保健所の許可もらわなければならないと思うんですが、次のところを把握しておく、それが計画だと私は思いますが、それをやることはできませんか。それは質問です。

それから、16日は来ますが、あとはいつ来るんですか、そして何個来るんですか、ここは確認をしたいというふうに思います。それから、その場合に、次は、医療従事者ですか、施設ですか、そこまでははっきりしていると思いますから、そこはここで公表、答弁していただきたいと思います。私が言っているのはね、お医者さんと軋轢を起こしては駄目ですから、やっぱりお医者さんの言うこともきちっと聞いて、常に連携を取るようにしておけば、信頼関係だと思えますから。私はそのことが一番重要だと思いますので、その件、質問は2つです。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) それではワクチンの部分についてお答えします。いずれワクチンにつきましては、冷凍のままだと6か月もつということです。融かした後は、結局、そんなにもたないという状況になるし、1本から、1バイアルから5人分取れるんですけど、その5人分で3人分使って、2人分になったときに、誰に打つかという部分で、全国各地では捨てているというような情報が入っているというものでございます。なので、その残った2人の部分について例えば現状、若い方でも打てるようなこととか、そうそういった運用が、弾力的な運用ができるというような話もありますので、その辺については、いずれワクチンを捨てることのないような体制を考えていきたいというふうに思っております。

(小野寺議長) 菅野健康増進課長。

(菅野健康増進課長) それでは、私からは今後のワクチンの入荷の量といたしますが、予定の件でございまして、まず今後の分として、4月26日の週に、その週のいつになるかまだ不明ですが、3箱入荷する予定が示されております。それから5月に入りますと、5月10日の週、それから5月17日の週に合わせて4箱が入荷予定と。それから5月24日の週、5月31日の週で4箱、合わせて5月中に8箱入荷予定ということで示されてございます。

それから、この入荷数量につきましては、高齢者用のワクチンということでの入荷になりますので、医療従事者用のワクチンにつきましては、県の方での調整ということになります。私どもで知り得ている高齢者用のワクチンの数量については、以上でございまして。

(小野寺議長) 佐藤郁夫議員。

(佐藤郁夫議員) 医療従事者用と高齢者用のワクチンは、同じワクチンですよ。同じ種類のワクチンですよ。それ、あとは、計画をきちっと立ててもらえばそれでいいですから。1つね、私はこれ、例えば5本入ったやつ、2本捨てなければならぬような状態になるということのために、慎重にやらなければならないけども、名簿を作っておいて、やったらいいんじゃないですかということを言いたいのです。私1番でいいですから。65歳以上ですから、余ったらすぐ私に電話ください。そしたら、おそく打つ人は、T医者だと思いますので、いいですから、そういうふうにね、今の冗談ですが、次の段階をきちっと計画を立てておいた方がいいですよと。どうですか。そこ。答弁願います。

それからもう一つは、今のような中身を、例えばワクチンがいつ入ってくるとか、PCR検

査、前に広報のお知らせ版かな、4月12日から始まりますとか何とか載っていましたが、市民周知ね、周知というか、できるだけね、市民周知をした方が私はいいと思いますから。あまり先走ってやっては駄目ですが、その市民周知が一番重要だと思いますので、市民が不安に思っていることは、やっぱり行政が応えてやらなければならないと思いますので、周知の方法はどうするかということ。お聞きして終わります。

(小野寺議長) 菅野健康増進課長。

(菅野健康増進課長) 高齢者施設へのワクチン接種につきましては、ご指摘のとおり計画的に、いつ、どこで、何人分接種するかというのを計画的に組み立てて、そして、もし調整、或いは、今日はちょっと急遽難しくなったという場合には、調整できるように計画を立てたいというふうに思います。

それからPCR検査の市民周知でございますけれども、やはりこれまでも様々なメディア、広報等も使いまして、周知しているところですが、市内での感染者の発生を受けまして、やはり再度、皆さんにお知らせする必要があるというふうに考えています。不安に思っている市民の方がたくさんいらっしゃるという状況にあると思いますので、改めて周知の方法を、いろんな形で、保健所さんの例えばツイッターとか、市のSNSとか、そういったものも先日、保健所と連絡を取って、今の感染状況を市民にお知らせするために何ができるかっていうことを、相談しました。そういった形で、最新の情報を流せる形で進めて参りたいというふうに思います。

(小野寺議長) 他にございませんか。それでは 新型コロナウイルス感染症の対応状況については、以上とさせていただきます。

説明者入れ替えのため、暫時休憩します。

胆沢地域の認定こども園整備に係る民間市場調査の結果について

(小野寺議長) 再開いたします。続きまして 胆沢地域の認定こども園整備に係る民間市場調査の結果について、当局から説明をお願いいたします。佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) それでは胆沢地域の認定こども園整備に係る民間市場調査の結果について、保育こども園課長から説明いたします。

(小野寺議長) 千葉保育こども園課長。

(千葉保育こども園課長) 胆沢地域の認定こども園の整備に係る民間意向調査を実施いたしました。その結果をご報告いたします。胆沢地域においては、幼稚園の利用ニーズが低下しており、市立教育保育施設再編計画に基づき、現在の南都田幼稚園の土地と隣接する旧南都田中学校跡地を活用して、施設整備する市の考え方について、民間事業者から整備の意向や具体的な企画提案があるか確認するため調査した結果、1法人から提案がございましたので、ご報告するものでございます。

1、調査期間でございますが、昨年度の1月12日から2月12日にかけて実施したものでございます。

2、調査対象地等の概要でございますが、(1)調査対象地につきましては、先ほど申しました現在の南都田幼稚園の土地及び隣接する、現在使っておりません南都田中学校跡地の一部をお示しして提案を求めたものでございます。土地の面積でございますが、約7,000平方メートル。そして、土地の所有者は奥州市でございます。

(2)として既存建物でございますが、現在の南都田幼稚園の園舎とスクールバスの車庫があるという状況になっております。先に資料の2枚目の地図の方ちょっとご覧いただきたいと思います。今回ご提案をお願いした利用土地の表示をしています。地図の方で、3つの白い四角の表示がございまして、右端の塚田214-4から塚田126の一部、この3つを合わせて約7,000平米でございます。このエリアを活用して、事業提案があるかどうか求めたものでございます。また、参加者の事前説明会の際に、この他に使っていないエリアはあるのかとの質問等があったため、点線の部分を参考にしてこちらも、現在土地については、遊休地であるという説明をしたところでございます。1枚目の資料にお戻りください。

3、市が設定した意向確認項目でございます。1つ目として、整備する施設の種類をお示しいたしました。認可施設である幼保連携型認定こども園の整備をしたいということで提示をいたしました。

2つ目として、企画提案を求める事業内容ですが、(1)として、既存の土地及び園舎の活用方法、運営の特徴、保育士確保などの概要について企画提案をお願いします。(2)として、現在の幼稚園の園舎の解体、更地の活用等の希望がある場合は、具体的に提案してくださいという内容を求めました。

3つ目として、保育事業の実績ということで、施設経営の実績がある場合は、その法人さんについては、具体的にお示しくださいということを示しました。

最後4番目ですが、整備にあたって市に期待する措置等があるかどうか、ある場合は提示してくださいということで、(1)として周辺の公共整備、当該土地及び園舎の活用に関することの要望があれば示してしてください。(2)は、政策的規制緩和、土地の賃貸借料などの措置で、事業が実現可能なために要望等があれば示してくださいというような内容で、企画提案を求めたものでございました。

4番目、意向調査の結果でございますが、認定こども園を整備してぜひ事業を実施したいという法人さんが、1業者ございました。そして、具体的な企画提案書の提出がございました。なお、この企画提案書につきましては、事業者さんのノウハウがあることから、他の法人等に知られた場合には不利になるということで、あくまでも市への提案ということで、それ以外については出さないで欲しいという、秘密対応ということでの約束事になってございますので、詳しい内容については控えさせていただきます。

最後5番、今後の対応でございますが、胆沢地域教育保育施設再編準備委員会での協議やこども子育て会議、いわゆる審議会での審議を経ながら、最終的に今回の企画提案を市の事業方針として決定しながら、整備を進める方向でこれから準備して参りたいと考えているものでございます。

以上、報告させていただきました。

(小野寺議長) ただいま説明ありましたことについて、ご質問等ありましたらお願いいたします。19番、阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) ここのこども園は、公立の認定こども園になるってということですか、それとも社会福祉法人さんの方での運営になるということになるのでしょうか、お伺いします。

(小野寺議長) 千葉保育こども園課長。

(千葉保育こども園課長) 市の教育保育施設再編計画の基本方針の中に、いわゆる民間事業者が参入する地域においては、そちらの施設整備として進めると。ただし、地域によっては、民間法人さんが参入できないエリア、そこは、行政が責任を持って環境を整備するという方針に基づいて現在、進めているものでございます。今回の市場調査につきましては、ここのエリア、胆沢地域の今のこどもの数や待機児童の状況を見て、認定こども園を民間で実施する意向があるかどうかということを確認させていただきました。市としては、今回の確認で民間法人でもやりたいということが確認できましたので、民間整備で具体的な事業を実施できるか、これから方針なり構想、計画を固めて、実際できるという部分になれば、具体的に民間法人整備での事業として進めていきたいと考えているところでございます。

(小野寺議長) 阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) そうなりますと、ここの土地は市の土地ですから、売却ということになるのでしょうか、それとも貸し出すということになるのでしょうか。また、その代金等はどのようなふうに見ていらっしゃるのでしょうか。それとも無償でなければ建てられないというような意向なののでしょうか、お伺いをします。

(小野寺議長) 千葉保育こども園課長。

(千葉保育こども園課長) 1法人からの今回の具体的な企画提案書の中に、今言った土地の活用方法について、詳しく提案書をいただきました。先ほど申したとおり、その部分については、ノウハウとかかなりスキームに関係することもあるので、この場での公表は法人さんとの約束

できない状況でございますが、いずれこの法人さんに限らず、今後、市の方で民間整備するって部分の条件、土地を売るのか貸すのか、あとは価格設定をどうするのかという部分を、市の方針を決めて、一般的には、最終的に業者を決めるプロポーザル等の公募にかけて、今回の提案法人以外の法人も参加する可能性もございますので、その際に、土地の売却方法や既存建物の処理方法についても、公にして進めるという形を考えておりますので、今時点で確定、コンクリートになった方針はないという部分で、いずれ業者さんの提案をすべて受け入れて実行できるかどうか、これから精査するというような段階となっております。

(小野寺議長) 阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) そうしますと、今回の全員協議会でのこのご説明は、何も決まっていけれども、民間の方で認定こども園をやりたいという方がありますよということのご説明ということなんでしょうか。まだはっきり決まっていというところでご説明いただいたのはありがたいなと思うんですけども、しかし結局、このノウハウの部分では、やはり民間事業者さんの大切なノウハウだと思いますので、しかし、それが議会として貸す、貸さない、売る、売らないというところまではまだ何も決まっていなと。しかも、まだ全然決まっていというところ、ご説明いただいたというだけで終わりということではよろしいのでしょうか。

(小野寺議長) 千葉保育こども園課長。

(千葉保育こども園課長) 今回は、市場調査をして、民間事業者さんでぜひやりたいという事業者があったという報告でございます。実は昨年度、羽田地域の民間市場調査をさせていただきましたが、そこらは意思表示業者がなかったというような状況もありまして、今回の胆沢地域については、ありましたという部分を、まずは議会の皆様へご報告をさせていただきたいというのが趣旨でございます。いずれ早い時期に、この今回の企画提案に基づいて、どのような形で認定こども園を整備するかという方針については、今年度の早い時期に改めまして議会の皆様にご説明するように準備を進めたいと考えているところでございます。

(小野寺議長) 阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) 市のここの土地の活用方法は、認定こども園を作りたいという思いで、調査をしたということでよろしいのでしょうか。

(小野寺議長) 千葉保育こども園課長。

(千葉保育こども園課長) これまで、認定こども園の整備について地元胆沢地域の委員さん方からのご意見をいただいて、適地について、この南都田エリアが幼小連携も含めて良いエリアであると。そして、市としてもここのエリアに認定こども園を整備したいという考え方で、そして、民間事業者でやっていただけたところがあるかという意向調査をさせていただいたということです。当課といたしましては、この場所に認定こども園を整備するという方向で、資料づくり、計画づくりを進めさせていただきたいと考えているところでございます。

(小野寺議長) 25番、今野裕文議員。

(今野裕文議員) ちょっと違和感を覚えるんですけど、2園構想があって、1園構想になったのかなと思うんですが、胆沢地域全体の子育て施設の配置はどうなるのか、或いは胆沢の地域を、どういうまちづくりをするのか、そういう理念があった上での調査なのかと。私は奥地で僻みもあるからですけど、水沢に近い便利なところに施設を集中したいのはわかりますけれど、胆沢地域全体をどうするのかという結論が出た上での調査なのかというのがまず1点。

それから、もう1つは、その法人かどうかわかりませんが、今2つある保育園を、施設が老朽化していて1つにまとめたいと、新しい園舎を作りたい、そういう話も伺っているところがあります。そうすると、この施設との関係でどういうことになるのか。そういう未来構想が描かれているのかどうか、私が言わなくてもわかると思うんですが、学校や子育て施設のいないところは、人は来ないわけですよ。いなくなるわけですよ。それを、地域をどう守るのか、或いは形成していくのかという発想がないまま、多分3分の2の補助を得るための苦肉の策だろうと私は思うんですけど、そういうことだけで進めていいのかという思いがありますので、お尋ねをいたします。

(小野寺議長) 千葉保育こども園課長。

(千葉保育こども園課長) 胆沢地域の子育て環境の課題といたしましては、さきに申し上げましたとおり、幼稚園の施設が多い状況でありまして、保育の受け皿が少ないという課題がございました。それを見据えまして、胆沢地域内に、認定こども園ということで、幼稚園枠と保育枠、両方を持った施設整備を行い、地元で保育の受け皿を拡大しようという将来ビジョンを持ちながら、再編についてこれまで議論させていただいたところでございます。当然、現在のルールでは、新しい施設を整備する場合は、審議会にかけまして、いわゆる定員が超過にならないか、要するに施設を作ってもすぐ定員割れになって、経営が苦しくなるというようなことのないように、適正定員であるかどうかを審議会に諮った上でしか施設を整備できないというルールがございましたので、その辺も含めまして、今回、胆沢地域については、当初2つの認定こども園構想が確かにありましたが、子供の数の減少等を見据えて、まずは1つ整備をするという部分が各委員さんからのご意見、ほぼ全会一致ということでもいただきまして、進めてきた経過がございます。

また、この当地域の特色、胆沢小山が隣接という部分での特色ですが、胆沢で施設に預けている総数の約40%から45%が水沢地域の施設を利用している、住んでいる地元の胆沢地域の施設が、受け皿が少なく利用できないという課題がございました。それを解消するためにも、公立の2つの幼稚園を再編して認定こども園を整備し、保育の受け皿を拡大したいという思いでの再編計画でございますので、将来を見据えて、今回、民間法人さんからご提案いただいた内容を精査しながら、市の事業として進めていきたいという考えでこれから進めようとするものでございます。

以上でございます。

(小野寺議長) 今野裕文議員。

(今野裕文議員) 今、民間の保育園、2つありますよね。それらはどうなるんですか。私は、別に南都田がどうのこうのって話をしようと思っているのではないんですけど、胆沢の地域をどうするのかと。そういう視点で考えられているのかってことです。あんまりどこだりと言っちゃ駄目なんでしょうけど、今の施設は古くなって建て替えをしなきゃないって言う時に、この認定こども園ができて、上にある園は2つとも閉鎖ということにならないのですか。きちんと入れる施設があった方が、私はいいと思うんですけどね、地域作るにはね。そういう発想でやられたのかどうかっていうのを伺っているのです。確かに民間が建てれば、施設建設費の3分の2、出ますよね。市でやれば出ないですよ。そういうお金の問題と、地域をどう作るのかっていう問題をきちんと検討されたのかっていうことを聞きたいんです。愛宕保育園に関して言えば、いずれ廃止、廃園だって言われているわけですし、そういうのも検討の枠の中に入っているのですか。

(小野寺議長) 千葉保育こども園課長。

(千葉保育こども園課長) 当然、公立の3幼稚園だけを議論したのではなくて、就学前施設については、現在、公立も私立もなく、すべて市の公共事業でやってございますので、そして、すべての入所調整は市の方でやっているわけでございますので、当然、今ある胆沢地域の2保育所、幼稚園、新しく造る認定こども園全体で、1号、2号、3号というその定数枠が適正な数になるかどうかという議論をさせていただきました。

それで、当初計画では、2つの認定こども園整備というところからスタートしましたが、繰り返しになりますが、子供の数の減少もかなり早く進んでいるという部分で、また、幼稚園のニーズが早く低下しているということで、まずは、1つの認定こども園の整備が早急に必要だという考え方から、今回、進めさせていただいているものでございます。先ほども申し上げましたが、こども子育て会議という審議会の中でまさにこの議論をしていただく重要な点が、その胆沢地域全体で、今回の認定こども園を整備したときに、待機児童が出ないように調整されるのか、定数が超過にならないのか、他の保育所が今後どうなるのかという部分も審議していただいて、将来減るようであれば、当然2か所目も必要だという意見も出るでしょうし、いずれ全体で、公立、私立合わせた胆沢地域全体の受け皿が適正な数になるかどうか、これを審議していただいて、当然その審議した状況の中で、新しく整備する認定こども園が、例えば60人

規模なのか90人規模なのか、120～130人規模なのかというその規模についても、審議会ではご意見がいただけるものというふうに思っておりますので、いずれ地域の将来的にも安心して子供を預けられる定数確保、これを大切にしながら計画を進めて参りたいと考えているところでございます。

(小野寺議長) 今野裕文議員。

(今野裕文議員) そうしたら、将来の保育園の配置っていうのは、どういうふうに検討になるんですか。

(小野寺議長) 千葉保育こども園課長。

(千葉保育こども園課長) 現在の委員さん方といえますか、検討の中で、将来的にここというふうにコンクリートになったものはございません。ただし、意見の中で、当初からは胆沢地域2か所必要、認定こども園2か所必要だったよねという部分で、いわゆる今の南都田エリア、そして、小山エリアの方の地域バランスを取った将来的な配置が必要だよねという委員さん方のご意見はいただいているところでございますので、その年次計画の中では、そういうご意見を参考にして、地域全体で通園距離も含めてバランスのとれた施設配置も進めていく必要があるというふうに認識してございます。

(小野寺議長) 今野裕文議員。

(今野裕文議員) 私は、担当課の問題でないと思うんですね。地域をどう作っていくのかという観点で考えられたのかと。私は、今の計画であれば、当然今ある2つの保育園は撤退して、下がってくると、そうならざるを得ないだろうというふうに思うんです。その時に、胆沢の中核的なところが空洞化すれば、中心地はどんどん下がってくると。しかし、その中核的なところっていうのは、西側の地域があってはじめて維持されているわけですよ。私から言えば、若柳とか南都田の地域は、かさがあって成り立っているんですよ。それをどんどん下げていけば、そこを支えるところがなくなっていくんですよ。それはね、胆沢ダムで愛宕が学んだように、がらっと変わるんですよ。だから、地域をどう作るのかっていう観点でスタートしているかどうか。お金だけの問題で物事を進めるようなことをしないで欲しいということを要望して終わります。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 議員さんがおっしゃることも最もだと思います。いずれ、こういった計画を出して、ここの認定こども園を造るといった時にも、胆沢の地域教育保育施設再編準備委員会ということで、胆沢の皆さんの主だった方々に来ていただいて、どこに造るかといった部分についてもいろいろ議論していただいております。まちづくり全体を見ながらという部分については肝に銘じて参りますけれども、こういった教育保育施設の再編については、待ったなしの状況でもございますので、そういった部分も加味しながら、今後、進めて参りたいというふうに考えております。

(小野寺議長) それでは、胆沢地域の認定こども園整備に係る民間市場調査の結果については、以上とさせていただきます。

ここで、午後2時15分まで休憩いたします。

奥州市立教育・保育施設再編のロードマップについて

(小野寺議長) 再開いたします。次に、奥州市立教育・保育施設再編のロードマップについて、当局から説明をお願いいたします。佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) これも健康こども部からの協議でございますが、奥州市立教育・保育施設再編計画に基づいて、昨年度、2年保育ということで、大きな反響を呼びまして、すごく反省しているところでございます。全体計画をまず示してから進めるべきではないかということで、今回、小中学校等の再編計画もできましたので、教育保育施設のついても、再編についてロードマップを、まず案ということでお示ししながら、進めて参りたいというふうに考えております。詳しくは、また保育こども園課長から説明いたします。

(小野寺議長) 千葉保育こども園課長。

(千葉保育こども園課長) それでは、私の方から奥州市立教育・保育施設再編ロードマップについて、資料に基づきましてご説明申し上げます。

平成29年度に策定しました奥州市立教育保育施設再編計画に基づき施設再編を進めてきたところでございますが、現在、抱えている課題を早期に解決するため、令和3年度以降の具体的な統廃合の方法と時期の素案をお示しし、市民のご意見を踏まえた実施計画をまとめようとするものでございます。

まず1、これまでの再編計画の進捗状況についてご報告申し上げます。公立施設の再編状況の令和2年度末、表のとおりでございますが、令和2年度に完了した部分についてご説明いたします。まずは、前沢地域をご覧ください。前沢南、北、東の3幼稚園を令和元年度末で廃止いたしまして、令和2年4月、前沢北こども園、幼保連携型認定こども園を整備いたしまして、前沢地域の待機児童の解消等の取組みを進めたところでございます。次に、衣川地域をご覧ください。実質の休園状態になってございました衣里幼稚園につきまして、令和2年度末をもって幼稚園を閉園ということで、再編計画に基づく計画を完了しているところでございます。一番下にありますように、令和3年度時点で、現在、公立施設17施設という部分でございますが、将来的には、6つの存続に再編していこうという計画になってございます。

次のページをご覧ください。(2)施設創設の状況、幼稚園を除くということで、待機児の解消のために公立施設の方の再編調整を進めるほか、民間の施設の整備支援もこれまで行ってきたところでございます。平成29年度以降の受け皿拡大の内容を示した表になってございます。特に令和3年度に向けまして実施した事業につきましては、水沢地域で新たに家庭的保育事業所1施設、江刺で認可保育所63人定員、そして5月の開園予定でございますが、水沢地域に幼保連携型認定こども園、60人定員ということで、毎年毎年、定数の拡大に努めてきたところでございます。

(3)定員の推移でございます。1号認定幼稚園を除くものについてでございます。平成28年度時点におきまして、保育等の定員は3,144人分でございますが、これを毎年毎年拡大の取組みをしまして、令和3年度の定数といたしまして、3,494人分ということで、350人分の受け皿をこれまで拡大してきた取組みをしてございます。

(4)待機児童の状況でございます。施設再編計画策定前の平成25年からの4月1日及び10月1日の待機児童の状況を載せているものでございます。平成25年4月1日の法定待機については1人、そして10月1日は37人という状況でございました。29年度に再編計画をまとめまして、それ以後の状況でございますが、平成29年4月1日には、待機児童22人、10月1日には31人という状況で、待機児童ゼロを目指しましたが、なかなかゼロの実現ができませんでした。しかしながら、今年度、令和3年度の4月時点、まだ速報値ではございますが、合併後初めてゼロということで、解消になるという見込みが立ったところでございます。県や国の審査を踏まえて、秋に正式人数の発表になりますが、4月時点では解消なったものというふうに見込んでおります。

次に、2、子育て環境の課題と対応方法でございます。(1)待機児童の解消について。本市における令和3年3月時点の法定待機児童は42人。私的理由の待機児童を含めると124人となっています。令和3年4月時点の法定待機児童は、先ほど申しましたとおり、速報値でゼロとなり、市町村合併後初めて解消することができました。ただし、例年、年度末に向かって待機児童が増加することから、年間を通して待機児童が生じないように、さらに取り組んで参ります。

この課題への対応方法といたしまして、保育需要が高まっていることから、保育定員を拡充するほか、需要が減少している幼稚園定員の調整を図るなど、公立施設の統廃合を進めて参ります。

(2)施設運営の安定化でございますが、近年、子ども・子育て支援法等に基づく民間支援施策が拡充されたことに伴いまして、市内においても民間法人の施設整備が増えております。こどもの全体数の減少が進む中、公立及び私立施設の施設運営を安定させるためにも、適正な人数の入園調整を今後とも図って参ります。

(3)老朽化施設への対応でございます。園児が日常生活の大半を過ごす施設が老朽化し、安全・安心な教育保育環境を整えることが急務となっています。また、生活の多様化や共働き、核家族化世帯の増加により、長時間保育の需要が増加しております。このことから、今後の施設整備につきましては、保育対応が可能な認定こども園を整備する方針で進めて参ります。

3、再編成計画の推進でございます。(1)公立施設の役割。私立施設は、設置者の理念に基づき、特色のある運営がされておりますが、基本的な教育保育の内容は、子ども・子育て支援法等に基づき、公立施設と共通であり、公営事業として運営してございます。このことから、公立施設は、これまでとおり次の役割を担って参ります。

私立施設で対応できない需要、特別保育等を含む対応とすること。特に特別支援のお子さんの入園が多くなってございますので、この分が行政が担うべきものと認識してございます。

民間事業者の参入がない地域における保育環境を整えること。なかなか民間経営では難しいエリアについては、公立が責任を持って空白を作らないように取り組んで参ります。

(2)具体的な統廃合の実施計画でございます。奥州市立教育・保育再編計画の策定時には見込まれていなかった私立施設の整備が進んでいることから、公立施設の施設整備については、待機児童の状況を確認しながら、利用定員数が超過にならないよう、審議会等での検討を踏まえて進めることとなります。そして、子育て環境の課題を解決するため、公立施設の統廃合ロードマップ案をまとめ、令和3年度から具体的に施設の統廃合を進めて参りたいと考えているものでございます。

それでは、ここにありますロードマップ案、市民説明案をご説明申し上げます。資料の横長の表になって、水沢、江刺、胆沢と3地域に分けた資料となっております。

まず、水沢地域の内容についてご説明申し上げます。表の4番目でございますけれども、施設廃止を計画している幼稚園でございます。表の左から説明申し上げます。区分としては幼稚園、佐倉河幼稚園でございます。認可定員が160人規模の施設。この施設につきましては、平成28年度48人入園していたお子さんが、令和3年4月時点で28人まで減少している状況でございます。こちらの施設については、3、4、5歳児の各年齢のクラス編成ができてございますが、1クラス当たりの人数もかなり少なくなっているという状況であります。施設再編の区分方針としては、施設の廃止。再編理由としましては、適正規模への見直しと施設の老朽化解消のための廃止となっております。ロードマップ、各年度スケジュールでございますが、令和5年度末に幼稚園を廃止したいという計画になってございます。統廃合の内容でございますが、令和3年度、本年度に入園した3歳児が卒園する年度である令和5年度末で閉園するというところで進めさせていただきたいというものであります。最後に、一番右側の列の説明でございます。この幼稚園が閉園になった場合に、幼稚園として利用できる施設がどれくらいあるか、拾ったものでございます。表の左側からですが、幼稚園といたしましては、私立のこじか幼稚園がございます。また、認定こども園には幼稚園の入園枠がございますので、認定こども園としましては、表のとおり、12施設ほどあるということで、利用施設については十分確保されているという状況になっております。なお、この表の中で二重マル、マルという表示をしてございますが、待機児童の確認定義の中で、標準の通園時間というものがございます。例えば、自分の家からある施設まで時間が40分かかると、それではなかなか施設が利用しづらい、そういう部分で、遠い場合については、対象施設にならないよというような定義がございます。奥州市としましては、標準の通園時間が20分程度と定めてございますので、このマルの部分、マルがついている施設が20分圏内標準エリア、さらに二重マルについている園については十分程度ということで、さらに近い通園距離で入れる施設がこのくらいあるというような表の見方で、確認をお願いしたいと思います。

続きまして、同じくその下、幼稚園、羽田幼稚園でございます。羽田幼稚園につきましても、平成28年度、28人の利用があったものが、9人まで低下してございます。また、令和3年度につきましては、4歳、5歳が1つのクラス、複式学級ということで対応しているものでございます。再編区分としましては、施設廃止。理由としましては、適正規模の確保と施設老朽化ということで、佐倉河と同じように令和5年度末での廃止という方針で定めさせていただいてい

るところでございます。同じく、羽田幼稚園につきましても、一番右側の欄、幼稚園、認定こども園の利用施設、10分、20分圏内でこのくらい確保されておりますので、入園の支障がないものというふうに見込んでございます。

最後、保育所部分でございます。みなみ保育園、定員60人に対しまして、本年度は40人の利用という部分でございます。こちらの再編区分については、廃止。理由としましては、施設の老朽化でございます。先ほど申しましたとおり、水沢地域でも法定待機の方が解消されてございますので、計画的に保育所部分についても、閉園いたしまして待機児童が生じないということを見込みながら計画をさせていただきました。みなみ保育園については、令和6年度末の廃止ということで計画をさせていただいております。内容ですが、令和3年度の2歳児、最年少児が卒園する年度である令和6年度末で閉園をしたいというものでございます。右側の表ですが、保育所の利用について、通常の認可保育、あとは、0、1、2歳児が利用できる小規模保育施設。そして、保育定員を確保している認定こども園ということで、表のとおり、多くの施設利用が可能となっていることから、みなみ保育園の閉園についても支障がないものというふうに見込んで計画したものでございます。

続きまして、江刺地域をご覧ください。江刺地域、3番目の岩谷堂幼稚園からご説明申し上げます。岩谷堂幼稚園につきましては、平成28年度33人の利用あったものが、本年度は14人ということで、少なくなっております。特に今年度は、3歳、4歳児、8人の1クラスにし、複式編成ということで運営をしております。こちらの方針は、施設廃止、適正規模の確保ということでの見直しでございます。こちらの岩谷堂幼稚園におきましても、令和5年度末の廃止、本年度入園した3歳児が卒園するまでをもって、5年度末に廃止するという計画でございます。幼稚園枠での利用可能な施設といたしましては、公立の稲瀬わかば園と私立の八日市幼稚園、いずれも認定こども園に幼稚園枠があるという状況でございます。

次に保育所でございます。江刺南保育所、定員60人。平成28年度、41人のご利用がございましたが、本年度4月で22人まで低下し、表ご覧のとおり、各年齢とも非常に少なくなっているという状況であります。方針としましては、施設廃止、適正規模への見直しということでございます。こちらの施設については、令和5年度末の廃止という方針でございます。内容といたしましては、令和3年度に入園するゼロ歳児が3歳児となる年度である令和5年度までに、他の保育所への転園調整等を行いながら、令和5年度末で保育所を閉園するという考え方でございます。南エリアから利用可能な保育所等でございますが、表のとおり、保育所、小規模保育所、そして認定こども園ということで、20分圏内に複数の施設が確保されているという状況でございます。

次に、玉里保育所を一つ飛ばしまして、梁川保育所、広瀬保育所の部分でございます。こちら江刺の東エリアの施設でございます。梁川保育所につきましては、定員45人に対しまして、現在23人の利用状況、各年齢とも1桁ということで、かなり減少してございます。こちらの再編としましては、適正規模の確保、あとは施設の老朽化対応ということになってございます。こちらの施設につきましては、市の方針としては、来年度の4月から玉里保育所へ先行統合をしたいということでの説明になります。内容といたしましては、令和4年度の4月1日から玉里保育所へ統合し、梁川保育所は、令和3年度末で閉園するというものでございます。保護者が玉里保育所以外の転園を希望する場合については、転園相談を行いながら進めるというものでございます。利用可能な標準時間で利用可能な施設については、保育所としては3施設、認定こども園としては2施設あるという状況であります。

同じく江刺東エリアの広瀬保育所でございますが、こちらにつきましては、28年度48人の利用から、本年度4月、20人の利用まで低下してございます。各年齢につきましてもかなり減少しているというところで、梁川と同じように、適正規模の確保のために来年度4月に先行統合という計画を示してございます。同じように、こちらにつきましても、基本玉里保育所への統合でございますが、転園相談については、保護者と実施して進めるという方針にしております。広瀬につきましては、比較的、岩谷堂地域に近い立地でありますので、利用可能施設についても、梁川よりは多くあるという状況になってございます。

以上が江刺エリアの施設の再編でございます。

最後に、胆沢地域の再編計画でございます。まず、上から2番目の小山東幼稚園でございますが、こちらにつきましては、先行して小山西幼稚園と統合してございます。現在、平成28年に58人いたお子さんでしたが、本年4月は29人ということで、3、4、5の各年齢のクラス編成は維持できているという状況でございます。将来的には、認定こども園の統合も検討いたしますが、令和6年度までは、現状の体制を維持するという考え方でございます。

南都田幼稚園でございますが、28年度63人規模ありましたが、本年4月は29人ということで、減少が進んでございます。こちらにつきましては、認定こども園を整備し、廃止したいという計画でございます。再編理由としては、待機児童の解消、適正規模、施設の老朽化対応という部分で、令和5年度末までに認定こども園を整備し、幼稚園としては廃止したいという内容でございます。統廃合の内容でございますが、胆沢地域の認定こども園は令和5年度までの整備を目標として進めます。先ほどご説明申し上げました民間市場調査によって、認定こども園の可能性が出てきたことから、それを進める考えでございます。認定こども園の開園に合わせて、両幼稚園を閉園するという考えでございます。令和3年度に入園する3歳児が卒園する年度である令和5年度末を目標と進めて参ります。保護者が新たに整備する認定こども園以外への転園を希望する場合は、転園相談をしながら進めていくという考え方でございます。なお、このエリアの利用可能施設でございますが、胆沢地域につきましては、水沢の施設利用が多い地域でございますので、このとおり、胆沢地域のほか、水沢にある施設利用も可能な距離時間というふうになってございます。

次に、若柳幼稚園でございます。若柳幼稚園につきましては、28年度18人いたお子さんが、本年度は13人。そして、3歳、4歳については8人ということで、複式クラスということで、園としては2クラス編成になっております。こちらにつきましても、認定こども園への統合ということで、令和5年度末に閉園を計画し、進めたいというものであります。若柳幼稚園につきましても、水沢地域と近いことから、新しい認定こども園以外でも利用可能施設が表のとおり複数あるという状況になっております。新しい胆沢地域に作る認定こども園については、先ほどのこの前の前段の市場調査で説明しましたとおり、可能性があるということから、認定こども園の整備を進めて参りたいというふうに考えているところでございます。

以上、この施設再編のロードマップ案につきまして、連休明けから市民説明会等を進めながら、この案に対するご意見をいただきながら、今年度中に成案化し、進めたいと考えているものでございます。

以上でございます。

(小野寺議長) ただいま説明ありましたことについて、質問等ありましたらお願いいたします。

2番、及川春樹委員。

(及川春樹議員) 2番及川春樹です。2点ほどお聞きしたいと思いますけども、3ページには民間事業者の参入がない地域における保育環境を整えることってありますけど、先ほどの議題にもありました民間の意向調査の件にも関わるかと思うんですけども、中心部は民間の事業者さんなどにある程度保育関係を任せて、中山間についてはある程度公的なところって考えているんだろうと思うんですけども、いわゆる中間地域と言えはいいいんですかね、例えば、羽田であったり、南都田のようなところで、南都田などが今回、手を挙げていただいたと。昨年度、羽田では手を挙げてもらえなかったっていう場合を思いいますと、ある意味、空白地域になるところがおのずと出てくるのかなあと思うんですが、それは今後、行政としてどのように対応していくかっていう点をお聞きしたいと思います。

あと、4ページ以降の廃止後の利用可能施設、車で10分圏内、20分圏内とあるんですけども、その受入施設が諸々書いてあるんですが、これらは、廃止後、どの施設でも受入れはしてくれるというような了解は得ているんでしょうか。というのも、民間の園長さんに聞くと、なかなか受入れを増やすと保育士さんの関係で負担が大きくなる、又は給与の面で市から補助もらっても、何かちょっと薄まるって言えはいいいんでしょうか、ですので、どちらかっていうと、今後、受入れを絞っていく方向性だというお話がありまして、何かこちらにいっぱい受入施設が

書いてあるんですけれど、そのとおりにいくのかなと、一つ懸念としてあります。

あと、併せてですけれども、車で10分、20分圏内ってありますけど、20分圏内になると、大体、どこでも、ある程度の地域、施設に行けると思うんですが、現実的なのかなって思ったりして、確かに自宅から勤務地区、勤務先までといった場合には、その途中であれば、そのとおりになるんだろうと思うんですけれども、例えば距離で1.5キロ以内、2キロ以内っていう表示ならわかるんですけれども、20分となると大体カバーされて、説明会で説明されても市民の方々はどう思うのかなって思いますので、以上3点お願いします。

（小野寺議長） 千葉保育こども園課長。

（千葉保育こども園課長） 3点ご質問をいただきました。まず1点目が、こどもの数がそれほど多くないんだけど、空白地帯といいますか、そういう施設がなくなる地域があって、地域とすれば、例えば羽田さんですとか、佐倉河さんですとか、現在も要望いただいているという状況でございますので、いずれ幼保施設につきましては、義務教育と違いまして学区制がございませんので、どうしても保護者の通勤理由等によって、ある意味、どこのエリアでも、場合によっては市外施設にも入れられるという制度になってございますので、いずれ空白地域が出ないように、今後とも、先ほど言いました審議会の中で、適正な通園距離の中で、施設が確保されているかっていうのは審議しながら、施設整備を進めて参りたいというふうに考えております。

ただ、現状では、いわゆる先ほど次の質問にも関係しますが、標準の20分圏内エリアで利用できる施設の確保というのは、現在の計画でも保ってございますので、それらと、あとは地域要望等を加味しながら、審議を進めて参りたいというふうに考えております。

施設がいっぱいあるけれども、受入調整がうまく行くかというようなご質問だったと思うんですけれども、新しい法律が施行される以前は、様々、入所調整は、私立であれば私立さんの方でしているというのが昔の制度でございましたが、現在、公立、私立ともに、子ども・子育て支援法の下で、入所調整は市の方でさせていただいているという制度になっております。施設入所の調整外っていうのは、いわゆる民間の幼稚園とか保育所で、国の制度に乗っていない施設。そこは自分のところで直接園児を募集して、自分のところで入園決定すると。そういう施設は、奥州市にはありません。すべて国の制度に基づいた施設に移行してございます。そういう中で、基本的に現在は、ご希望とおりの定員数を、先ほど言いましたように待機児童も解消されましたので、調整は可能だというふうに見ております。

多分、今後民間さんが利用定員を減らしていかなければならないという理由については、大きく2つあると捉えております。1つは、幼稚園利用、例えば4時間ぐらいの短時間の幼稚園利用の保護者さんがかなり少なくなっておりますので、1号認定、いわゆる幼稚園の短時間で受け入れる枠っていうのは、実際確保しているんだけど、使われていないので、その定数を今後減らしていく園が増えるだろうというふうに捉えております。いずれ実際、このぐらい数があるんだけど、みんな入れるかどうかという部分が今の心配であります。常に待機児童が出ないように、審議会において適正な定数の確保という部分も審議しておりますし、仮に定数が過剰になった場合は、逆に減調整もするという部分が、審議会でも担っている業務でありますので、その中で、適正に、待機も出ない、余りもしない、ちょうど定数確保という部分を審議会で議論しながら、進めて参りたいというふうに思っております。

あと、最後に20分、10分の設定がいかななものかという部分なんですけど、国の標準設定では、都会の方の公共交通機関が便利なところを標準にしているの、30分程度圏内を標準の通園距離というふうに定めている自治体もございます。ただ、当市におきましては、公共交通というよりも、ほとんどの方が自家用車での通園ですので、標準通園距離を20分というふうに設定させていただいております。ただし、10分圏内と近い形で、例えば徒歩や自転車でも来られるエリア、10分程度という部分も今回の資料で表示させていただいておりますが、20分圏内は、いわゆる法定の待機児童を判断する距離とすれば、全国の基準よりは短めに設定させていただいているという状況でございますので、20分が遠いかどうかっていうのは、先ほど言いましたように学区制度がございませんので、遠くても職場に近いところに子供を入れるというケースも

多くございますので、そういう状況を見ながら、市民説明の時にはお話をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

(小野寺議長) 2番、及川春樹議員。

(及川春樹議員) ありがとうございます。大体わかりました。定員と協議会のお話があったのでお聞きしたいんですけども、今回、閉鎖すると、その分の定員枠って言えばいいんですかね、それらの取扱いについて、例えば、何十人分の定員のところを閉鎖して、その分を保育施設、幼稚園が保育施設の方に定員を割振りするとか、そういったところの点と、先ほどの協議でもありましたけれど、何々協議会っていいですか、その審議会があるかと思うんですけども、多分、多くは民間の方々が入っての協議会かと思うんですけども、どうしても運営する視点である程度進む場合もあるのかなと思っていて、例えば、行政の役割として、先ほどもありましたけども、公的な行政の役割として、その地域の施設はちゃんとやらなければならないというようなのが出てくるのかなって思ったりもするんですけど、その辺はいかがかなっていうのをお聞きしたいと思います。

(千葉保育こども園課長) 2点ご質問いただきました。定員調整につきましては、後段に出ました審議会に諮って、最終的には定員調整し、県の方の認可が下りて初めて定員が調整されるというような仕組みになってございますけれども、いずれ幼稚園部分につきましては、現在、定数がかかなり余っているといいますが、利用されていないという状況ですので、実際、幼稚園で入りたいけど入れないという人が生まれないという状況ですので、ここについては、幼稚園を廃止しても、幼稚園入園の方々に影響が出るくらい減らないというふうに見込んでおります。それは、認定こども園が多く整備されておりますので、認定こども園については、幼稚園枠もあわせて持つということになってございますから、その部分で今、十分にカバーできる。逆に、多少幼稚園分が余っているという課題があるくらいなので、ここは大丈夫かなと思っております。

また、公立保育所の廃止については、先ほど言いましたように保育ニーズが高い中での老朽化に伴います廃止でありますので、現在、新しい定員拡大を先行し、待機児童がない状況を確認した上で、古い保育定数を減らすという調整をさせていただいておりますので、保育所等の整理をした段階で、また新たな待機児童が生まれることのないように、拙速に進めないで、状況を年度ごとに確認しながら、一定の時間をかけながら調整し、進めたいという考え方を持っております。

私立だけではなく、いわゆる公的役割の担保の関係だと思いますが、ちょっと先ほどの話の繰り返しになりますが、現在、公立、私立ともに法律と市の条例で、公的施設として運営をされています。昔のように、私立は別ものだ、別の運営だではなくて、すべて子ども・子育て支援法という法律に基づいて運営していただいて、入所調整は市が責任持って行い、その運営費についても国と県と市で出していくという部分でのルールになってございますので、審議会におきましても、私立だから公立だからという意味ではなくて、いわゆる保育所、幼稚園、認定こども園、それぞれどうあるべきか、どのような教育保育内容であるとか、受け皿の量が適当かどうかという審議をいただいておりますので、基本的に奥州市にある施設はすべて公共的施設として運営しているというものでありますので、私立であるからというような壁を作らないで、法律に基づいた公共的施設であるという観点で審議させていただいておりますので、適正な施設整備、数、受け皿が今後とも確保できるように、審議会の意見を踏まえて進めて参りたいというふうに考えております。

(小野寺議長) 他にございませんか。17番、高橋政一議員。

(高橋政一議員) 17番、高橋です。3つほど。幼稚園を残してもらいたいんだと、地域の方からそういう意見が出ているところがあると思うんですが、具体的には、佐倉河幼稚園、羽田幼稚園もそうなのかなというふうに思うんですが、審議会としてはやむなしという、そういうような方向になっているのかどうか。それから、市場調査については要請がない限りしないということの前に、聞いた覚えがあるんですが、胆沢でやったようなそういう民間市場調査のようなことは今後、要請があった場合には、するのかないのかということをして1つです。

それから、3歳児が、卒園するまで入園ということですが、例えば2年保育1年保育というふうな形に、昨年出したように、そうっていくのか。

それから、幼稚園の場合、3歳児はこの先も受け入れていくのかという部分が2つ目です。

それからあと、兄弟がいる場合に、同じ園に入園させるといふようにほとんどの保護者は考えているんでしょうけれども、この先、閉園になってどちらかのこども園なり、保育園なりに行くといふようになった場合に、それが担保されるのかどうか。要するに、別々の園に預けなきゃならないといふふうになったりしないかどうかという部分について伺います。

(小野寺議長) 千葉保育こども園課長。

(千葉保育こども園課長) 3点ご質問いただきました。幼稚園の存続の関係のご質問でございましたが、この間、施設再編計画を出した以降、例えば、具体的には羽田振興会さんですとか、昨年ですと佐倉河からの要望等を含めてご意見をお聞きいたしました。いずれからも、単独幼稚園ではそのとおり今、ニーズが下がっているので、幼稚園として残してくれというよりは、認定こども園のように幼稚園機能と保育両方残した部分の施設を地域に残して欲しい、存続して欲しいという要望を受けております。ということで、例えば、市の方とすれば今後、整備は認定こども園という方針を出しておりますのは、認定こども園は、幼稚園と保育両方を受け皿にする施設であるという考え方から、そのような方針をとっております。具体的に言いますと、そのメリットの部分ですが、例えば、幼稚園であれば、入所要件なくても誰でも入るわけですが、保育所の場合ですと、入所のための要件がないと入れません。例えば、今回のコロナのような感染症が蔓延し、保護者の方がお仕事を辞めた。で、子供を自分で見られるよという条件になった場合は、保育所に預ける要件が切れてしまう場合があります。それが、従来ですと今入っている保育所を退園して、幼稚園に入り、手続きし直すとかってというようなデメリットがありましたので、認定こども園になれば、仮に保育所要件で入れなくても、幼稚園認定として同じ園に残り、同じ友達と小学校まで上がれると、そういうようなメリットもあることから、認定こども園として整備をしていきたいという方針を掲げながら取り組んでおりますので、そういう中で、佐倉河、羽田幼稚園分の対応はできるものというふうに考えております。

あとは、3、今後再編したときに、年次計画的に廃止予定の幼稚園にどうしても入りたい方、新しい3歳児、4歳児の受入れができないのかどうかというご質問があったかと思いますが、これも他市町村ですでにやっている例を見ながら、今回の市民説明会の中でどのようなご意見があるかを踏まえながら柔軟に対応していきたいと思いますが、他市の例で言いますと、幼稚園の閉園年度が決まっているんだけれども、その年度に他の園に移るので、閉園するまでの間は、入園させて欲しいという条件つきでの入園を許可している自治体もあるようですので、そのような取扱いも参考にしながら、再編を進める場合の幼稚園等の入園年齢の扱いは検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。今の関連で、できるだけ兄弟で同じ施設で入りたいからという部分が、今の部分に関連してくるんだと思いますが、閉園までの間の特例入園等を許可するかどうか、他の自治体の例も参考にしながら検討をしたいと思っておりますが、制度としては可能ではないかというふうに考えているところでございます。

あと、市場調査の今後の予定でございますけれども、現時点で具体的な予定はありませんが、江刺の東地区につきましても、施設の統合で将来、認定こども園を整備するという計画が載っております。その辺、具体的な整備、地域、建物が確定した場合には、一応同じように民間市場調査をしながら、民間の参入があるか、ない場合の空白については、公立運営になるのか、その辺については江刺エリアで今年度になるかどうか、いずれ状況を見ながら、市場調査はかけていく可能性があるという状況になっております。佐倉河幼稚園等の廃止については、最終的に施設廃止については審議会にかけるとなっておりますので、これから市民説明会等の意見をいただきながらまとめ、その方向でできるという部分になった場合に、いわゆる定数の減という部分で、審議会にお諮りしながら、県等への認可手続きを進めるという状況になりますので、いずれ、連休明けから市民のご意見をまずお聞きして、どのような要望、意見があるか、まずそれをまとめさせていただきたいというふうに認識しているところでございます。

(小野寺議長) 17番、高橋政一議員。

(高橋政一議員) それでは、先ほどの佐倉河、羽田幼稚園の場合は、今後の市民説明会等の中で意見を聞きながら、認定こども園の可能性についても検討していくという捉え方でいいのですかというのが1つ目です。

それから、2年保育というのは、それも市民説明会、保護者説明会等の中でどういう形がいいのかという部分については、意見を聞きながら進めていくということだと聞いたんですが、ただ、こういうふうに閉園ですよというふうになれば、例えば、このままでいくと幼稚園の子供たちが仮に3人しかいないとか、2人しかいないという、そういう事例が出てくるんじゃないかなと。保護者は、それを見越せば、先に閉園前だけでも、子供たちを、どこかの、ここがいいなと思うようなこども園なりに転園させるというようなこともあるのではないかと。そうすれば、その、例えば、児童がいなくなってしまうと、1年早く閉園するということもできてくるのかなというふうに思うんですが、それについてはどうなのでしょうということでございます。

(小野寺議長) 千葉保育こども園課長。

(千葉保育こども園課長) 2点ご質問いただきました。1点目の既存の幼稚園を認定こども園にできるかどうかという関連であります。制度的に建物の機能とかの部分で、それは難しいというふうに思っております。と言いますのは、認定こども園の場合は保育も受け入れますので、給食といいますか、食事提供を伴いますので、今の幼稚園の機能では、その給食対応はありませんので、その部分を単純に認定こども園に切り換えてという部分は難しいものと認識してございます。いずれ、この佐倉河、羽田幼稚園の廃止については、今回の市民説明の中で、どういう形のご意見が、残すという場合も出されるかどうかは、ご意見を聞きながらそれぞれに対応していきたいと考えております。仮に認定こども園にする場合は、給食調理機能の設備を持たなければなりませんので、その分を既存のものにというのは、なかなか簡単にできないものと認識してございますので、その辺は、市民の皆さんの意見を踏まえながら検討させていただきたいと思っております。

あとは、幼稚園の数が少なくなって、将来廃止になって、閉園するためにどんどん人数が少なくなって、最終年度を待たずに子供が他に転園することがあるかどうかのご質問だったと思いますが、これまで幼稚園で閉園してきました上姉体幼稚園ですとか黒石の場合、あとは衣川幼稚園の場合もそうでしたけれども、やはり小学校に上がる準備段階で余りにも同級生が少なくなると、やはり小学校に上がるための保護者の方もご不安ということで、すでに5歳とか4歳になる前に一定の人数がいる園に転園したいというご相談がこれまでもあったのは事実でございます。いずれ、それは我々として、閉園年度が決まっているから早く他に移ってくれとかってということではなく、保護者それぞれのご希望に対して、今までもご相談、対応してございましたが、結果として、人数が少なくなって、最終年度を待たずに子供さんがなくなっただけという場合は、前倒しの閉園もこれまでの例としてもありましたので、いずれその辺は、保護者との意見交換を重ねながら、在園するのか、転園するのか、その辺は、そういう事例が出た場合は、丁寧に対応して参りたいというのが基本的な考え方でございます。

(小野寺議長) 17番、高橋政一議員。

(高橋政一議員) 1点だけ、どうしても気になりましたので、こども園化にするのは、今の幼稚園の施設は難しいよという話がありましたけれども、逆だろうと思うんです。こども園の希望が強くて、それをどうしようかとなったときに、幼稚園の施設をそのまま使うかどうかは別にして、こども園と一緒に機能を持たせる施設を作らなきゃならない、若しくは準備しなきゃならないということだと思いますので、考え方はそういう考え方で進めるべきだろうと思いますが、施設が最初で、市民や保護者の声にそれではできませんよということにはならないというふうに思うんですが、いかがですかという。

(小野寺議長) 千葉保育こども園課長。

(千葉保育こども園課長) 今のご質問は、今の幼稚園を、いわゆる認定こども園化して、幼稚園でいえば1号ですが、2号、3号の受入れも要望に応じて拡大できないかというご質問として

承りました。現在、いわゆる幼稚園以外の保育部門の定数を増やすには、市の施設であっても勝手にはできないというルールになってございます。いわゆる適正な定員の拡大と縮小、両方を常に審議会に諮って行わなければならないと。ただいまのご質問にあった幼稚園を認定こども園にして保育定数を増やすには、審議会にかけなければなりませんので、その場合は、保育定数が足りない場合に限り増やせることができますので、いずれ今後、水沢地域の保育待機児童今回4月でなくなりましたが、どのくらいの待機児童とか保育ニーズがあるかによって、その審議会に諮って、場合によってはその今言った幼稚園を認定こども園化にして、保育定数を拡大することが可能かどうか、これはまさに、審議会でお諮りする内容となってございますので、そのような状況になれば、今いただいたご意見も踏まえながら、水沢地域については、やはり待機児童が多い地域でございますから、保育定数の拡充が必要かどうか、あわせて、今回の市民意見を聞きながら、検証して参りたいというふうに考えております。

(小野寺議長) 17番、高橋政一議員。

(高橋政一議員) 私は、今の幼稚園を使ったらどうですかという意味でしゃべったのでありません。そういう施設が必要であれば、そういう施設を様々な制約がある中で、審議会に諮りながら、そういう施設を考えるべきでしょうということではしゃべったので、今ある施設を何としてもそのまま残して、どうかしなさいという意味ではないですので、答弁は要りませんけれども、そういうことで質問したのでしたということをつけ加えておきます。

(小野寺議長) 千葉保育こども園課長。

(千葉保育こども園課長) 失礼いたしました。いずれ幼稚園機能なり、保育機能も含めたという部分、先ほどの議員さんからのご質問あったとおり、空白地帯の部分で、さらに必要だというご意見も地域から出されてございますので、いずれ新たな保育需要の定数拡大には、審議会での議論、そしてその待機児童も作らないのと裏腹に、余るくらいの定数を作ってしまうと運営できないという非常に本当にシビアな条件がありますので、その辺を踏まえながら、地域の子供たちに良い保育環境が整えられるように検討して参りますので、ただいまのご意見を参考に検討させていただきます。

(小野寺議長) 20番、中西秀俊議員。

(中西秀俊議員) 前議会の際には、こういった形でロードマップが示されるというお話もされ、5月からは地域説明会に入っていく状況だと伺いました。その中で、平成29年に策定され、さらに平成30年度に、江刺東地域であれば建設予定地を玉里地内とした形の中で、なかなか候補地が決まらないで今日に至っていると。そうした中で、中学校があと1年で江刺第一中学校に移っていくと。1年先延ばしになって、2年後には小学校が動いていく環境でこの保育園が示されたことによって、中学校が空いてくるとか、空き校舎になってくるとかっていう話も飛び交った形の中で、またちょっと停滞しているような気もいたします。

その中で、新設ありきでなくて、大規模改修も検討するという回答もいただいております。ということは、現状の小学校なり、玉里の保育所を利活用しながら、改装しながら進んでいくと理解して、この後、1年で保育園も玉里に統合するというふうに捉えていいのか。さらには、その利用者数の精査はこれからでしょうけれども、予算の確保などの課題もあると思います。その建設候補地を、建設候補地っていうかその使う場所の決定も早急にしていかないと、あと残り1年で果たして可能か、そんな部分もあると思いますし、事業費試算などを進めていく必要があろうと思います。ロータリーだとか、入口の狭さだとかもあると思うんですが、その辺のお話をお聞かせいただきたいと思います。

(小野寺議長) 千葉保育こども園課長。

(千葉保育こども園課長) 江刺東エリアの幼保再編につきましては、これまでも議会で質問をいただきましてご答弁申し上げたとおり、地域の皆様と今年度も具体的に検討を進めたいと考えているところでございます。現時点で、現在の玉里保育所を有効に活用するという考え方のほかに、空き校舎になる予定の江刺東中学校を有効に使えないかというようなご意見もいただいております。この分につきましては、当課だけでなく、教育委員会に関係する部分もありますから、両部局で具体的にどのような内容が可能かどうかということで、今年度できるだけ早

い時期に検討をさせていただきたいというのが現状になってございます。いずれなかなか、現在、新しい施設を整備するための経費ですとか、既存の建物の改修でありまして、例えば、中学校の構造のものを幼児に合わせるための大規模改修等々、やはり予算、経費の関係でも課題はありますので、できるだけ早い時間でその課題を抽出し、実現可能な制度といいますか、計画になるように、時間を置かないで進めさせていただきたいというのが、今時点での見解となります。よろしくお願いいたします。

(小野寺議長) 他にございませんか。

< 「なし」との声あり >

それでは、の奥州市立教育・保育施設再編のロードマップについては、以上とさせていただきます。

ここで、3時25分まで休憩いたします。

衣川荘の修繕工事の取扱いについて

(小野寺議長) 再開いたします。続きまして衣川荘の修繕工事の取扱いについて、担当課より説明をお願いします。佐賀商工観光部長。

(佐賀商工観光部長) それでは、私の方から最初、経過等について若干説明をさせていただいて、資料に基づいて、そのあと担当主幹より説明をさせていただきます。

衣川荘の民間譲渡につきましては、今年1月18日の全員協議会におきまして、再公募に係るプロポーザル実施要綱等について説明申し上げたところでございます。その中で、譲渡条件について、市が行う解体工事であるとか、修繕工事の内容のほか、譲受者が実施する修繕等の費用について、5,000万円を上限に2分の1補助することであるとか、開業の日から5年間について年額500万円を経営安定化補助金ということで交付することなどについて、その説明をさせていただきます。

今日、修繕工事の取扱いについてということでご説明させていただくものにつきましては、前回要綱等でお示しいたしました市が行う修繕工事とは別に、建築基準法の定期点検結果に基づくものや、2月に行った大雪の調査などにより判明した修繕項目について、市が譲渡前に修繕等を行う必要があると判断したことから、その内容について、本日ご説明をさせていただきたいとしますものでございます。本来であれば、今日ご説明する内容につきましては、1月の再公募に係る実施要綱に盛り込むべき内容ということでございますけれども、衣川荘の現場との情報共有不足などによりまして本日の説明となってしまいましたことにつきましては、お詫びを申し上げたいというふうに考えてございます。

なお、譲受者の公募プロポーザルの審査会につきましては、来週になりますけれども、4月20日、21日の2日間、新聞等で報道がありましたのでおわかりのことと思いますけれども、提案書の提出のあった8社について行うことにしてございます。市といたしましては、適正な審査の下、何とか今回は事業者を選定したいというふうに考えておりまして、現在、その準備を進めているところでございます。

それでは、担当主幹より説明をさせていただきます。

(小野寺議長) 及川観光施設対策室主幹。

(及川観光施設対策室主幹) 衣川荘の修繕工事の取扱いについてということで、修繕工事が大きく2つございます。1つ目が建築基準法第12条に基づく定期点検結果による修繕工事でございます。この第12条第1項及び第3項の規定による建築物及び特定建築設備に係る定期点検報告書類を精査した結果、次の要正事項等が見つかったものでございます。既存不適格、防火シャッター、機械防止装置設置ということで、これは、防火シャッターが作動した際に、下に人がいた場合、自動で停止する装置でございます。これについては、建築時は適法であったのですが、その後の法改正により不適格となったものでございます。ですので、これは直ちに改修が求められているという性格のものではございません。

そして、要正事項が、客室棟の非常用照明、厨房棟の外壁、屋上の防水シート、そして洗濯室の内壁の剥がれといったようなものでございます。そして要改善が、エレベーター3台に

ついて部品の更新すべき年数が経過をしているという内容でございます。この定期点検及び報告業務につきましては、衣川荘内部で行っておりました。それで、建物が一般会計に引き継がれて、この報告自体も市長部局で行うということになったのですが、岩手県からの結果通知が総合支所の方に届きまして、具体的に申し上げますと、エレベーターの部分が総合支所の方に届きまして、要改善というものを受けましたので、他にないのかということで確認をしたところ、上記のものが見つかったという経緯でございます。

そして、2つ目でございますが、客室屋根の断熱材の脱落でございます。2月に行いました雪害調査の過程で、客室屋根の断熱材の大半が脱落していることが判明をいたしました。この断熱材は、グラスウールをアルミの袋に入れまして、タイル状に屋根板に接着をしたものでございます。これが、経年により自重で脱落をしているというものでございます。以前から夏季における6階客室の温度上昇が生じていたということでございました。

そして3番、修繕工事の実施でございます。上記修繕工事について、衣川荘では実施を検討してはいましたが、厳しい経営状況から先送りをされてきたものでございます。客室棟の非常用照明については、その都度、交換をするというような対応をしておりましたが、外壁等については先送りされてきたというものでございます。

今回の要正事項につきましては、違法の指摘を受けたものではなく、直ちに使用不能となるものではございません。しかし、建築基準法第8条におきまして、所有者に建築物の維持保全が求められております。違法状態となる場合に必要な修繕を行うということが法の趣旨でございます。

また、屋根の断熱材については、利用者に支障が生じていることから通常の建物管理として修繕が必要なものと考えております。両方とも速やかに修繕を行うべきところでございますが、現在、譲受者の公募手続中であり、譲受者による修繕改修工事も想定される箇所であるため、公募実施要綱で市が行うこととしている修繕等の工事とあわせまして、優先交渉権者決定後に協議、調整を行った上で実施することとしたいというふうに考えております。

次のページに、公募要項にあります修繕工事の一覧を掲載しております。この中で一番上のところなんですけど、本館のボイラー室・機械室のアスベスト処理でございますが、量を把握するために再度調査をかけましたところ、アスベストは不検出ということになりまして、この部分については不要となっております。前回4,400万円ほどということをお話をさせていただきましたが、1,500万円程度は減が見込めるという内容でございます。今回の追加する修繕工事については、業者見積もりの段階ではございますが、1,900万円ほどが見込まれているというものでございます。

以上でございます。

(小野寺議長) ただいま説明ありましたことについて、質問等ございましたらお願いいたします。19番、阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) これが今、1,900万円とおっしゃいましたか。次の議会の予算の中に入ってくるということになるのでしょうか。

(小野寺議長) 及川観光施設対策室主幹。

(及川観光施設対策室主幹) この部分につきましては、譲渡の議案と合わせて、補正の予算をお願いすることになると考えております。アスベストの減は見込めるんですけども、この1,900万円につきましては、業者に見積もりをとった概算の金額でございますので、今後、変動が見込まれるということで考えております。

以上でございます。

(小野寺議長) 19番、阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) 結局、4月20日、21日とプロポーザルが行われて、そこで業者がはっきり決まった段階で工事するかどうかというところが決まるのかなというふうに思いますけれども、その後ということでもよろしいのでしょうか。業者とのお話し合いが終わった段階でということで、これが工事をするかしないかということは決定になるということでもよろしいのでしょうか。

(小野寺議長) 及川観光施設対策室主幹。

(及川観光施設対策室主幹) 工事の実施の可否につきましては、審査会で優先交渉権者が決まりまして、事業者と協議をして、市でやる部分、それと譲受者がやる部分、重なる場合の調整等を踏まえまして、仮契約というその両者の合意があった時点で、実施の可否について決定されるというふうに考えております。

以上でございます。

(小野寺議長) 他に。

< 「なし」との声あり >

よろしいですか。それでは、の衣川荘の修繕工事の取扱いについては、以上とさせていただきます。説明者入れ替えのため、暫時休憩します。

総合計画後期計画策定方針案について

(小野寺議長) 再開いたします。続きまして、総合計画後期計画策定方針案について、当局より説明をお願いいたします。千葉総務企画部長。

(千葉総務企画部長) 平成29年3月に策定した第2次奥州市総合計画前期基本計画が令和3年度で終了することから、今年度策定する総合計画後期計画策定について説明をするものです。政策企画課長から説明をさせていただきます。

(小野寺議長) 二階堂政策企画課長。

(二階堂政策企画課長) それでは、資料に基づいて説明させていただきます。まず、表紙でございますが、方針案についてということで後期の方針案を書いております。うちの職員が鏡を作ってくれましたけれども、重複しますので、次のページ以降の策定方針案によりご説明をしたいと思います。

表紙(案)がございまして、めくるとカラーのところ、策定の趣旨のところから説明をしたいと思います。なお、アンダーラインを引いておりますところは、前期の基本方針から変更のある部分を示しております。1から7まで項目がございすけれども、そのうち1と2については、資料のとおり読み上げさせていただきたいと思います。

1、策定の趣旨。奥州市は平成29年3月に、10年間の長期ビジョンとなる基本構想と基本構想の実現に向けた市政全般の施策を体系的に示した、5年間の基本計画からなる「第2次奥州市総合計画」を策定し、市民や、地域づくりに取組む地域自治組織、NPO、並びに地方創生に取組む企業等を始めとした各種団体と、行政が一体となり奥州市のまちづくりに取組んできた。

この間、少子高齢化や人口減少のさらなる進行、医療・介護に係る課題の顕在化、そして近年では、人々の生活様式に大きな変容をもたらした新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、本市を取り巻く社会経済情勢は日々刻々と変化している。

また、令和2年3月には、第2期奥州市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定した。第1期市総合戦略から、総合計画の中で戦略プロジェクトの基本としての位置付けも継続しつつ、「総合計画・総合戦略と一体となったSDGsの推進」という新たな視点も盛り込んでおり、相互の関連性を高めている。

このような状況の中で、前期基本計画が令和3年度をもって終了することから、市民や各種団体との連携のもと、急激な時代の変化にも的確に対応し効果的なまちづくりを進め、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念に基づき奥州市の発展を持続可能なものとするため、中期的な行政運営の指針となる後期基本計画の策定を行うものである。

2、策定の視点でございます。基本構想で掲げた「めざすべき都市像」及び前期基本計画の実績や社会情勢を踏まえつつ、社会的責務の遂行や実現可能性の向上を図り、次に掲げる視点を基本とし、後期基本計画の策定を進める。

(1) 市民憲章の実現に向けた計画づくり。活力ある労働環境、市民自らが学ぶ教育環境、健康で文化的な生活環境の実現に向けた計画とする。

(2) 市民と行政の「協働」による計画づくり。まちづくりの主体である市民の意向を十分に反映するとともに、市民の参画と協働のまちづくりの実現に向けた計画とする。

(3) S D G s の理念を具現化する計画づくり。2030年をゴールに国際社会全体の普遍的な目標として国連が設定した、S D G s (持続可能な開発目標)を念頭に、「持続可能な社会」を具現化するための計画とする。

(4) 未知なる感染症への対策を考慮した計画づくり。世界中で猛威を振るう新型コロナウイルスのような未知なる感染症に対して、「新しい生活様式」やデジタル技術の活用などによる感染拡大防止策を徹底するとともに、地域経済の停滞回避、活性化に寄与する計画とする。

(5) 実効性を担保する計画づくり。非常に厳しい財政状況の下、「財政健全化」を謳う中で計画の実現を図るため、経営的視点に立つ「選択と集中」を念頭に、財源や人員といった行財政資源の配分と整合を図りながら、事務事業の見直し、公共施設の適正配置と維持管理コストの縮減などを推進し、行財政改革の実効性を重視した計画とする。

(6) 成果を評価できる計画づくり。可能な限り目標を可視化、数値化し、計画目標の達成度を市民にわかりやすい形で公表するとともに、市民との協働による進行管理を行うことができる計画とする。

3からはかいつまんでご説明をいたします。総合計画の構成、計画期間でございます。

まず、(1)基本構想でございますが、現在の計画期間は、平成29年度から令和8年度までの10年間としていただいております。

(2)の基本計画でございます。計画期間は、前期計画期間を平成29年度から令和3年度までの5年間としておりまして、後期基本計画も、令和4年度からでは8年度の5年間とするものでございます。

(3)の実施計画でございます。これは、具体的な事務事業を表すものでございまして、計画期間は、後期基本計画と同様、令和4年度から令和8年度の5年間とするものでございます。なお、3年を単位として、毎年度計画の具体化について見直すものでございます。

下に表を掲げておりますが、これについては、割愛をさせていただきます。

3ページお進みいただければと思います。計画の策定体制でございます。

まず、(1)市民参画でございます。まちづくり市民アンケートを実施したいと考えております。第2期総合戦略策定時の令和元年度にも市民3000人を対象としたアンケートを実施しておりますが、この調査を踏まえつつ、前回アンケート実施後に感染拡大した新型コロナウイルス感染症による市民への影響を考慮し、再度アンケートを実施するというものでございます。

それから、パブリックコメント、市政懇談会等を開催したいと思っております。

それから、審議会等でございます。総合計画審議会、それから地域会議等に説明し、意見を参考にするという方針でございます。

それから、(3)の庁内体制でございますが、総合計画策定委員会を立ち上げておりまして、ここでたたき台等を検討することにしております。

5の計画策定手順でございます。別に定める策定要領によるということでございます。作業を具体のものでございますので、本日は割愛させていただきます。

6の計画策定日程については、別表がございますので、後でご説明をいたします。

7の第2期奥州市まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係でございます。ここをちょっと読ませていただきます。

前期基本計画において、人口プロジェクトの具体的な取組みについては、奥州市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、「総合戦略」という。)に掲げる基本的施策をもとに進めてきた。しかしながら、現状は総合計画と総合戦略の計画期間が一致していない。両者の整合を図るためには、このあたりの調整が必要となる。

また、総合計画審議会委員からは「総合戦略を市民に浸透させ、一丸となり取組む手法を見出すことが第一であり、総合戦略の認知度を上げる具体的な工夫を検討のこと。」という意見を頂戴している。

これらを鑑み、人口減少対策に対する取組みの認知度と実効性を高めるため、後期基本計画においては、第2期市総合戦略を総合計画と一体化させることを検討する。

最後でございますが、別表でスケジュールを確認いただきたいと思います。

縦の欄、四つ取っておりまして、それぞれスケジュールを示しております。5年前の基本構想、前期基本計画を策定した際には、スケジュール管理が後手後手になって、後半に押せ押せのスケジュールになってしまったという反省がございまして、かなりハードな日程ではございますが、表のとおり早目、前半勝負という作業を想定しているところでございます。既に、庁内の組織でございます。総合計画策定委員会で策定方針を検討しまして、市民や大学教授らで組織しております総合計画審議会において意見を頂戴し、内容については、了承を終えているところでございます。

それから、議会改革検討委員会において、現状の基本構想に加えて、基本計画まで議決事項を加える旨の検討がなされていると聞いております。それを踏まえますと、市議会の一番下にございますが、令和4年第1回定例会で提案するというふうに考えますと、来年3月は選挙がございまして、おそらく1月議会になるだろうと。そこで提案するとなれば、逆算しまして、11月いっぱいには総合計画審議会から答申をもらいたいと、こういうスケジュールを考えているところでございます。

スケジュールを見ますと、4月、5月に素案検討、アンケートも実施し、たたき台を作成して、議会をはじめ各市民の参画を得ながらというスケジュールにしております。なお、アンケートにつきましては、4月実施というふうに表しておりますが、現在、その準備を行っております。実際に、市民の方へ発送するのは、5月になろうかなというふうに考えているところでございます。

説明については、以上でございます。

(小野寺議長) ただいま説明いただきましたことについて、質問がございましたらお願いいたします。よろしいですか。市長から。

(小沢市長) 前回、すごい後手に回ってしまって、議会の方からも、もう少し早く出してもらえれば、出るのかというようなことなどもご指摘をいただきましたので、できれば、この最終ページが証拠書類というふうに、その覚悟で出したものであります。要するに、別表のスケジュール。その中で、いろいろ気になる点や、このことはどうなんだってというようなことなどがあれば、できれば会派でお声がけをしていただくとか、会派でまとめてこういうふうなことはどうなんだというような提言等を頂戴するということがよろしいかと思うんですけども、いずれ、1月中には仕上げたいと思っていますので、12月の末に持ってきて何とかしろって言われても、なかなかそれは厳しいかなと思い、今日、最後のお疲れのところだったと思うんですけども、こういうふうな方針でやりますよということでお示しをいたしましたので、いや実は、前期計画でこういうことが気になっていたんだけど、はっぱりげねがったなとか。このことはもう少し表現変えて、市民巻き込み型でやったほうが市の発展に繋がるんじゃないかというような、様々ご意見あると思いますので、どこに言えばいいかわからないっていう場合には、4階の二階堂課長がすべてお聞きすることになっておりますので、政策企画課の方にお声掛けをしていただければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

(小野寺議長) それでは、よろしいですか。

< 「なし」との声あり >

それでは、の総合計画後期計画策定方針案については、以上とさせていただきます。
説明者退席のため、暫時休憩します。

(2) 協議事項 (以下略)

奥州市議会全員協議会

日時：令和3年4月16日（金）

午前10時

場所：7階 委員会室

1 開 会

2 挨 拶

3 協 議

(1) 説明事項

- ① 職員の懲戒処分について
- ② 新型コロナウイルス感染症の対応状況について
- ③ 胆沢地域の認定こども園整備に係る民間市場調査の結果について
- ④ 奥州市立教育・保育施設再編のロードマップについて
- ⑤ 衣川荘の修繕工事の取扱いについて
- ⑥ 総合計画後期計画策定方針案について

(2) 協議事項

議会改革検討委員会検討結果について

4 そ の 他

5 閉 会

職員の懲戒処分について

令和2年度において、職員による公金の不適正な取り扱いが発覚し、その事件に関連し令和3年4月16日付けで下記のとおり2名の職員を処分したので公表します。

職員の法令及び服務規律の遵守については常々注意喚起をしてまいりましたが、今回の事件により、公務員としての信用を著しく失墜させてしまいましたことは甚だ遺憾であり、心からお詫び申し上げます。

今後は、法令の遵守はもとより、改めて公金取扱いの厳正化を図り、適正管理を徹底するとともに、市民全体の奉仕者として、更なる倫理観の向上と意識改革に取り組み、二度とこのような不祥事を起こすことのないよう再発防止に努めてまいります。

記

1 処分年月日

令和3年4月16日

2 処分内容等

職員の 職 位	職員の 年 代	職員の 性 別	処分の種類及び内容	
			種 類	内 容
係長級	50代	女	免職 (懲戒処分)	公金窃取
部長級	50代	男	減給 1/10 2月 (懲戒処分)	指導監督不適正

※職位及び年代は処分日時点のものであること。

3 事案の概要

本件事案は、総合支所の職員が、令和3年3月23日（火）に、来客対応中の同僚職員へ一方的に借用する旨を告げ、窓口のレジスターから釣銭用の公金4万円を持ち出し、私的支払に充てたものである。なお、持ち出した公金は、翌日、事案の発覚後に自ら申し出ることなく、レジスターに戻したものである。（当該職員は過去において非違行為による懲戒処分あり）

新型コロナウイルス感染症対策の対応状況について

1 経過報告（令和3年3月16日開催 全員協議会以降）

(1) 対策本部会議等の開催状況

- ・4月1日（木） 第27回奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- ・4月7日（水） 第28回奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- ・4月8日（木） 臨時奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- ・4月9日（金） 第29回奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

(2) 奥州市国民健康保険臨時診療所（奥州金ヶ崎発熱外来診療所）の診療状況

<令和2年度>

年度	診療日（毎週火、木）祝日の場合は休診	診療実績	PCR検査 結果	インフルエンザ 検査結果
計	開設日数（6月～3月）80日	54日	全件陰性	8件（全て陰性）

<令和3年度>

月	診療日（毎週木曜日）祝日の場合は休診	診療実績	PCR検査 結果	インフルエンザ 検査結果
4月	① ⑧ 15 22 29（休）	2日	全て陰性	検査なし
5月	6 13 20 27			

(3) 岩手県内陽性患者の状況（令和3年4月12日 15:00 現在）

累計患者数	内訳					
	入院中	うち重傷者	宿泊療養中	入院調整中	退院 療養解除	死亡者
761人 (+9)	69人 (△9)	2人 (0)	29 (△3)	0人 (△3)	633 (+21)	30人 (0)

※ 宿泊療養中は、軽症者等の宿泊療養施設（11/14稼働開始85室）での療養者

※ 入院調整中は、感染症指定医療機関等への入院を予定

※（ ）は前日増減

(4) 奥州保健所管内の陽性者に関する情報（令和3年1月1日～4月12日）

公表日	区分	年代	性別	職業	判明した日 (発症日)	備考
3/28	第7例目（県608例目）	30代	男性	なし	3/26	
3/31	第8例目（県621例目）	20代	男性	会社員	3/27	接触歴あり（県外の患者）
4/1	第9例目（県642例目）	20代	女性	団体職員	3/30	8例目濃厚接触者（同居家族）
4/1	第10例目（県643例目）	10代	女性	なし	3/30	県612例目（一関市）濃厚接触者
4/1	第11例目（県644例目）	10代	女性	なし	3/27	
4/1	第12例目（県645例目）	10代	女性	なし	3/28	

4/2	第13例目（県667例目）	10代	女性	なし	3/28	11例目濃厚接触者
4/2	第14例目（県668例目）	10代	女性	なし	3/31	11例目濃厚接触者
4/2	第15例目（県669例目）	40代	男性	なし	3/27	
4/2	第16例目（県670例目）	10歳未満	男性	なし	3/27	
4/3	第17例目（県684例目）	10歳未満	女性	なし	3/31	15、16例目濃厚接触者
4/4	第18例目（県698例目）	10歳未満	女性	なし	4/3	16例目濃厚接触者
4/4	第19例目（県699例目）	10歳未満	男性	なし	4/3	16例目濃厚接触者
4/4	第20例目（県700例目）	50代	男性	なし	3/31	15例目濃厚接触者
4/6	第21例目（県707例目）	50代	女性	公務員	3/29	
4/7	第22例目（県718例目）	40代	女性	会社員	3/31	15、16、17例目濃厚接触者 （同居家族）
4/8	第23例目（県727例目）	50代	男性	会社員	4/7	接触歴あり（スポーツ活動3）
4/8	第24例目（県728例目）	40代	男性	会社員	4/5	接触歴あり（スポーツ活動3）
4/8	第25例目（県729例目）	30代	女性	なし	4/6	19例目濃厚接触者（同居家族）
4/9	第26例目（県736例目）	40代	男性	公務員	4/7	
4/9	第27例目（県737例目）	40代	女性	会社員	4/6	24例目濃厚接触者（同居家族）
4/10	第28例目（県742例目）	50代	男性	自営業	4/8	接触歴あり（スポーツ活動3）
4/10	第29例目（県743例目）	40代	男性	会社員	4/1	接触歴あり（スポーツ活動3）
4/11	第30例目（県749例目）	70代	男性	自営業	4/6	接触歴あり（スポーツ活動3）
4/11	第31例目（県750例目）	70代	女性	自営業	4/9	接触歴あり（スポーツ活動3）
4/12	第32例目（県757例目）	20代	女性	会社員	4/6	接触歴あり（スポーツ活動3）
4/12	第33例目（県758例目）	40代	女性	会社員	4/10	県 731 例目（一関市）の接触者

2 対策本部会議等の開催内容

(1) 第27回奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（令和3年4月1日開催）

<情報共有>

- 1月以降、市内において陽性者の発生がなかったところですが、3月28日から31日までの5日間の短期間で6人もの感染者が確認されたことから、感染状況を情報共有し、今後の感染拡大を防ぐための対応等について確認を行いました。

(2) 第28回奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（令和3年4月7日開催）

ア 報告

- 国内及び岩手県内の陽性者の状況、行事・イベント等の開催状況、市への寄附、及び発熱外来臨時診療所の診療状況について報告しました。

イ 情報共有（各部局・各部会）

【健康こども部】

- 4/8に65歳以上の高齢者へ接種券を送付するが、接種日、接種会場等の詳細は別に通知します。

【教育委員会事務局】

- ・ 不要不急の外出を控えるよう通知。
- ・ 始業式、入学式について、学校規模・感染状況に鑑み各学校で対応するよう通知。
- ・ 思いやりの行動の喚起、憶測や噂話の注意喚起について通知。
- ・ 感染拡大を防ぐ行動の徹底を通知。

【生活支援部会】

- ・ 生活福祉資金（緊急小口資金、総合支援資金）、住居確保給付金、生活保護世帯の状況について

【経営支援部会】

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る支援策の進捗状況について
- ・ 農林漁業セーフティネットに係る融資等の状況について
- ・ 商工業セーフティネットに係る融資及び信用保証の状況について

ウ 協議事項

＜市長メッセージについて＞（令和3年4月7日発信）

奥州市内において、今年の1月から約3カ月間陽性者が確認されていませんでしたが、3月下旬から4月6日までの短期間に15人の感染者が確認されたことを受け、別紙（3ページ）のとおり市長メッセージを発信しました。

(3) 臨時奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（令和3年4月8日開催）

- ・ 市職員が抗原検査の結果、陽性疑い（擬陽性扱い）であったことを受け、臨時に対策本部会議を開催し、庁内においての情報共有と庁内連携、接触者への対応、業務継続等の確認を行いました。

(4) 第29回奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（令和3年4月9日開催）

- ・ 市職員の陽性が確認されたことを受け、対策本部会議を開催し、下記の資料により情報共有を図り、4/8の臨時本部会議での確認事項をについて、再確認を行いました。

資料

奥州市職員の新型コロナウイルス感染症陽性者について

次のとおり市職員1名について、PCR検査の結果、陽性判定となった者がおりましたので、報告します。

【職員概要】

- (1) 年代 40代
- (2) 性別 男性
- (3) 居住地 奥州市
- (4) 勤務場所 前沢総合支所

【経過】

令和3年4月8日（木）

時刻	内容
8時15分	前沢総合支所に勤務する40代男性職員から発熱報告と医療機関を受診する旨の連絡があった。（4月7日：夜37.4度、4月8日：朝37.2度）

12時41分	本人から電話連絡。医療機関を受診した結果、抗原検査陽性。保健所から指示があるまで自宅待機の指示あり。(自宅待機) 保健所から職員の自宅に入院の指示あり。
14時	本人入院。PCR検査(陽性の判定)

【接触者】

- ・同居家族(父母) 症状なし
- ・職場(同僚18人) 症状なし

【主な行動歴】 平日は、基本的に自宅と職場との往復

月日	行動歴
4月1日(木)	前沢総合支所勤務 在庁 15時30分 前沢総合支所仕事始め式
4月2日(金)	18時過ぎから3店で飲食
4月3日(土)	在宅
4月4日(日)	10時30分から13時まで 職場の片づけ 在宅
4月5日(月)	18時過ぎから2店で飲食
4月6日(火)	勤務
4月7日(水)	勤務、夜に発熱

【発熱後の報告等対応状況】

令和3年4月8日(木)

時刻	内容
13時以降	前沢総合支所から関係各部へ状況について随時連絡
15時	机隣接職員に自宅待機指示(5名)
16時	臨時新型コロナウイルス感染症対策本部会議で情報共有・課題整理
17時13分	本部会議終了後、全職員に注意喚起(自宅での対応、出勤前の体温測定) 保健師の指導の下で消毒作業(共用スペース 給湯室・トイレ)
17時30分	応援職員要請 2名(4月9日以降)
19時21分	保健所から電話(聞き取り:職員配置、換気状況、消毒状況)
19時50分	保健所に参考資料送付(職員配置図、職員リスト)
20時29分	保健所から電話(念のため近接する5名及び業務上かかわりのあった職員1名、合計6名の検査を4月9日の午前に実施する。)

【全庁的な対応】

- ・ある程度の接触が認められる職員には自宅待機させ、経過観察を行う。
- ・市民等が安心して来庁できるように、職場の消毒を徹底する。
- ・市民生活に支障を来さないよう、通常どおり業務を継続する。
- ・全市職員に注意喚起し、これまで以上に感染対策を徹底する。

3 奥州金ヶ崎休日診療所・夜間診療所・日曜歯科当番医の休診について

奥州金ヶ崎管内で感染者が確認されたことに伴い、院内感染防止の観点から、当面の間休診となります。なお、診療再開については、新規感染者ゼロが7日間続いた場合、関係機関と協議の上、翌々日以降の診療日から再開します。

4 今後のスケジュール

- ・次回対策本部会議については、国・県の動向や市内の感染状況等を踏まえ開催します。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 市長メッセージ

3月21日に緊急事態宣言が解除されたものの、新型コロナウイルス感染症の再拡大を受け、宮城県、大阪府及び兵庫県が特措法に基づく、「まん延防止等重点措置」の実施区域とされました。

岩手県では、教育・保育施設やスポーツ活動に関連したクラスターの発生などによる新規感染者の急増、2件の変異株の確認など緊迫した状況になっています。

奥州市においては、昨年末に市内で6人目の感染者が確認されてから3か月間新規感染者が確認されていませんでしたが、3月下旬から昨日までの短期間に15人の新規感染者が確認されています。

感染された方々にお見舞い申し上げるとともに、一刻も早い回復をお祈りいたします。

市民の皆さまには、感染防止策を徹底していただいておりますが、これまで以上に警戒すべき状況になっていることから、改めて、次の4点について、ご協力いただきますようお願いいたします。

- ・ 不要不急の帰省や旅行など、まん延防止等重点措置が発令されている地域（宮城県、大阪府及び兵庫県）との往来は、感染拡大防止の観点から自粛をお願いします。
- ・ 上記を除く県外の地域との往来は、感染が拡大していないか、また、外出の自粛等が要請されていないか確認し、慎重に判断するようお願いいたします。
- ・ 家庭や職場を含む全ての場において、手洗い、常時マスクの着用、三密の回避などの基本的な感染防止策に努めるようお願いいたします。
- ・ 飲食につながる会合などを開催する場合は、大人数や長時間に及ぶ飲食を避け、感染リスクが高まる場面に注意するようお願いいたします。

温かく見守りましょう

感染者や濃厚接触者、医療従事者やそのご家族などに対する差別や偏見、誹謗中傷などの行為は、決して許されるものではありません。

患者さんにとっては、病気の治療とともに、精神的な苦痛を伴うことにもなりますので、誰もが感染者になりうることを自覚し、噂や不確かな情報などを安易に信じたり広めたりすることなく、正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いいたします。

令和3年4月7日

奥州市長 小 沢 昌 記

1 生活福祉資金（緊急小口資金・総合支援資金）／住居確保給付金

(1) 緊急小口資金（3/31現在） 貸付額 58,017,000円

	計	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
相談	517	7	110	74	59	72	35	39	23	10	14	16	28	30
貸付(決定)	338	2	47	36	40	41	23	27	24	7	21	14	20	36

(2) 総合支援資金（3/31現在） 貸付額 79,675,000円

	計	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
相談	171	-	-	10	6	23	15	21	14	12	13	5	13	39
貸付(決定)	102	-	-	5	2	17	10	5	7	10	12	5	5	24
再貸付件数	19												1	18

(3) 住居確保給付金（3/31現在） 負担行為済額 3,742,100円

	計	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
相談	78	-	9	18	13	7	5	7	3	2	3	4	6	1
支給	31	-	1	6	6	2	3	1	3	0	5	1	1	2
延長・再延長	13					1	4			6	1			1

※ 暮らし安心応援室 新規相談件数（3/31現在）

	R2年度	R元年度
4月	51件	12件
5月	41件	27件
6月	44件	18件
7月	40件	31件

	R2年度	R元年度
8月	42件	19件
9月	43件	22件
10月	41件	28件
11月	41件	20件

	R2年度	R元年度
12月	34	13
1月	36	25
2月	37	30
3月	74	36

2 生活保護世帯の状況

3月31日現在

	世帯数	人員	相談件数	内30日の影響と考 えられるもの	内申請に至っ たもの(A)	申請件数 (Aを含む)	内30日の影響と考 えられるもの
4月	832	1,056	47	6	2	14	2
5月	832	1,057	29	2	1	8	1
6月	836	1,061	36	2	1	9	1
7月	840	1,067	45	4	1	13	1
8月	840	1,064	56	1	0	0	0
9月	841	1,067	31	1	1	6	1
10月	841	1,067	49	3	1	9	1
11月	831	1,061	54	1	0	12	0
12月	837	1,061	49	10	2	9	2
1月	840	1,067	70	8	2	13	2
2月	838	1,065	64	6	1	14	1
3月	845	1,077	74	7	0	14	0
合計			604	51	12	121	12

新型コロナウイルス感染症に係る支援策の進捗状況について（4月5日現在）

【商工観光部関係】

種別	No.	事業名	申請先	対象	内容	備考	予算 (千円)
融資	1	奥州市中小企業融資	民間金融機関	中小企業で売り上げ前年比▲5% セーフティネット証明が必要（市発行）	当初3年間実質無利子。信用保証料全額補給。限度額：運転2,500万 設備併用3,750万	R2.4.28～R2.6.30（受付終了） ●保証料補給：申請110件、決定110件、 補給額45,754千円 ●利子補給額：29,572千円（見込み） ※融資決定額：1,428,100千円	75,326
					R3からR7までの利子補給見込額について、基金を造成。	●基金造成額：92,248千円 ※うち交付金充当額：50,405千円	92,248
	2	小口融資制度	商工会議所、 商工会	中小企業者	相談すれば翌日には借り入れできる制度。利息無料。利息については市の補助金を活用して負担。	5月27日奥州商工会議所及び前沢商工会と補助金交付契約済。事業実施中。 (3月31日時点) ●奥州商工会議所6件、前沢商工会1件	24
雇用	3	雇用調整事業補助	市	雇用調整助成金申請認定企業	企業が負担した6%分の支払いを支援する予定であったが、今回国が10分の10を助成することにしたことから廃案。	廃案	0
給付	4	休業協力対象外事業者支援給付金	商業観光課	県の休業要請の対象となっていない飲食店で50%以上の減収があった事業者	1店舗当たり給付金10万円を支給	10月30日受付終了。 ●申請346件、決定340件、取下げ5件、不支給決定1件 ●執行額34,000千円	34,000
	5	宿泊事業維持臨時給付金	商業観光課	市内宿泊事業者（性風俗関連施設を除く）で50%以上の減収があった事業者	1.3万円に収容人員を乗じて得た額を給付	10月30日受付終了。 ●申請15件、決定14件、不支給決定1件 ●執行額11,024千円	11,024
家賃	6	地域企業経営継続臨時支援補助金（家賃補助）	商業観光課	小売業、飲食業、宿泊業、サービス業等で1月当たりの売り上げが20%以上減少した中小企業者。	家賃の半額を3か月助成する。50%以上減少した事業者は限度額1月当たり10万円。20%以上50%未満減少した事業者は限度額1月当たり5万円。	10月30日受付終了。 ●申請417件、決定411件、取下げ4件、取消し2件 ●執行額42,161千円	45,255
		地域企業経営継続臨時支援補助金（償還金補助）			自己所有物件の場合、建物や土地のローンがあるときには、ローン支払い額に店舗面積の割合を乗じた額の半額を3か月分補助する。限度額1月当たり5万円	10月30日受付終了。 ●申請30件、決定30件 ●執行額3,094千円	

種別	No.	事業名	申請先	対象	内容	備考	予算 (千円)
新規・ 拡充	7	地域企業事業 改革臨時支援 補助	商業観光課	市内中小企業者	新規事業や新たなサービス、事業拡大を行うことに対する支援。50万円を限度に費用の2分の1を補助。（例）タクシー会社の宅配サービス、酒造会社の消毒液製造など	2月26日受付終了。 （3月4日時点） ●申請64件、決定62件、取下げ2件 ●執行額16,050千円	21,000
感染 対策	8	感染症対策支 援事業	商業観光課	市内中小企業者	感染予防や3密対策のための改修や改善を行った事業者に対し、費用の2分の1補助。限度額30万円。（例）飛沫感染防止のための仕切りパネル設置や店内改装費用。密室状態を防ぐための換気設備の設置など。マスクや薬剤などの消耗品は対象外。	受付終了。 ●申請122件、決定118件、取下げ4件 ●執行額23,197千円	24,000
経営支 援	9	タクシー宅配 事業支援補助		胆江地区タクシー業協同組合	宅配タクシー料金の3kmまで900円、以降1kmごとに200円追加として実施する事業に対し、1回あたり900円を補助。	6月1日胆江地区タクシー業協同組合と補助金交付契約済。令和3年3月末まで期間を延長する。 8月3日変更契約済。 （2月28日時点） ●デリタク 1,240件	4,440
経営支 援	10	宿泊促進事業 補助		岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合奥州支部	感染症収束後に市内の中小企業者のうち宿泊業を営む事業者の事業継続を支援するため宿泊費の一部を補助。 市内の宿泊施設に、①市民が宿泊する場合は、4,000円補助（うち財源として県から2,000円）、②市外の人が宿泊する場合は2,000円補助	7月31日岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合奥州支部と補助金交付契約締結済。 9月1日からの宿泊者を対象に予約開始。 （2月28日時点） ●49,434人	181,300
その他	11	書類作成支援 事業		奥州商工会議所・前沢商工会	雇用調整助成金や持続化給付金、家賃支援給付金などの書類作成を支援するための説明会や相談会などの開催経費を補助するもの。	5月12日、5月27日奥州商工会議所及び前沢商工会と補助金契約済。 （3月26日時点） ●奥州商工会議所説明会93件、相談会1,315件 ●前沢商工会説明会262件、相談会547件	4,000

種別	No.	事業名	申請先	対象	内容	備考	予算 (千円)
観光支援	12	観光関連事業者緊急支援事業		奥州市観光物産協会	コロナウイルス収束後の観光支援策を総合的に実施。（例） 宣伝広告事業（事業者の活動を奥州FMや新聞でPR）、宿泊促進事業（地場産品プレゼント）、飲食店誘客促進事業（共通チケット発行）タクシー観光支援事業（プレミアムタクシーの助成）	6月9日奥州市観光物産協会と補助金交付契約締結済。 6月15日から事業開始。8月3日変更契約済。1月29日再変更契約済。（3月8日時点） ●宣伝広告事業：73社、他に菓子製造販売、温泉施設、伝統工芸（南部鉄器&岩谷堂筆筥）の業界から奥州FMを通じて情報発信。月刊Oh!Shunを活用した宣伝広告（7月～11月） ●宿泊促進事業：宿泊者へ市特産品プレゼント16,374個、温泉施設宿泊者への市特産品プレゼント104個 ●飲食店誘客促進事業：8/24-9/30：53店、11/28-1/17：104店、2/6-3/31：123店で実施。他に地元マスコミを通じた食事券プレゼント（延べ35人） ●タクシー観光支援事業：43件、正法寺送迎ジャンボタクシー観光（2/13-3/28、延べ14日、定員9人） ●日帰り温泉入浴助成：3,782人 ●地元の温泉施設宿泊者（奥州市民限定）に対する奥州市特産品プレゼント：104人	25,000
経営支援	13	タクシー利用促進支援事業		胆江地区タクシー業協同組合	新型コロナウイルス感染症拡大より落ち込んだ市内タクシー事業者を支援するため、タクシーチケットを販売し、需要喚起、利用促進を図る。 タクシーチケット5千円分×10千枚を30%引きで販売し値引き分を補助する。	8月3日胆江地区タクシー業協同組合と補助金交付契約締結済。 8月10日から市内各所で販売開始。販売店舗52店舗。（2月28日時点） ●15,207冊	31,675
経営支援	14	観光バス利用促進事業		市内バス事業者	学校や団体が観光バス利用時、観光バス利用料金の一部を補助することにより、観光バスの利用促進を図る。	9月1日市内事業者2者と補助金交付契約締結済み。10月から割引事業開始。（3月31日時点） ●執行予定額12,462,500円 （内訳：広告6件、貸切バス運行・延べ358台）	25,000
経営支援	15	市内旅行商品造成補助		市内旅行業者等	モニターツアーなどにより「新たな生活様式」に対応した事業を検討している事業者を補助し、地域の活性化につなげる予定であったが新型コロナウイルス感染症が収束に向かわない中で、市内へのモニターツアーを実施する事業者がいなかったため事業廃止するもの。	廃案	0

種別	No.	事業名	申請先	対象	内容	備考	予算 (千円)
その他	16	テレワーク環境整備補助		市内の旅館・ホテル	観光以外の需要取り込みのため、テレワーカーを受け入れられるWi-Fi、WEB等会議等環境整備を行う市内宿泊事業者に補助する予定であったが岩手県で同様の事業を開始したため事業廃止するもの。（県補助率2/3、1事業者当たり2,000千円上限）	廃案	0
経営支援	17	伝統産業総合支援事業		水沢鋳物工業協同組合、岩谷堂箆笥生産組合	産地組合がおこなう、岩谷堂箆笥まつり、南部鉄器まつり等での販売促進に関する経費及びイベント開催時のコロナウィルス感染症対策対策に必要な経費に対する補助。	水沢鋳物工業協同組合、岩谷堂箆笥生産組合へ補助金交付済み。 ●執行額 17,200千円（8,600千円×2産地組合）	17,200
新規・拡充	18	製造業向けコロナ対策支援事業	企業振興課	主として製造業を営む中小企業、小規模事業者 任意の1月において売上高が前年比△20%減少 市内において、1年以上継続して事業を営んでいること。	積極的に設備投資等の事業を展開する事業者に対する必要な費用の一部補助。 補助対象経費の3/4 上限200万円	8月18日から12月14日まで公募（終了） ●申請件数 23件 ●執行額 39,654千円	39,654
経営支援	19	中小企業IT化推進事業	企業振興課	主として製造業を営む中小企業、小規模事業者 任意の1月において売上高が前年比△20%減少	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い必要とされる業務改善のために、市内中小企業がITツール導入の検討を行う際のコンサルティング費用支援。 ・基本（1時間）7,500円～30,000円 ・追加（1時間を超える1時間当たり）1,000円～7,500円 ※業務種別により基本料金、追加料金とも変更あり。	10月23日付けでIT事業者と委託契約を締結。 ●公募期間：10月26日～1月26日 ●申請件数 1件 ●執行額 33千円	33
その他	20	市内企業コロナ関連製品PR事業		市内中小企業	市内企業が製作したコロナ関連製品PRに要する経費	10月14日開催の「地域企業・岩手大学・奥州連携フォーラム」、10月24日開講の創業塾（全5回開催）において、製品の試供及びPRを実施。 現在、南岩手交流プラザでの製品展示及びPR実施中。 ●執行額 570千円	570
給付	21	地域企業臨時支援給付金（家賃支援）	商業観光課	小売業、飲食業、宿泊業、サービス業等で1月当たりの売り上げが30%以上減少した中小企業者。	市内の事業の用に供している建物及び土地にかかる月額家賃の3/4×3に相当する額以内を支援する。上限45万円。	2月26日受付終了。 ●申請376件、決定372件、取下げ2件、不支給決定2件 ●執行額58,433千円	79,037

種別	No.	事業名	申請先	対象	内容	備考	予算 (千円)
給付	22	自動車運転代 行業給付金	商業観光課	市内自動車運転代行業事 業者	自動車運転代行業を営む事業者の事業継続を支援するため随 伴用自動車の規模に応じて給付金を支給する。 【内訳】 50千円×随伴用自動車台数	3月12日受付終了。 ●申請件数12件 ●執行額1,650千円	2,250
補助	23	中小企業事業 継続補助金	商業観光課	市内中小企業者	新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている奥 州商工会議所・前沢商工会が管轄する対象業種の中小企業者 に対して、事業の継続を下支えするため、予算の範囲内で給 付金を支給する事業の10/10を補助するもの。 【売上高減少率50%以上】 平均売上高減少額により50,000円～150,000円を給付。 【売上高減少率30%以上50%未満】 平均売上高減少額により25,000円～75,000円を給付。	3年4月1日から事業開始、7月31日で終了。 ●奥州商工会議所 申請0件 ●前沢商工会 申請0件	198,600

【農林部関係】

種別	No.	事業名	申請先	対象	内容	備考	予算 (千円)
給付	1	和牛肥育経営 生産基盤支援 事業	農政課	奥州市内で奥州市産の素 牛を購入した和牛肥育農 家 【事業主体：管内両JA】	和牛肥育農家の素牛導入に係る経費補助（素牛落札価格）の2 分の1以内の額。 上限：90千円／頭 【対象期間：令和2年5月から令和3年3月】	和牛肥育農家へ、12月購入分まで振込(計70,200千円)済 み。1～3月は補助基準である牛マルキンの発動がなかつ たため、事業対象牛なし。（5月：72頭、6月：96頭、7 月：110頭、8月：93頭、9月：86頭、10月：109頭、11 月：101頭、12月：113頭） ●実績 補助金 780頭×90千円＝70,200千円 事務費 780頭×330円＝257,400円	104,332
消費	2	学校給食地場 産牛肉利用拡 大事業	食農連携推進 室	奥州市内 小・中学校	学校給食における「市産牛肉」の購入費補助。（2回以上）	6月は7施設で7回、7月は2施設で2回、8月は1施設 で1回、9月は6施設で6回、10月は3施設で3回、11 月は4施設で4回、12月は2施設で2回、1月は1施設 1回、2月は3施設で3回、3月は1施設1回実施、合計 8施設30回実施。 実施済額5,079,652円。	5,100
その他	3	教育旅行継続 支援事業	農政課	おうしゅうグリーン・ ツーリズム推進協議会	教育旅行受入継続に向け、令和2年度において受入が出来な かった各学校に対して行う事業の継続プロモーションに要す る経費に対する補助	9月の協議会役員会では、コロナ収束後の受入継続へ向け たプロモーション事業として実施することを決定していた が、協議会での調査により、来年度の受入農家戸数が3割 以上減少する見込みであり、今後の受入体制の見通しが立 たず、従来の内容での受入が困難であることから、11月 下旬に再度協議会で協議した結果、現時点での積極的なプ ロモーションは困難として事業の中止が決定。1月臨時補 正において減額する(△574千円)。	0
その他	4	教育旅行受入 れ準備事業	農政課	おうしゅうグリーン・ ツーリズム推進協議会	教育旅行生の受入準備段階で新型コロナウイルス感染症予防 対策として必要となる物品整備の経費に対する補助 (マスク、アルコール消毒液、ペーパータオル等)	12月22日開催の協議会役員会において、コロナ禍収束の 見通しが立たないため受入農家確保が困難であることや、 関係機関からの意見等を踏まえて協議した結果、令和3年 度の予約校について受入れを中止することが決定した。1 月臨時補正において減額する(△1,566千円)。	0

種別	No.	事業名	申請先	対象	内容	備考	予算 (千円)
給付	5	繁殖経営基盤 強化支援事業	農政課	繁殖素牛を導入又は自家 保留する市内和牛農家 【事業主体：管内両JA】	肉用牛（黒毛和種）を繁殖雌牛として導入又は自家保留に要 する経費に対する補助 50千円/頭 【対象期間：令和2年5月から令和3年3月】	JA江刺は補助金の前払いを10月8日に受け、40頭1,877千 円を和牛農家に交付済み。 JA岩手ふるさは、61頭2,877千円を和牛農家に支出済 み。 8月以降は補助基準を超え、事業対象牛がいないため、1 月臨時補正において減額する（△10,591千円） ●実績 補助金 5、6月 60頭×50,000円＝3,000,000円 7月 41頭×42,796円＝1,754,636円 事務費 101頭×330円＝33,330円	11,555
給付	6	肥育素牛自家 保留支援事業	農政課	黒毛和種肥育素牛を自家 保留した市内和牛農家 【事業主体：管内両JA】	肉用牛（黒毛和種）を肥育素牛として自家保留する場合に要 する経費に対する補助 40千円／頭 【対象期間：令和2年5月から令和3年3月】	JA江刺は補助金の前払いを10月8日に受け、管内和牛農家 に、5月から12月までの67頭、2,680千円を交付済み。 JA岩手ふるさは補助金の前払いを10月29日に受け、管 内和牛農家に、5月から12月まで302頭、12,080千円を交 付済み。 ●実績 補助金 369頭×40千円＝14,760千円 事務費 369頭×330円＝121,770円	19,964
その他	7	食の黄金文 化・奥州リ モート販売等 指導事業	食農連携推進 室	リモート販売等指導者	新型コロナウイルス感染症拡大により、加工品や農畜産物の 首都圏での販売会が中止となっていることから、現地に赴か ずにP Rするリモート販売会等のノウハウに関する研修会や 実践販売会等を開催	8月24日契約。契約額1,485千円。 10月14日第1回研修会基本編を開催。 12月23日第2回研修会実践編を開催。 2月12,13日第3回としてリモート販売会実施。 2月15日第4回としてリモート商談会実施。 3月12日第5回としてリモートイベントを開催。 3月19日に第6回として報告会を開催。	1,485
感染 対策	8	産直施設感染 症対策臨時支 援補助事業	食農連携推進 室	市内産直施設	新型コロナウイルス感染症防止策を講じる産直施設への支援	9月に補助金交付要領制定済。9月25日に産直施設へ周 知のDMを発送し補助金申請の募集開始。 問合せ4件。 10/26交付決定1件。交付額155千円。 12/3 交付決定1件。交付額218千円。 12/21交付決定1件。交付額217千円。 1/21交付決定1件。交付額300千円。 交付済額合計979,000円。	3,000

種別	No.	事業名	申請先	対象	内容	備考	予算 (千円)
消費	9	市産牛肉消費 拡大事業補助 金	食農連携推進 室	牛協会、 J A	牛肉専用の商品券を販売し、市産牛肉の消費拡大を図るための事業に対する補助 (牛肉商品券： 1 セット1,000円× 5 枚組 (5,000円分) を 2,500円で販売。)	9 月に補助金交付要領制定済。 ●契約手続き 相手方：岩手ふるさと農業協同組合 11月16日 補助金交付契約額 (21,300千円) 1月27日 増額の変更契約 (31,852千円) 3月15日 実績に基づく変更契約 (31,477千円) ●概要 11月25日に牛肉商品券を前沢牛といわて奥州牛の2種類併せて4,000セット販売。午前中で完売。 販売場所は、奥州市観光物産協会、 J A 岩手ふるさと各地域センター、協同サービス。 好評につき、第2弾を1月16日に 2 種類、3,807セット販売。販売場所は、 J A 岩手ふるさとの各地域センターと江刺総合支所。第 3 弾を 1 月28日に奥州市文化会館 Z ホールで 2 種類2,693セット販売。引き続き 1 月29日より、奥州市観光物産協会で継続的に販売を実施。 2 月上旬に完売。 ●利用実績 (1枚1,000円) 51,792枚 ●補助交付済額 31,477,444円	31,950

新型コロナ対応関連
農林漁業セーフティネットに係る融資等の状況について(4月1日現在累計)

R3.4.1時点	正式申込 (件)	金額 (千円)				
			うち貸付決定 (件)	金額 (千円)	うち実行済(件)	金額(千円)
大手通り支店	0	0	0	0	0	0
水沢中央支店	2	4,200	2	4,200	2	4,200
水沢南支店	2	6,000	2	6,000	2	6,000
前沢支店	7	40,800	7	40,800	7	40,800
胆沢支店	18	112,500	18	112,500	18	112,500
衣川支店	0	0	0	0	0	0
JAふるさと管内 (奥州市内)	29	163,500	29	163,500	29	163,500
岩谷堂支店	1	3,000	1	3,000	1	3,000
玉里支店	2	4,000	2	4,000	2	4,000
JA江刺管内	3	7,000	3	7,000	3	7,000
合 計	32	170,500	32	170,500	32	170,500

↓

主営農類型	
肥育牛	16
繁殖牛	13
園芸	2
水稻	1

主な資金用途	
肥育・繁殖農家	飼料代
園芸農家	種苗肥料農薬代
水稻農家	運転資金

商工業セーフティネットに係る融資及び信用保証の状況について（４月５日現在）

１ 融資及び信用保証の状況

信用保証として、セーフティネット（以下「SN」）４号、５号及び危機関連保証が発動されている。

信用保証の認定件数は、４月５日現在で 1,553 件。実質無利子の制度融資の決定・実行件数は、市中企が 110 件、約 14.3 億円、県・対応資金が 1,488 件、約 223 億円（３月末現在）となっている。

【令和３年４月５日現在】

	信用保証制度				制度融資（無利子）	
	SN4 号 R2.2.18～	SN 5 号 段階的に業種拡大	危機関連 R2.3.13～	計	県・対応資金 R2.5.1～R3.3.31 ※保証協会受付分	市中企 R2.4.28～6.30
R1 年度	0 件	0 件	0 件	0 件	———	———
R2.4 月	12 件	8 件	14 件	34 件	———	0 件
5 月	155 件	64 件	82 件	301 件	123 件 2,247,321 千円	37 件 566,500 千円
6 月	159 件	46 件	51 件	256 件	230 件 3,743,836 千円	73 件 861,600 千円
7 月	89 件	24 件	25 件	138 件	189 件 3,090,543 千円	
8 月	44 件	12 件	13 件	69 件	173 件 2,609,932 千円	
9 月	47 件	26 件	18 件	91 件	85 件 965,078 千円	
10 月	51 件	18 件	24 件	93 件	100 件 1,247,935 千円	
11 月	41 件	18 件	21 件	80 件	75 件 839,881 千円	
12 月	28 件	25 件	27 件	80 件	94 件 912,097 千円	
1 月	21 件	15 件	28 件	64 件	51 件 419,633 千円	
2 月	58 件	44 件	33 件	135 件	110 件 1,829,651 千円	
3 月	97 件	59 件	56 件	212 件	258 件 4,408,828 千円	
～4/5	0 件	0 件	0 件	0 件		
計	802 件	359 件	392 件	1,553 件	1,488 件 22,314,735 千円	110 件 1,428,100 千円

2 市中企の利子補給額及び保証料補給額

6月30日現在での市中企（無利子）の利子補給（R2負担額）は約3,000万円。総額では約1.3億円。保証料補給は約4,600万円。実質無利子は、6/30までの運用である。

種 別	R2 負担額（見込）	総 額（見込）
利子補給	29,572 千円	124,512 千円
保証料	45,754 千円	45,754 千円
計	75,326 千円	170,266 千円

【参考】県・対応資金及び市中企（無利子）の制度比較

項 目	県・対応資金	市中企（無利子）
無利子要件	売上高 △5%	売上高 △5%
限度額（運転）	6,000 万円（当初 3,000 万円）	2,500 万円
据 置	据置 5 年、貸付 10 年	据置 1 年、貸付 7 年

令和3年度の小中学校におけるコロナウイルス感染症対策について

(令和3年4月9日現在)

新型コロナウイルス感染症対策に係り、市内全小中学校に対し、下記のことに留意し対応する旨の通知をしましたのでお知らせします。

記

- 1 外出の自粛について
 - ・不要不急の外出を控える。(4/2 通知)
- 2 始業式、入学式について
 - ・学校規模・感染状況を鑑み、各学校で対応。基本的には開催する方向で準備し、感染の状況により規模縮小等で開催の判断(4/2 通知)
 - ・伊手小学校の始業式、入学式の延期……始業式 4/6⇒4/13、入学式 4/7⇒4/14
 - ・岩谷堂小学校の始業式、入学式の延期…始業式 4/6⇒4/16、入学式 4/7⇒4/19
- 3 誹謗中傷への対応について
 - ・思いやりの行動の喚起、憶測や噂話の注意喚起について通知(4/2、4/5 通知)
- 4 部活動の自粛について
 - ・部活動を 4/11 まで停止(4/5 通知) ⇒4/12 から解除(4/9 通知)
 - ・市外のチームとの練習試合等を 4/11 まで停止(4/5 通知) ⇒4/12 から解除(4/9 通知)
(4/12 まで停止を校長会が判断し別に通知を出している)
- 5 感染防止対策について
 - ・手洗い、マスク着用、ソーシャルディスタンス、換気、感染拡大を防ぐ行動の徹底(4/5 通知)
- 6 健康診断、歯科健診について
 - ・例年 4 月～6 月に実施⇒当面の間、4 月の健診を一時延期し 5. 6 月は変更なし

奥教学第 131 号
令和3年4月13日

各小・中学校長 様

奥州市教育委員会
教育長 高 橋 勝

新型コロナウイルス感染症に係る小・中学校の対応について

令和2年8月6日付奥教学第1058号で通知したこのことについて、対応を下記のとおりとしますので、貴校職員に周知のうえ、適切な対応をお願いします。

記

1 with コロナ対応について

臨時休業等の判断基準について ※目安であり、このとおりにならない場合あり

段階	感染の状況	臨時休業	備考	部活動	同地域		他地域	
					感染無	感染有	感染無	感染有
レベル 1	奥州市民 罹患者発生	—	文科省が示した学校の 新しい生活様式に準じ、 感染予防対策を講じなが ら、通常の活動を行う。	自校練習	○		○	
				対外練習・試合	○		○	△
				大会参加	○		○	
レベル 2	自校の児童生 徒・教職員の 家族が罹患	—		自校練習	濃厚接触者以外○		濃厚接触者以外○	
				対外練習・試合	○	△	○	△
				大会参加	○		○	
レベル 3	自校の児童生 徒・教職員が 罹患	△ 当該小中 当該学年	※休業の規模・期間は保健所の助 言により教育委員会が判断	自校練習	△		△	
				対外練習・試合	×		×	
				大会参加	△		△	
レベル 4	児童生徒・教 職員が集団感 染	○ 当該小中	※集団感染か否かは保健所の判断 ※休業の規模・期間は保健所の助 言により教育委員会が判断	自校練習	×		×	
				対外練習・試合	×		×	
				大会参加	×		×	

部活動：△は個別ケースによる（例：罹患者1名で生徒接触なし○、罹患者により複数名PCR検査×）

<学校復帰>

○罹患した場合の学校復帰については、保健所の指示に従うこと。

○PCR検査を受けた場合も、保健所の指示に従い、健康観察を十分に行うこと。

<部活>（判断主体は学校）

○大会参加については、主催者の求める感染対策に従うとともに、主催地域の状況を慎重に検討すること。

○競技により参加の判断を行うなど、柔軟に対応すること。

○確実に接触がないと断定できる場合は、自校で罹患者が確認されても自校練習を行うことを可とすること。

○対外試合については、感染地域やチーム数による密状態等十分に検討したうえで行うこと。

○部活動再開については、保健所の助言のもと教育委員会と相談のうえ判断すること。

<スクールバス> (判断主体は奥州市教育委員会)

○基本的には運行する。感染拡大が懸念される場合は、該当校と協議の上運行方法を決定していく。

2 after コロナ対応について

臨時休業を行った場合、学習機会を保障し授業進度を回復させるため、下記の対応策を検討する。

◇長期休業期間を短縮して授業日を増やす、土曜日を一定程度授業日とする等の対応が考えられる。

※授業進度の回復方法等は、実際に臨時休業を行った場合に休業期間の長短により検討するもの。

また、学校行事を延期について、各学校で必要に応じ検討する。

○運動会・体育祭 (検討内容例：時期、開催方法、行事の内容、感染症対策等)

○修学旅行 (検討内容例：計画キャンセルの判断時期、宿泊先、旅行日程や内容、感染症対策等)

○学習発表会・文化祭 (検討内容例：時期、開催方法、行事の内容、感染症対策等)

3 その他

新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していることから、今後、国から出される通知等を踏まえて、変更する場合もあること。

担 当 奥州市教育委員会事務局
学校教育課長 佐 藤 克 洋
電 話 0197-35-2111 (内線 420)
F A X 0197-35-7551
E-mail katsuhiko-s3@city.oshu.iwate.jp

胆沢地域の認定こども園整備に係る民間市場調査の結果について

胆沢地域における「認定こども園」の整備に係る民間意向調査を実施しましたので、その結果を報告いたします。

胆沢地域においては、幼稚園の利用ニーズが低下しており、「市立教育・保育施設再編計画」に基づき、現在の南都田幼稚園の土地と隣接する旧南都田中学校跡地を活用して施設整備する市の考えについて、民間事業者から整備の意向や具体的な企画提案があるか調査した結果、1件の提案がありました。

1 調査期間

令和3年1月12日～2月12日

2 調査対象地等の概要

(1) 調査対象地 南都田幼稚園土地及び旧南都田中学校跡地の一部

ア 所在地 奥州市胆沢南都田字塚田126（旧南都田中学校校庭）、126－6（南都田幼稚園園庭）、214－4（南都田幼稚園園舎、車庫）の3筆

イ 土地面積 約7,052㎡

ウ 所有者 奥州市

(2) 既存建物 奥州市立南都田幼稚園 園舎及び車庫

3 市が設定した意向確認項目

意向確認項目	内容
1 整備をする施設の種類	認可認定こども園（幼保連携型認定こども園）
2 事業内容	(1) 既存の土地及び園舎の活用方法、運営の特徴、保育士確保などの概要 (2) 園舎の解体、更地の活用を希望する場合の内容
3 保育事業の実績	施設経営の実績がある場合のその内容
4 整備にあたって市に期待する措置等	(1) 周辺の公共整備、当該土地及び園舎の活用に関すること (2) 政策的、規制緩和、賃貸借料などの措置に関すること

4 意向調査結果

認定こども園整備について、1法人より事業実施の意向があり、企画提案書の提出がありました。

5 今後の対応

胆沢地域教育・保育施設再編準備委員会での協議や子ども・子育て会議での審議を経て、最終的な市の事業方針の決定のもと整備を進めてまいります。

【略図】



奥州市立教育・保育施設再編ロードマップについて

平成29年度に策定した「奥州市立教育・保育施設再編計画」に基づき、施設再編を進めてきたところですが、現在抱えている課題を早期に解決するため、令和3年度以降の具体的な統廃合の方法と時期の素案をお示しし、市民のご意見を踏まえた実施計画をまとめようとするものです。

1 再編計画の進捗状況

(1) 公立施設の再編状況（令和2年度末）

地域	施設名 ● 存続対象施設	建設年	定員 (人)	在園 (人)	再編計画内容 【完了年次】
水沢	佐倉河幼稚園	S51	160	28	廃止
	羽田幼稚園	S54	80	9	廃止
	上姉体幼稚園	S55			廃止【令和元年度完了】
	黒石幼稚園	S58			廃止【平成29年度完了】
	●いずみ保育園	H22	60	56	存続 ⇒ 子育て支援施設
	みなみ保育園	S53	60	40	廃止
江刺	岩谷堂幼稚園	H21	80	14	廃止
	●田原保育所	H20	65	43	認定こども園へ認可変更
	江刺南保育所	H20	60	22	廃止
	玉里保育所	S57	60	30	玉里、梁川、広瀬保育所を玉里保育所へ先行統合し、認定こども園を整備する
	梁川保育所	S54	45	23	
	広瀬保育所	H03	45	20	
	●稲瀬わかば園	H16	130	87	存続
前沢	前沢南幼稚園	S49			廃止【令和元年度完了】
	前沢北幼稚園	S54			廃止【令和元年度完了】
	前沢東幼稚園	S57			廃止【令和元年度完了】
	●前沢保育所	H4	140	126	認定こども園へ認可変更
	●前沢北こども園	R2	150	130	新設【令和2年度完了】
胆沢	小山西幼稚園	S63			小山東へ統合【令和元年度】 認定こども園を整備
	小山東幼稚園	S62	160	29	
	南都田幼稚園	S55	160	29	認定こども園を整備して、南都田、若柳幼稚園を廃止する
	若柳幼稚園	S58	80	13	
衣川	●あゆみ園	H19	120	93	存続
	衣里幼稚園	S57			廃止【令和2年度完了】
合計			1,655	792	令和3年度17施設 → 存続6施設

(2) 施設創設の状況（幼稚園を除く）

年度	地域	施設名	施設の種類	定員	開園時期
H29	水沢	ニチイキッズおうしゅう保育園	小規模保育事業所	19人	H29年4月
R元	水沢	姉妹幼稚園	認定こども園	78人	H31年4月
	江刺	保育園ゆいま〜る第3園	家庭的保育事業所	5人	H31年4月
R2	水沢	ニコニコ保育園水沢	小規模保育事業所	12人	R2年4月
	水沢	スマイル保育園	小規模保育事業所	12人	R2年6月
	水沢	サンタ・るう夢	小規模保育事業所	11人	R2年12月
R3	水沢	保育園かなちゃんハウス	家庭的保育事業所	5人	R3年4月
	江刺	ウェルネス保育園江刺	保育所	63人	R3年4月
	水沢	こども園ドレミのそら	認定こども園	60人	R3年5月

(3) 定員の推移（幼稚園を除く）

年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3
定員	3,144	3,194	3,210	3,249	3,417	3,494

(4) 待機児童の状況

ア 再編計画策定前

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
4月1日	1人	1人	3人	35人
10月1日	37人	37人	58人	52人

イ 再編計画策定後

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
4月1日	22人	18人	25人	19人	0人
10月1日	31人	50人	41人	17人	—

2 子育て環境の課題と対応方法

(1) 待機児童の解消

本市における令和3年3月時点の法定待機児童は42人、私的理由の待機児童を含めると124人となっています。

令和3年4月時点の法定待機児童は、速報値で0人となり、市町村合併後初めて解消することができました。ただし、例年、年度末に向かって待機児童が増加することから、年間を通して待機児童が生じないように取り組む必要があります。

この課題への対応方法として、保育需要が高まっていることから保育定員を拡充するほか、需要が減少している幼稚園定員の調整を図るなど、公立施設の統廃合を進めてまいり

ます。

(2) 施設運営の安定化

近年、子ども・子育て支援法等に基づく民間支援施策が拡充されたことに伴い、市内においても民間法人の施設整備が増えております。

子どもの全体数の減少が進む中、公立及び私立施設の施設運営を安定させるためにも、適正な人数の入園調整を図ってまいります。

(3) 老朽化施設への対応

園児が日常生活の大半を過ごす施設が老朽化し、安全・安心な教育・保育環境を整えることが急務となっています。また、生活の多様化や共働き、核家族化世帯の増加による長時間保育の需要が増加しています。このことから、今後の施設整備については、保育対応が可能な「認定こども園」を整備する方針で進めてまいります。

3 再編計画の推進

(1) 公立施設の役割

私立施設は、設置者の理念に基づき特色のある運営がされていますが、基本的な教育・保育の内容は、子ども・子育て支援法等に基づき公立施設と共通であり、公営事業として運営しています。このことから公立施設は、これまでどおり次の役割を担ってまいります。

- ① 私立施設で対応できない需要（特別保育等を含む）に対応すること
- ② 民間事業者の参入がない地域における保育環境を整えること

(2) 具体的な統廃合の実施計画

「奥州市立教育・保育施設再編計画」の策定時には見込まれていなかった私立施設の整備が進んでいることから、公立施設の施設整備については、待機児童の状況を確認しながら、利用定員数が超過にならないよう審議会等での検討を踏まえて進めることになります。

そして、子育て環境の課題を解決するため、『公立施設の統廃合ロードマップ(案)』をまとめ、令和3年度から具体的に施設の統廃合を進めてまいります。

奥州市立教育・保育施設の統廃合ロードマップ(案)(市民説明)

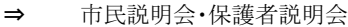
(令和3年4月時点の入所状況)

	⇒	ロードマップ(案)の調査・研究・庁内調整
	⇒	市民説明会・保護者説明会

地域	施設区分・名称		定員	利用人数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	区分	再編理由	R2	R3	R4	R5	R6	統廃合内容	廃止後の利用可能施設 ◎ 既存施設から車10分圏内 ○ 既存施設から車20分圏内		
水沢地域	幼稚園	黒石幼稚園	平成29年度 閉園								廃止	適正規模 施設老朽化									
	幼稚園	上姉体幼稚園	令和元年度 閉園								廃止	適正規模 施設老朽化									
	保育所	いずみ保育園	60人	平成28年度 60人 ↓ 56人	3	9	10	13	12	9	存続							水沢地域の待機児童状況により、将来は子育て支援施設への変更を検討します。			
	幼稚園	佐倉河幼稚園	160人	平成28年度 48人 ↓ 28人				11	8	9	廃止	適正規模 施設老朽化				年度末 廃止		令和3年度に入園する3歳児が卒園する年度である令和5年度末で閉園するものです。	【幼稚園】 ◎（私立）こじか幼稚園 【認定こども園】 ◎（私立）水沢こども園 ◎（私立）こばとこども園 ◎（私立）日高ななつ星 ◎（私立）常盤幼稚園 ◎（私立）駒形こどもの杜 ◎（私立）日高さくらの木 ◎（私立）ひがし幼稚園 ◎（私立）ドレミこども園 ◎（私立）むつみこども園 ◎（私立）こども園ドレミのそら ○（私立）しんじょう幼稚園 ○（私立）姉体幼稚園		
	幼稚園	羽田幼稚園	80人	平成28年度 28人 ↓ 9人				2	2	5 4歳・5歳で1クラス	廃止	適正規模 施設老朽化				年度末 廃止		現在羽田幼稚園は異年齢学級編成です。 令和3年度に入園する3歳児が卒園する年度である令和5年度末で閉園するものです。	【幼稚園】 ◎（私立）こじか幼稚園 【認定こども園】 ◎（私立）水沢こども園 ◎（私立）常盤幼稚園 ◎（私立）しんじょう幼稚園 ◎（私立）ひがし幼稚園 ◎（私立）ドレミこども園 ◎（私立）姉体幼稚園 ◎（私立）むつみこども園 ◎（私立）こども園ドレミのそら ○（私立）こばとこども園 ○（私立）日高ななつ星 ○（私立）日高さくらの木 ○（私立）駒形こどもの杜 ○（公立）前沢北こども園		
	保育所	みなみ保育園	60人	平成28年度 62人 ↓ 40人	0	0	3	13	13	11	廃止	施設老朽化				年度末 廃止		令和3年度の2歳児（最年少児）が卒園する年度である令和6年度末で閉園するものです。	【保育所】 ◎（公立）いずみ保育園 ◎（私立）水沢保育園 ◎（私立）ときわ保育園 ◎（私立）東水沢保育園 ◎（私立）白ゆり乳児苑 ◎（私立）スマイル保育園 ◎（私立）第二東水沢保育園 【小規模保育所等】 ◎（私立）ニチャキッズおうしゅう保育園 ◎（私立）ニコニコ保育園水沢 ◎（私立）スマイル保育園 ◎（私立）かなちゃんハウス ○（私立）サンタ・るっ夢		
水沢地域における定員拡大計画については、5月1日から認定こども園60人の増です。																					

奥州市立教育・保育施設の統廃合ロードマップ(案)(市民説明)

(令和3年4月時点の入所状況)



地域	施設区分・名称		定員	利用人数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	区分	再編理由	R2	R3	R4	R5	R6	統廃合内容	廃止後の利用可能施設 ◎ 既存施設から車10分圏内 ○ 既存施設から車20分圏内
江刺地域	保育所	田原保育所	65人	平成28年度 63人 ↓ 41人	6	4	9	8	7	7	存続							将来的には、定数及び認定こども園へ変更を検討する。	
	認定こども園	稲瀬わかば園	130人	平成28年度 104人 ↓ 87人	2	13	13	20	21	18	存続								
	幼稚園	岩谷堂幼稚園	80人	平成28年度 33人 ↓ 14人				3	5 3歳・4歳で1クラス	6	廃止	適正規模				年度末 廃止		現在岩谷堂幼稚園は異年齢学級編成です。 令和3年度に入園する3歳児が卒園する年度である令和5年度末で閉園するものです。	【認定こども園】 ◎ (公立) 稲瀬わかば園 ◎ (私立) 八日市幼稚園
	保育所	江刺南保育所	60人	平成28年度 41人 ↓ 22人	1	2	2	8	4	5	廃止	適正規模				年度末 廃止		令和3年度に入園する0歳児が、3歳児となる年度である令和5年度までに他の保育所への転園調整を行い、令和5年度末で閉園するものです。	【保育所】 ◎ (公立) 田原保育所 ○ (公立) 玉里保育所 ○ (私立) 江刺保育園 ○ (私立) 聖愛ベビーホーム ○ (私立) 暁学園 ○ (私立) 愛宕保育園 ○ (私立) ウエルネス保育園江刺 【小規模保育所等】 ○ (私立) 聖愛ベビーホーム ○ (私立) さくらんぼ保育園 ○ (私立) 保育園ゆいまる第3園
	保育所	玉里保育所	60人	平成28年度 28人 ↓ 30人	1	5	3	10	3	8	存続	適正規模						【保育所】 ◎ (公立) 田原保育所 ○ (私立) 江刺保育園 ○ (私立) 聖愛ベビーホーム ○ (私立) 暁学園 ○ (私立) 愛宕保育園 ○ (私立) ウエルネス保育園江刺 【小規模保育所等】 ○ (私立) 聖愛ベビーホーム ○ (私立) さくらんぼ保育園 ○ (私立) 保育園ゆいまる第3	
	保育所	梁川保育所	45人	平成28年度 25人 ↓ 23人	0	1	6	8	3	5	玉里保育所へ統合	適正規模 施設老朽化				4月から統合		令和4年度の4月1日から玉里保育所へ統合し、梁川保育所は令和3年度末で閉園するものです。 保護者が玉里保育所以外への転園を希望する場合は、転園相談を行う。	【保育所】 ◎ (公立) 玉里保育所 ◎ (公立) 田原保育所 ○ (私立) 江刺保育園
	保育所	広瀬保育所	45人	平成28年度 48人 ↓ 20人	0	2	2	2	6	8	玉里保育所へ統合	適正規模				4月から統合		令和4年度の4月1日から玉里保育所へ統合し、広瀬保育所は令和3年度末で閉園するものです。 保護者が玉里保育所以外への転園を希望する場合は、転園相談を行う。	【保育所】 ◎ (公立) 玉里保育所 ○ (公立) 田原保育所 ○ (私立) 江刺保育園 ○ (私立) 聖愛ベビーホーム ○ (私立) 暁学園 ○ (私立) 愛宕保育園 ○ (私立) ウエルネス保育園江刺 【小規模保育所等】 ○ (私立) 聖愛ベビーホーム ○ (私立) さくらんぼ保育園 ○ (私立) 保育園ゆいまる第3
	保育所	玉里保育所	60人	0～4歳統合した場合の人数52人	1	8	11	20	12	21	存続	適正規模							
認定こども園	創設予定	定員は先行統合した玉里保育所の利用人数により検討する										適正規模					開園目標 年度		

奥州市立教育・保育施設の統廃合ロードマップ(案)(市民説明)

⇒ 市民説明会・保護者説明会

新たな施設整備計画は「認定こども園」で、令和5年度までの整備目標として進めます。

衣川荘の修繕工事の取り扱いについて

1 建築基準法第12条に基づく定期点検結果による修繕工事

建築基準法（以下「法」という。）第12条第1項及び第3項の規定による建築物及び特定建築設備に係る定期点検報告書類を精査した結果、次の要是正事項等が見つかった。

区 分	対象物	内 容
既存不適格	防火シャッター	危害防止装置未設置
要是正	客室等非常用照明	不点灯、バッテリー切れ
	厨房外壁（北側）	モルタル一部剥離
	厨房屋上防水シート	一部剥がれ
	洗濯室内壁	部分剥離
要改善	エレベーター3台	部品更新年数経過

定期点検及び報告業務は衣川荘で行っていたが、建物が一般会計に引き継がれたため、岩手県からの結果通知が総合支所に届き、これにより状況を把握したものである。

2 客室屋根断熱材の脱落に伴う修繕工事

2月に行った雪害調査の過程で客室屋根断熱材の大半が脱落していることが判明した。接着した断熱材が経年により自重で脱落したものであり、以前から夏季における6階客室の温度上昇が生じていたとのことである。

3 修繕工事の実施

上記修繕工事について、衣川荘では、実施を検討してはいたが、厳しい経営状況から先送りされてきたものである。

今回の要是正事項は、違法の指摘を受けたものではなく、直ちに使用不能となるものではない。しかし、法第8条において、所有者に建築物の維持保全が求められており、違法状態となる前に必要な修繕を行うことが法の趣旨である。

また、屋根断熱材については、利用者に支障が生じていることから、通常の建物管理として修繕が必要なものとする。

両者とも、速やかに修繕を行うべきところであるが、現在、譲受者公募手続き中であり、譲受者による修繕・改修工事も想定される箇所であるため、公募実施要項で市が行うこととしている修繕等工事と併せ、優先交渉権者決定後、協議、調整を行ったうえで実施することとする。

《参考》

公募要項で示している修繕工事

建物名	工事等	内 容	備 考
本館	ボイラー室・機械室 アスベスト処理	1 階ボイラー室吹付撤去 2 階機械室吹付固化	※アスベスト調査に より不要
	受水槽等修繕	ステンレス水槽一体型自動 給水ユニット 16.0 m ³	電気、配管、水道切 替工事含む
新館	浴室ボイラー交換	真空式温水ヒーター（缶体出 力 349kw） 2 基	
懷徳館	自動火災報知設備修 繕	感知器、受信機、発信機、音 響装置、表示灯改修	併せて耐震診断を行 う

総合計画後期計画策定方針案について

1 趣旨

奥州市は平成29年3月に、「第2次奥州市総合計画」を策定し、市民や、地域づくりに取り組む地域自治組織、NPO、並びに地方創生に取り組む企業等を始めとした各種団体と、行政が一体となり奥州市のまちづくりに取り組んできました。

この間、少子高齢化や人口減少のさらなる進行、医療・介護に係る課題の顕在化、そして近年では、人々の生活様式に大きな変容をもたらした新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、本市を取り巻く社会経済情勢は日々刻々と変化しています。

このような状況の中で、前期基本計画が令和3年度をもって終了することから、市民や各種団体との連携のもと、急激な時代の変化にも的確に対応し効果的なまちづくりを進め、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念に基づき奥州市の発展を持続可能なものとするため、中期的な行政運営の指針となる後期基本計画の策定を行うものです。

2 方針案

別添のとおりです。

第2次奥州市総合計画 (後期基本計画)

策定基本方針(案)

令和3年 月 日
奥州市

1 策定の趣旨

奥州市は平成29年3月に、10年間の長期ビジョンとなる基本構想と、基本構想の実現に向けた市政全般の施策を体系的に示した、5年間の基本計画からなる「第2次奥州市総合計画」を策定し、市民や、地域づくりに取組む地域自治組織、NPO、並びに地方創生に取組む企業等を始めとした各種団体と、行政が一体となり奥州市のまちづくりに取り組んできた。

この間、少子高齢化や人口減少のさらなる進行、医療・介護に係る課題の顕在化、そして近年では、人々の生活様式に大きな変容をもたらした新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、本市を取り巻く社会経済情勢は日々刻々と変化している。

また、令和2年3月には、第2期奥州市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定した。第1期市総合戦略から、総合計画の中で戦略プロジェクトの基本としての位置付けも継続しつつ、「総合計画・総合戦略と一体となったSDGsの推進」という新たな視点も盛り込んでおり、相互の関連性を高めている。

このような状況の中で、前期基本計画が令和3年度をもって終了することから、市民や各種団体との連携のもと、急激な時代の変化にも的確に対応し効果的なまちづくりを進め、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念に基づき奥州市の発展を持続可能なものとするため、中期的な行政運営の指針となる後期基本計画の策定を行うものである。

2 策定の視点

基本構想で掲げた「めざすべき都市像」及び前期基本計画の実績や社会情勢を踏まえつつ、社会的責務の遂行や実現可能性の向上を図り、次に掲げる視点を基本とし、後期基本計画の策定を進める。

(1) 市民憲章の実現に向けた計画づくり

活力ある労働環境、市民自らが学ぶ教育環境、健康で文化的な生活環境の実現に向けた計画とする。

(2) 市民と行政の「協働」による計画づくり

まちづくりの主体である市民の意向を十分に反映するとともに、市民の参画と協働のまちづくりの実現に向けた計画とする。

(3) SDGsの理念を具現化する計画づくり

2030年をゴールに国際社会全体の普遍的な目標として国連が設定した、SDGs（持続可能な開発目標）を念頭に、「持続可能な社会」を具現化するための計画とする。

(4) 未知なる感染症への対策を考慮した計画づくり

世界中で猛威を振るう新型コロナウイルスのような未知なる感染症に対して、「新しい生活様式」やデジタル技術の活用などによる感染拡大防止策を徹底するとともに、地域経済の停滞回避、活性化に寄与する計画とする。

(5) 実効性を担保する計画づくり

非常に厳しい財政状況の下、「財政健全化」を謳う中で計画の実現を図るため、経営的視点に立つ「選択と集中」を念頭に、財源や人員といった行財政資源の配分と整合を図りながら、事務事業の見直し、公共施設の適正配置と維持管理コストの縮減などを推進

し、行財政改革の実効性を重視した計画とする。

(6) 成果を評価できる計画づくり

可能な限り目標を可視化、数値化し、計画目標の達成度を市民にわかりやすい形で公表するとともに、市民との協働による進行管理を行うことができる計画とする。

3 総合計画の構成・計画期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」をもって構成し、それぞれの内容と計画期間は次のとおり。

(1) 基本構想

奥州市の現状とまちづくりの課題を明らかにし、長期的・広域的な視点から「めざすべき都市像」とまちづくりの基本方針としての戦略プロジェクトと施策の大綱などを定めたもので、市の総合的かつ計画的な行政運営を行うための指針となるべきもの。

現在の計画期間は、平成29年度から令和8年度までの10年間としている。

(2) 基本計画

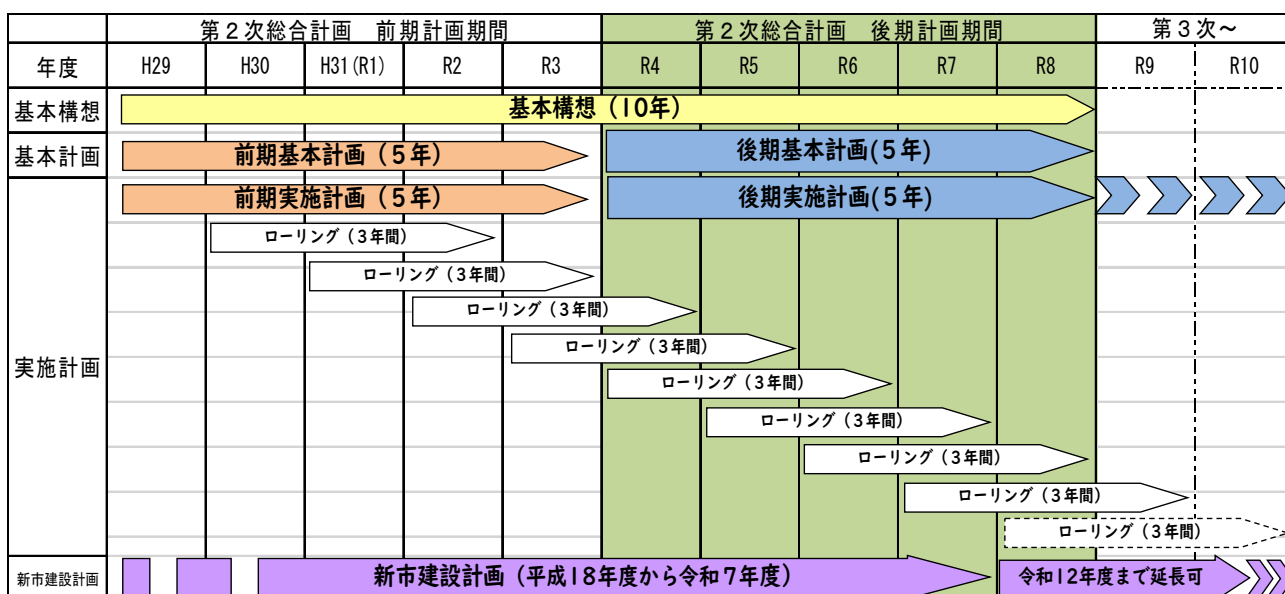
基本構想に掲げるめざすべき都市像を達成するため、大綱ごとに施策方針・主要事業、及びめざす目標として社会指標を明らかにしたもの。

計画期間は、前期計画期間を平成29年度から令和3年度の5年間としており、後期基本計画も令和4年度から令和8年度の5年間とする。

(3) 実施計画

基本構想及び基本計画を実現するための具体的な事務事業を表すもの。

計画期間は後期基本計画と同様、令和4年度から令和8年度の5年間とする。行政評価制度による進行管理とあわせ、次年度以降の3年を単位として毎年度計画の具体化について見直す。



4 計画の策定体制

(1) 市民参画

① まちづくり市民アンケート

第2期総合戦略策定時の令和元年度に、住民福祉やまちづくりに関する需要や市民意識を調査するため、市民3,000人を対象にアンケートを実施した。

この調査を踏まえつつ、前回アンケート実施後に感染拡大した新型コロナウイルス感染症による市民への影響を考慮し、再度アンケートを実施する。

それぞれ集計結果を分析のうえ、計画策定に活用する。

② パブリックコメント

多様な市民の意見を聴取するために、計画の素案を広報、ホームページなどで公表する。

③ 市政懇談会

計画策定の進行に合わせて意見を聴取するため、適宜市政懇談会など内容の公表や説明の機会を設ける。

(2) 審議会等

① 総合計画審議会

検討過程や案に対し、専門的、客観的な立場や市民の目線から助言、提言を得るほか、計画素案を諮問のうえ、答申を得る。

② 地域会議

検討過程や案を説明し、地域の施策や事業に対して出された意見を参考とする。

(3) 庁内体制

① 総合計画策定委員会

基本計画に関し、まちづくりの方向性や基本的な考え方を検討する組織として設置する。委員会には施策調整会議を、施策調整会議には施策検討会議を設置することができる。

5 計画策定手順

別に定める「第2次奥州市総合計画（後期基本計画）策定要領」によるものとする。

6 計画策定日程

別表のとおりとする。

第2次総合計画（後期基本計画）（素案）は、奥州市市民参画条例（平成21年市条例第36号）第4条に規定する市民参画を得るほか、議会への説明、奥州市総合計画審議会への諮問等を経て、令和4年2月までの決定を目途とする。

7 第2期奥州市まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係

前期基本計画において、人口プロジェクトの具体的な取組みについては、奥州市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」という。）に掲げる基本的施策をもとに進めてきた。しかしながら、現状は総合計画と総合戦略の計画期間が一致していない。両者

の整合を図るためには、このあたりの調整が必要となる。

また、総合計画審議会委員からは「総合戦略を市民に浸透させ、一丸となり取組む手法を見出すことが第一であり、総合戦略の認知度を上げる具体的な工夫を検討のこと。」という意見を頂戴している。

これらを鑑み、人口減少対策に対する取組みの認知度と実効性を高めるため、後期基本計画においては、第２期市総合戦略を総合計画と一体化させることを検討する。

(別表)

年度・月		総合計画 策定委員会	総合計画審議会	市民参画等	市議会
<u>R1</u>	<u>12月</u>			・ <u>第1回</u> 市民アンケート	
<u>R2</u>	<u>10~3月</u>	・策定方針案の説明	・施策評価 ・策定方針案の説明		
<u>R3</u>	4月	・施策体系等検討 ・評価指標の検討 ・計画素案作成		・ <u>第2回</u> 市民アンケート	・策定方針案の説明
	5月				
	6月				・計画素案の説明
	7月	・随時審議結果による修正 ・素案(中間案)の確認	・計画素案の検討 (分科会含む)		
	8月			・素案(中間案)の 地域会議への説明	・素案(中間案)の 説明
	9月	・市民意見、パブリックコメント等による修正		・市政懇談会による 市民意見の聴取	
	10月	・計画(案)の最終 確認		・パブリックコメントの実施	
	11月		・計画(案)の諮問、 答申		・計画(案)の説明
	12月				
	1月				(・計画の審議・議決) ※議会から、基本構 想の修正や、基本計 画の議決を求められ た場合
	2月				
	3月				